

自己点検・評価報告書

令和 7 年 6 月

岡山学院大学

岡山学院大学評価項目

基準I ミッションと教育の効果

ミッション

ミッションを確立している。

教育の効果

教育目的・目標を確立している。

学習成果を定めている。

卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針(三つの方針)を一体的に策定し、公表している。

社会貢献

高等教育機関として地域・社会に貢献している。

内部質保証

自己点検・評価活動等の実施体制を確立し、内部質保証に取り組んでいる。

教育の質を保証している。

基準II 教育課程と学生支援

教育課程

卒業認定・学位授与の方針に従って、単位授与、卒業認定や学位授与を適切に行ってい る。

教育課程編成・実施の方針に従って、教育課程を編成している。

教育課程は、大学設置基準にのっとり、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培うよう編 成している。

学習成果

授与する学位分野ごとの学習成果は明確である。

学習成果の獲得状況を適切に評価している。

学習成果の獲得状況を量的・質的データを用いて測定する仕組みをもっている。

学習成果の獲得状況の公表に努めている。

入学者選抜

入学者選抜は公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて実施している。

入学者選抜に関する情報を適切に提供している。

学生支援

学習成果の獲得に向けて学習支援を組織的に行っている。

学習成果の獲得に向けて学生の生活支援を組織的に行っている。

進路支援を組織的に行っている。

基準III 教育資源と財的資源

人的資源

- 教育課程編成・実施の方針に基づき教員を配置している。
- 教員は、教育課程編成・実施の方針に基づき教育研究活動を行っている。
- 学習成果の獲得が向上するよう事務職員等を配置している。
- 学習成果の獲得に向けて、教職員の役割や責任を規定している。
- 教職員等の資質、教育能力、専門的能力等が向上するよう組織的な研修を実施している。
- 労働関係法令を遵守し、人事・労務管理を適切に行っている。

物的資源

- 教育課程編成・実施の方針に基づき校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整備、活用している。
- 施設設備の維持管理を適切に行っている。

技術的資源をはじめとするその他の教育資源

- 教育課程編成・実施の方針に基づき学習成果を獲得させるために技術的資源を整備し、有効に活用している。

財的資源

- 財的資源を適切に管理している。
- 財的資源の実態を把握し、財政上の安定を確保するよう計画を策定し、管理している。

基準IV 大学運営とガバナンス

大学設置法人の意思決定

- 法令等に基づき大学設置法人の管理運営体制が確立している。

教学運営

- 学習成果を獲得するために教学マネジメントの確立に努めている。

ガバナンス

- 監事は法令等に基づき適切に業務を行っている。
- 評議員会等は法令等に基づき開催され、諮問機関等として適切に運営している。
- 会計監査人は法令等に基づき適切に業務を行っている。

情報公表

- 大学は、高い公共性と社会的責任を有しており、積極的に情報を公表・公開して説明責任を果たしている。

自己点検・評価報告書

この自己点検・評価報告書は令和 6 年 6 月から令和 7 年 3 月までの岡山学院大学の自己点検・評価活動の結果を記したものである。

令和 7 年 6 月

理事長

原田 俊孝

学長

原田 俊孝

【基準I ミッションと教育の効果】

[テーマ 基準I-A ミッション]

[区分 基準I-A-1 ミッションを確立している。]

<現状>

(1)ミッションは大学の教育理念・理想を明確に示している。

岡山学院大学は私立大学であるので「ミッション」を「建学の精神」と表現する。本学の建学の精神は、本学の創立者である原田林市初代理事長・学長が大正 13 年に岡山県浅口郡鴨方町六条院に設立した「岡山県生石高等女学校」の建学の精神、教育三綱領「自律創生、信念貫徹、共存共栄」を継承し、本学公式ウェブサイトにおいて次のように示し、学内外に表明している。

教育三綱領（1924 年制定）

創立者がその私学で養成する人物像を示したものが「建学の精神」です。

岡山学院大学・岡山短期大学の建学の精神は、「教育三綱領」です。

教育三綱領を基に、岡山学院大学では管理栄養士、そして岡山短期大学では保育者を育成します。

「自律創生」

道徳心を備えた実践的な行動力を修得する。

「信念貫徹」

目標を達成する継続的な学びと努力を実践する。

「共存共栄」

社会人の基礎力を修得し進んで世界の平和に貢献する。

この教育三綱領の意味は「人間は信念をもって生きるものであり、信念のない人間は舵のない船のようなものである。信念とは人間の生きる道であり、道は道路と同じで、必ず踏み行わなければならず、道を行かなければけがをし、あやまちをする。信念をもって如何なることがあろうとも道をはずさず生きるとの信念を徹底しなければならない。そして、この道は人間により拓かれ、道徳的 ideals 向かって人間の本務を体得するもので、価値としての自我の創造につとめるとともに校風の発展に努力し、更にはその道によって世界の人間と交流し、日本国民としての自覚をもって世界の平和に貢献せよ。」ということです。

また、本学は「岡山学院大学人間生活学部食物栄養学科の教育方針」を定め、建学の精神は教育理念、教育目標、学生の学習成果、三つの方針と関連し、学生便覧に明確に示している。

第1章 教育理念および学科の教育目標

第1条 教育理念

岡山学院大学の建学の精神「教育三綱領」は、

自律創生：道徳心を備えた実践的な行動力を修得する。

信念貫徹：目標を達成する継続的な学びと努力を実践する。

共存共栄：社会人の基礎力を修得し進んで世界の平和に貢献する。

であり、教育理念は、21世紀の我が国の少子高齢化の時代において、15歳から65歳までの生産年齢人口の縮小を抑止するために、国民一人一人の健康維持及び増進をはかり、我が国の労働生産力の向上に寄与する Society 5.0 時代の人材を本学の「人間教育」と免許・資格を取得する「技術・技能教育」をもって育成することである。そしてそのために、本学はアセスメント・ポリシーに基づく高等教育の質保証を図り、栄養・食を通して、人々の健康と幸福に貢献する管理栄養士養成の教育目標を達成することを使命とする。

人間生活学部食物栄養学科の教育目標

人間生活学部食物栄養学科では、高度な専門知識や技能を修得し、健康寿命延伸・QOL 向上のための栄養の指導を行う専門家を育成する。

4年間じっくり学ぶことで、栄養士免許を取得するとともに、管理栄養士の国家試験受験資格を得る。管理栄養士とは、「人」の健康の維持増進をはかるための栄養の指導に携わる専門家である。高齢化が進むこれからの中社会にあってはチーム医療のスタッフとして大いに期待され、また、食品技術系の企業においても、管理栄養士に入材ニーズが高まっている。食物栄養学科では将来、こうした栄養・食を通して、人々の健康と幸福に貢献する管理栄養士を育てるために次の教育目標を掲げている。

- ① 生活習慣病の予防と改善に貢献する管理栄養士の養成
- ② 疾病の予防や治療において栄養評価・判定に基づく高度な専門知識・技能による栄養指導及び栄養管理等に携わることのできる管理栄養士の養成
- ③ 豊かな人間性に富み、カウンセリングや福祉・介護分野の知識を修得した管理栄養士の養成
- ④ 人材ニーズが高まっている食品技術系の企業で活躍する管理栄養士の育成
- ⑤ 学校における食に関する指導の目標、食に関する指導の全体計画、各教科等や給食における食に関する指導方法を修得し、管理栄養士として学んだことを学校教育の現場で生かすことができる栄養教諭の育成

※ Society 5.0 とは（内閣府 https://www8.cao.go.jp/cstp/society5_0/）

サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会（Society）である。

狩猟社会（Society 1.0）、農耕社会（Society 2.0）、工業社会（Society 3.0）、情報社会（Society 4.0）に続く、新たな社会を指すもので、第5期科学技術基本計画（平成28～令和2年度）において我が国が目指すべき未来社会の姿として初めて提唱された。

Society 5.0 で実現する社会は

IoT（Internet of Things）で全ての人とモノがつながり、様々な知識や情報が共有され、今までにない新たな価値を生み出すことで、これらの課題や困難を克服する。

また、人工知能（AI）により、必要な情報が必要な時に提供されるようになり、ロボットや自動走行車などの技術で、少子高齢化、地方の過疎化、貧富の格差などの課題が克服される。

社会の変革（イノベーション）を通じて、これまでの閉塞感を打破し、希望の持てる社会、世代を超えて互いに尊重し合あえる社会、一人一人が快適で活躍できる社会となる。

Society 5.0 時代に必要な 3 つの力（岡山学院大学人間生活学部食物栄養学科 基礎教育科目の教育課程編成・実施の方針）

クリエイティブル

基礎的な知識から新しい知識・健康関連データを創造する力や新食品開発企画力や研究開発力など栄養学分野の基本的な能力と知識を現代の諸問題と関連づけて展開できる力

マネジメント力

Society 5.0 時代のビッグデータを管理・活用し、個人のヘルスプランを創案し、健康改善につなげる技術に必要な数量的スキルや ICT リテラシー、チームワーク、リーダーシップ、コミュニケーションの能力などの力

ホスピタリティ力

心身のサポートや精神的にケアする力、健康づくりをサポートするために社会人としての態度、信念、意見および責任を果たすために必要な倫理観、自己管理力などの力

学生の学習成果

本学で学ぶ学生の卒業時の学習成果は、建学の精神「教育三綱領」の基、自律した信念のある社会人となることである。

Society 5.0 時代の現場に即応でき、栄養・食を通して、人々の健康と幸福に貢献できる管理栄養士になるために、学科の教育課程（基礎教育科目および専門教育科目）の学習をとおして、次の学習成果を獲得する。

I. 専門的学習成果

学科の専門学習では、Society 5.0 時代の現場に即応でき、栄養・食を通して、人々の健康と幸福に貢献できる管理栄養士になるため、学科の教育課程の学習をとおして、専門知識と専門的能力を獲得する。

- ① 多様な専門領域に関する基本となる専門的知識を獲得する。
- ② チーム医療の重要性を理解し、他職種や患者とのコミュニケーションを円滑に進める能力を獲得する。
- ③ 公衆衛生を理解し、栄養・給食関連サービスのマネジメントを行う能力を獲得する。
- ④ 健康の保持増進、疾病の一次、二次、三次予防のための栄養指導を行う能力を獲得する。
- ⑤ 子どもが将来にわたって健康に生活していくよう、食に関する指導（学校における食育）をする能力を獲得する。

II. 汎用的学習成果

基礎教育科目の学習をとおして、

①基礎的な知識から新しい知識・健康関連データを創造する力や新食品開発企画力や研究開発力など栄養学分野の基本的な能力と知識を現代の諸問題と関連づけて展開できるクリエイティブ力を獲得する。

②数量的スキルやICTリテラシーでSociety 5.0時代のビッグデータを管理・活用し、円滑なチームワーク、リーダーシップ、対人コミュニケーションで、Society 5.0時代のビッグデータを管理・活用し、個人のヘルスプランを創案し、健康改善につなげるマネジメント力を獲得する。

③心身のサポートや精神的にケアする力、健康づくりをサポートするために信頼される社人としての態度、信念、意見および責任を果たすために必要な倫理観、自己管理力などのホスピタリティ力を獲得する。

卒業認定・学位授与の方針

学位：学士（栄養学）

Society 5.0時代の現場に即応できる管理栄養士になるため、基礎教育科目および管理栄養士課程の専門教育科目の単位を修得し、学則に規定する卒業に必要な単位を修得した者に学位を授与する。

卒業を認める卒業生の学習成果は次のとおりである。

1. 学位授与に必要な単位を修得している。

2. 卒業後社会人として求められるコミュニケーション能力、態度（心構え）や職業に対する知識、理解、価値、意見を獲得している。

尚、単位認定は科目の成績評価を基礎として単位認定の教授会において、学習成果を基準に判定する。

教育課程編成・実施の方針

管理栄養士課程として、栄養士の免許および管理栄養士の国家試験受験資格を得るために専門教育科目を編成し、実施する。

また、同時に「食品衛生資格履修コース」を専門教育科目の中に科目指定し、実施する。

栄養教諭一種免許状を得るための教職課程を編成し、実施する。

Society 5.0時代に求める3つの力を汎用的学習成果として獲得させる基礎教育科目にクリエイティブ力基礎科目群、マネジメント力基礎科目群及びホスピタリティ力基礎科目群を編成し、実施する。

希望者に対して、フードスペシャリスト資格認定証、専門フードスペシャリスト資格認定証、図書館司書などが取得できるサブカリキュラムも編成し、実施する。

入学者受入れの方針

本学に入学する人物には、次のような資質・能力を求める。

- ・栄養・食を通して、人々の健康と幸福に貢献する管理栄養士の仕事を理解している。
- ・卒業後、管理栄養士として働く意思が強い。
- ・Society 5.0時代に必要なスキルの修得意識が強い。
- ・本学での学習に必要な一定水準の学力を身に付けている。
- ・生物、化学を基礎とする学習に努力できる。

(2)ミッションは教育基本法等に基づいた公共性を有している。

本学の建学の精神「教育三綱領」は、本学の自主性を備えつつ教育基本法及び私立学校法に合致したものであり、法に基づいた公共性を有している。

教育基本法第六条において、「法律に定める学校は、公の性質をもつものであって、国又は地方公共団体の外、法律に定める法人のみが、これを設置することができる」とある。これは、学校の事業の性質が公のものであり、それが国家公共の福利のためにつくすことを目的とすべきものであって、私のために仕えてはならないという考え方である。

同法第一条に、「教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない」とある。この目的を実現するために、同法第二条に五項目の目標が示されている。すなわち、「一 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと」、「二 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の

精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと」、「三 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと」、「四 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと」、「五 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんだ我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと」である。

また、私立学校法第一条には、「この法律は、私立学校の特性にかんがみ、その自主性を重んじ、公共性を高めることによって、私立学校の健全な発達を図ることを目的とする」とある。私立学校の特性を認めつつ教育基本法に示された教育の目的及び目標と矛盾しないことを求めているのである。

(3)ミッションを学内外に表明している。

建学の精神「教育三綱領」は入学式当日に配付する学生便覧の内表紙に教育三綱領と岡山学院大学校歌を示し、さらに学則施行細則においても教育三綱領とその説明を示している。学長は入学式式辞において教育三綱領について説明している。また、基礎教育科目「栄養士基礎理解」において、学長が 1 コマの授業を担当し教育三綱領に関する学びがある。さらに、学長は卒業式式辞において学生の学習成果の獲得並びに教育三綱領の基で人生のステージを歩むよう説明している。このようにして入学と同時に新入生、教職員一同で建学の精神を共有し、保護者にも周知し、在学中の授業で学生に対する教育三綱領の理解、さらに、卒業式において教育三綱領の基で卒業後のキャリア形成につなげていくようにしている。

また、学外に対しては本学公式ウェブサイト、学校案内パンフレット等において教育三綱領を示し、オープンキャンパス等の場でも説明している。

(4)ミッションを学内において共有している。

日常の学生生活においては教室などに教育三綱領とその解説を掲示して啓発にも努めている。このようにして学生は教育課程内、学生生活の様々な場面で建学の精神「教育三綱領」について学び、学内において共有している。

(5)ミッションを定期的に確認している。

本学は、平成 20 年度から 24 年度まで、及び 25 年度から 29 年度まで、平成 30 年度から令和 4 年度までの 5 カ年の経営改善計画を実施してきた。現在は令和 6 年度から令和 10 年度までの経営改善計画を実施しているところである。経営改善計画は、高等教育の現況および将来展望に即した計数管理をするために、学生の学習成果を焦点にした質保証のための査定サイクルにより高等教育の使命の検証を含めた 5 カ年計画を策定し、年度予算への落としこみをすることで Plan – Do – Check & Action の体制を確立させるとともに、経営基盤の安定化を図ることを目標として策定した。査定サイクルは学生の学習成果を焦点とするものであるが、その前提として建学の精神、教育理念、教育目標、学生の学習成果及び三つの方針の関連性の点検が基本となる。そのため、

本学は建学の精神をこの査定サイクルの中で定期的に点検し確認している。

<テーマ 基準I-A ミッションの課題>

特になし

<テーマ 基準I-A ミッションの特記事項>

特になし

[テーマ 基準I-B 教育の効果]

[区分 基準I-B-1 教育目的・目標を確立している。]

<現状>

(1) 学部・研究科等の教育目的・目標をミッションに基づき確立している。

本学は、「岡山学院大学人間生活学部食物栄養学科の教育方針」に基づき、本学の学則施行細則に「教育理念および学科の教育目標」を明確に示し、食物栄養学科が管理栄養士の養成のための学科であることを建学の精神に基づき十分に反映させている。

(2) 学部・研究科等の教育目的・目標を学内外に表明している。

学科の教育目的・目標は、様々な機会や場面において学内外に明確に表明している。学内に対しては、学長は入学式及び卒業式の式辞において、建学の精神である教育三綱領と併せて、教育目的・目標について述べている。また、入学式当日に配付する「学生便覧」には、学則施行細則第1章「教育理念および学科の教育目標」第1条「教育理念」において、教育目的・目標を明記している。これにより、学生および保護者は、入学と同時に教育目的・目標を知り、意識することが出来る。学外に対しては、学長はオープンキャンパスにおいて、建学の精神である教育三綱領と併せて、教育目的・目標について述べている。また、本学案内パンフレット及び本学公式ウェブサイトにおいて、「食物栄養学科の学生の学習成果と三つの方針(卒業認定・学位授与、教育課程編成・実施、入学者受け入れ)」を公開し、学科教員は入試懇談会等で高等学校教員に対して説明している。また、教職員は進学ガイダンス等の場で本学への進学を検討する高校生に対して説明している。

(3) 学部・研究科等の教育目的・目標の達成状況を把握・評価している。

本学は、毎月の岡山学院大学FD委員会(以下、FD委員会)の中で教育目的・目標を確認するとともに、その妥当性、適切性について専任教員を中心として話し合い、繰り返し点検している。なお、令和7年度からの学部学科名称変更に伴い、教育目的・目標を、「栄養管理の専門教育に重きをおく大学」を「フードマネジメントに重きをおく大学」に、「Society 5.0 で実現する地域社会の指

導者たる人材の育成」を「Society 5.0 で実現する地域社会の指導者たるデジタル生活人材の育成」に変更した。さらに、前後期の授業実施後にその評価を行う中で、教育目的・目標に照らして妥当性、適切性を再確認している。

(4) 学部・研究科等の教育目的・目標に基づく人材養成が地域・社会の要請に応えているか定期的に点検している。

教育目的・目標に基づく人材養成が地域・社会の要請に応えているかどうかの定期的な点検については、毎年卒業生の就職先訪問を実施し、施設長等から、本学の教育目的・目標に基づいた人材養成が管理栄養士の現場の要請に応えているかどうかについて率直な意見を聴取している。その際に就職先アンケートも持参し、量的、質的な調査も実施している。この結果は、12 月に開催する岡山学院大学・岡山短期大学 FD・SD ワークショップ(以下、FD・SD ワークショップ)の場で報告し、定期的に点検している。しかしながら、令和 6 年度は学部学科名称変更申請の関係により、就職先訪問は実施していない。

[区分 基準I-B-2 学習成果を定めている。]

<現状>

(1) 大学としての学習成果をミッションに基づき定めている。

本学は学生の学習成果を「岡山学院大学人間生活学部食物栄養学科の教育方針」及び「食物栄養学科の学生の学習成果と三つの方針」として規程整備してある。したがって学習成果は、「学生便覧」の「学則施行細則」第1章 教育理念および学科の教育目標の第1条において、建学の精神「教育三綱領」、教育理念、食物栄養学科の教育目標、学生の学習成果、三つの方針(卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針)を建学の精神に基づいて一体的に定めている。

(2) 学部・研究科等の学習成果を学部・研究科等の教育目的・目標に基づき定めている。

「学則施行細則」第1章第1条において、食物栄養学科の教育目標①②③④⑤および学生の学習成果である I. 専門的学習成果、II. 汎用的学習成果が示されている。教育目標①②③④⑤は主に専門的学習成果に対応している。Society 5.0 時代に必要な 3 つの力を編成し汎用的学習成果に対応している。

(3) 学習成果を学内外に表明している。

本学は学生の学習成果を様々な場面において示すようにしている。まず学内に対しては、学長は入学式の式辞において、学習成果について述べている。また、入学式当日に配付する「学生便覧」には、前掲の通り学生の学習成果が明記してある。これにより、学生および保護者は、入学とともに学習成果を意識することが出来る。さらにシラバスでは、科目レベルの各科目的学習成果が明記されており、その内容は授業担当者が第 1 回の授業時に学生に対して説明している。シラバ

スは岡山学院大学・岡山短期大学シラバス作成規則に則って作成し岡山学院大学・岡山短期大学シラバスチェック規則に則って点検する。シラバスには根拠となる専門的学習成果や汎用的学習成果の評価をどのように行うのか、その評価方法も明記している。

次に、学外に対しては、本学公式ウェブサイトにおいて、「食物栄養学科の学生の学習成果と三つの方針」を表明している。食物栄養学科の学習成果と三つの方針について、学科教員は、入試懇談会や高校訪問等の場で高等学校教員に対して学生の学習成果について説明している。また、食物栄養学科の学習成果と三つの方針について、教職員は進学ガイダンス等の場で本学への進学を検討する高校生に対して学校案内パンフレット等を使って説明している。

(4) 学習成果を学校教育法の大学の規定に照らして、定期的に点検している。

学校教育法第八十三条において、「大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする。」とある。本学では FD 委員会の中で学生の学習成果を確認するとともに、その妥当性、適切性について話し合い、繰り返し点検している。さらに、前後期の授業実施後の成績評価の中で、学習成果の妥当性、適切性を再確認している。また、12月に開催される FD・SD ワークショップで、学習成果の点検の過程(PDCA サイクル)について評価に基づいて学習成果を検討している。また、令和 7 年度からの学部学科名称変更申請に伴い、令和 6 年度は学生の学習成果を変更した。

[区分 基準I-B-3 卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針(三つの方針)を一体的に策定し、公表している。]

<現状>

(1) 授与する学位分野ごとに、組織的議論を重ね、三つの方針を関連付けて一体的に策定し、学内外に表明している。

本学は三つの方針を「岡山学院大学人間生活学部食物栄養学科の教育方針」及び「食物栄養学科の学習成果と三つの方針」として規程整備してある。規程により建学の精神「教育三綱領」、教育理念、食物栄養学科の教育目標、学生の学習成果、三つの方針を関連付けて一体的に定めた三つの方針は学生便覧「学則施行細則」第 1 章第 1 条に規定してある。

【人間生活学部食物栄養学科の 3 つの方針】

卒業認定・学位授与の方針

学位:学士(栄養学)

Society 5.0 時代の現場に即応できる管理栄養士になるため、基礎教育科目および管理栄養士課程の専門教育科目の単位を修得し、学則に規定する卒業に必要な単位を修得した者に学位を授与する。

卒業を認める卒業生の学習成果は次のとおりである。

1. 学位授与に必要な単位を修得している。

2. 卒業後社会人として求められるコミュニケーション能力、態度(心構え)や職業に対する知識、理解、価値、意見を獲得している。

尚、単位認定は科目的成績評価を基礎として単位認定の教授会において、学習成果を基準に判定する。

教育課程編成・実施の方針

管理栄養士課程として、栄養士の免許および管理栄養士の国家試験受験資格を得るために専門教育科目を編成し、実施する。

また、同時に「食品衛生資格履修コース」を専門教育科目の中に科目指定し、実施する。

栄養教諭一種免許状を得るための教職課程を編成し、実施する。

Society 5.0 時代に求める 3 つの力を汎用的学習成果として獲得させる基礎教育科目にクリエイティブ力基礎科目群、マネジメント力基礎科目群及びホスピタリティ力基礎科目群を編成し、実施する。

希望者に対して、フードスペシャリスト資格認定証、専門フードスペシャリスト資格認定証、図書館司書などが取得できるサブカリキュラムも編成し、実施する。

入学者受入れの方針

本学に入学する人物には、次のような資質・能力を求める。

- ・栄養・食を通して、人々の健康と幸福に貢献する管理栄養士の仕事を理解している。
- ・卒業後、管理栄養士として働く意思が強い。
- ・Society 5.0 時代に必要なスキルの修得意識が強い。
- ・本学での学習に必要な一定水準の学力を身に付けています。
- ・生物、化学を基礎とする学習に努力できる。

(2) 授与する学位分野ごとの卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)を明確に示している。

① 卒業認定・学位授与の方針は、学習成果に対応し、卒業の要件を明確に示している。

食物栄養学科の卒業認定・学位授与の方針は、学則施行細則第 1 条に次のとおり示している。

学位: 学士(栄養学)

Society 5.0 時代の現場に即応できる管理栄養士になるため、基礎教育科目および管理栄養士課程の専門教育科目の単位を修得し、学則に規定する卒業に必要な単位を修得した者に学位を授与する。

卒業を認める卒業生の学習成果は次のとおりである。

1. 学位授与に必要な単位を修得している。
2. 卒業後社会人として求められるコミュニケーション能力、態度(心構え)や職業に対する知識、理解、価値、意見を獲得している。

尚、単位認定は科目的成績評価を基礎として単位認定の教授会において、学習成果を基準に判定する。

また、学生の学習成果は同じく、学則施行細則第1条に次のとおり示している。

学生の学習成果

本学で学ぶ学生の卒業時の学習成果は、建学の精神「教育三綱領」の基、自律した信念のある社会人となることである。

Society 5.0 時代の現場に即応でき、栄養・食を通して、人々の健康と幸福に貢献できる管理栄養士になるために、学科の教育課程（基礎教育科目および専門教育科目）の学習をとおして、次の学習成果を獲得する。

I. 専門的学習成果

学科の専門学習では、Society 5.0 時代の現場に即応でき、栄養・食を通して、人々の健康と幸福に貢献できる管理栄養士になるため、学科の教育課程の学習をとおして、専門知識と専門的能力を獲得する。

- ①多様な専門領域に関する基本となる専門的知識を獲得する。
- ②チーム医療の重要性を理解し、他職種や患者とのコミュニケーションを円滑に進める能力を獲得する。
- ③公衆衛生を理解し、栄養・給食関連サービスのマネジメントを行う能力を獲得する。
- ④健康の保持増進、疾病の一次、二次、三次予防のための栄養指導を行う能力を獲得する。
- ⑤子どもが将来にわたって健康に生活していくよう、食に関する指導（学校における食育）をする能力を獲得する。

II. 汎用的学習成果

基礎教育科目の学習をとおして、

- ①基礎的な知識から新しい知識・健康関連データを創造する力や新食品開発企画力や研究開発力など栄養学分野の基本的な能力と知識を現代の諸問題と関連づけて展開できるクリエイティブ力を獲得する。
- ②数量的スキルや ICT リテラシーで Society 5.0 時代のビッグデータを管理・活用し、円滑なチームワーク、リーダーシップ、対人コミュニケーションで、Society 5.0 時代のビッグデータを管理・活用し、個人のヘルスプランを創案し、健康改善につなげるマネジメント力を獲得する。
- ③心身のサポートや精神的にケアする力、健康づくりをサポートするために信頼される社会人としての態度、信念、意見および責任を果たすために必要な倫理観、自己管理力などのホスピタリティ力を獲得する。

② 卒業認定・学位授与の方針は、社会的・国際的に通用性がある。

「卒業認定・学位授与の方針」は、「学習成果を焦点にした質保証のための査定サイクル」の仕組と「学位授与の方針(DP)の PDCA サイクル」によって教育の質保証を図っており、社会的(国際的)な通用性を確保している。「卒業認定・学位授与の方針」は、社会的・国際的な通用性を確保するため本学が定めた「学習成果を焦点にした質保証のための査定サイクル」の仕組と「卒業認定・学位授与の方針の PDCA サイクル」によって教育の質保証を図っており、その点検を定期的に実施している。

③ 卒業認定・学位授与の方針を定期的に点検している。

本学は関係法令などの度重なる法改正に遅滞なく対応を図っている。「卒業認定・学位授与の方針」は、学生が学習成果を獲得したことを認め、大学設置基準の卒業に係る法令に対して違反していない。

(3) 授与する学位分野ごとの教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)を明確に示している。

① 教育課程編成・実施の方針は、卒業認定・学位授与の方針に対応している。

食物栄養学科の教育課程編成・実施の方針は卒業認定・学位授与の方針に対応し、学則施行細則第1条に次のとおり示している。

教育課程編成・実施の方針

管理栄養士課程として、栄養士の免許および管理栄養士の国家試験受験資格を得るための専門教育科目を編成し、実施する。

また、同時に「食品衛生資格履修コース」を専門教育科目の中に科目指定し、実施する。

栄養教諭一種免許状を得るための教職課程を編成し、実施する。

Society 5.0 時代に求める3つの力を汎用的学習成果として獲得させる基礎教育科目にクリエイティブ力基礎科目群、マネジメント力基礎科目群及びホスピタリティ力基礎科目群を編成し、実施する。

希望者に対して、フードスペシャリスト資格認定証、専門フードスペシャリスト資格認定証、図書館司書などが取得できるサブカリキュラムも編成し、実施する。

基礎教育科目は、Society 5.0 時代に求める3つの力を汎用的学習成果として獲得する科目を編成し実施する。クリエイティブ力基礎科目群では、「基礎的な知識から新しい知識・健康関連データを創造する力や新食品開発企画力や研究開発力など栄養学分野の基本的な能力と知識を現代の諸問題と関連づけて展開できる力」を身に付ける。マネジメント力基礎科目群では、「Society 5.0 時代のビッグデータを管理・活用し、個人のヘルスプランを創案し、健康改善につなげる技術に必要な数量的スキルやICTリテラシー、チームワーク、リーダーシップ、コミュニケーションの能力などの力」を身に付ける。ホスピタリティ力基礎科目群では、「心身のサポートや精神的にケアする力、健康づくりをサポートするために社会人としての態度、信念、意見および責任を果たすために必要な倫理観、自己管理力などの力」を身に付ける。

② 教育課程編成・実施の方針を定期的に点検している。

Society 5.0 時代に求める学習成果を修得させるために、令和3年度より基礎教養科目から基礎教育科目に名称を改めた。そして、基礎教育科目にはクリエイティブ力基礎科目群、マネジメント力基礎科目群及びホスピタリティ力基礎科目群を編成し、実施した。この基礎教育科目は、合計22単位以上修得されることになる。令和5年度より、マネジメント力基礎科目群「教学マネジメント」を配置した。令和6年度は学部学科名称変更申請に伴い、基礎教育科目を再編した。令和7年度より、基礎教育科目からデジタル生活人材養成科目と名称が変更され、ヒューマン・サービス科目群、フードマネジメント科目群、コミュニケーション力科目群を編成する予定である。

(4) 授与する学位分野ごとの入学者受入れの方針(アドミッション・ポリシー)を明確に示している。

① 入学者受入れの方針は、学習成果に対応している。

食物栄養学科の入学者受け入れの方針は学生の学習成果に対応し、学則施行細則第1条に次のとおり示している。

本学に入学する人物には、次のような資質・能力を求める。

- ・栄養・食を通して、人々の健康と幸福に貢献する管理栄養士の仕事を理解している。
- ・卒業後、管理栄養士として働く意志が強い。
- ・Society 5.0 時代に必要なスキルの修得意識が強い。
- ・本学での学習に必要な一定水準の学力を身に付けている。
- ・生物、化学を基礎とする学習に努力ができる。

② 入学者受入れの方針は、入学前の学習成果の把握・評価を明確に示している。

次のように入学者受入れの方針及び入学前の学習成果の把握・評価を学生募集要項に明確に示している。

入学者受入れの方針

本学に入学する人物には、次のような資質・能力を求める。

- ・栄養・食を通して、人々の健康と幸福に貢献する管理栄養士の仕事を理解している。
- ・卒業後、管理栄養士として働く意志が強い。
- ・Society 5.0 時代に必要なスキルの修得意識が強い。
- ・本学での学習に必要な一定水準の学力を身に付けている。
- ・生物、化学を基礎とする学習に努力ができる。

入試選抜は、高校教育と大学教育の接点です。高大接続は、学力の三要素（「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」「主体性・多様性・協働性」）を踏まえた多面的・総合的な入試選抜をとることが重要です。「知識・技能」、「主体性・多様性・協働性」の判定は、高等学校の内申書を重視します。「思考力・判断力・表現力」の判定は、総合型選抜では自己推薦書と口頭試問の結果、学校推薦型選抜（指定校）では高等学校校長先生による高等学校学内選抜後の推薦書と面接、学校推薦型選抜（一般）では口頭試問形式の面接の結果、一般選抜では本学が独自に作成した試験問題の結果で行います。

[令和 6 年度学生募集要項から抜粋]

また、令和 6 年度からの学部学科名称変更に伴い、令和 7 年度学生募集要項では、入学者受入れの方針について、「Society 5.0 時代に必要なスキルの修得意識が強い」を「数理・データサイエンス・AI 教育の修得意識が強い」に変更し、さらに「卒業後、高梁川流域圏でフードビジネスを通して活躍する意志が強い」を加えた。

③ 入学者受入れの方針を、高等学校等関係者の意見も聴取して定期的に点検している。

本学教員が毎年 7 月と 9 月に学生募集のための高校訪問を行う。なお、令和 6 年度は学部学科名称変更申請の関係により、9 月にのみ高校訪問を行った。FD 委員会において、高校教員に対し本学の教育内容について意見を聴いて、その点検した結果を FD・SD ワークショップで報告するようにしている。しかしながら、令和 6 年度は学部学科名称変更申請の関係により、高校教員を対象とした本学教育内容についての意見聴取はできておらず、そのため令和 6 年度 FD・SD ワークショップでの報告はできなかった。

<テーマ 基準I-B 教育の効果の課題>

特になし

<テーマ 基準I-B 教育の効果の特記事項>

特になし

[テーマ 基準I-C 社会貢献]

[区分 基準I-C-1 高等教育機関として地域・社会に貢献している。]

<現状>

(1) 地域・社会への貢献についての取り組みに関する方向性を示している。

本学での地域・社会貢献の独自の取り組みとして、高齢者を対象とした「健康寿命延伸教室」を実施している。また、教員の持つ専門的知識・技術を社会に積極的に提供する「大学公開講座」を開講し、積極的に地域・社会への貢献に取り組んでいる。

(2) 地域・社会への貢献に取り組んでいる。

① 社会に向けた公開講座、生涯学習事業、正課授業の開放(リカレント教育を含む)等を実施している。

本学では、地域住民のために教員の持つ専門的知識・技術を社会に積極的に提供するように対応し、テーマ「食と健康」に関する「大学公開講座」を例年提供している。しかしながら、令和6年度は、学部学科の名称変更を届け出中であり、令和7年度からのカリキュラム等が未確定であったこと、また、令和7年度からの変更に対する準備などのため、「大学公開講座」は実施しなかった。令和7年度以降については、これまでと同様に「大学公開講座」を提供する予定である。

また、大学コンソーシアム岡山と山陽新聞社が共催する生涯学習事業の「吉備創生カレッジ」は、4月から9月までを前期、10月から3月までを後期として開講し、地域に根ざした生涯学習拠点を目指している。本学は大学コンソーシアム岡山の加盟校であり、令和6年度は下記の講座を担当した。

・テーマ:楽しく学ぶ片頭痛～我慢や不安のない生活のために～

講師:山田治来 教授

日時:2024年5月19日(日) 10:00～11:30

・テーマ:知っておきたい慢性頭痛～我慢しないで正しい対処を～

講師:山田治来 教授

日時:2024年11月10日(日) 15:30～17:00

② 地方自治体、企業(等)、教育機関及び文化団体等と協定を締結するなど連携している。

本学は、令和6年12月に倉敷市と、令和7年3月に浅口市と、食文化、保育・教育、デジタルなどの分野において双方の資源を有効に活用した活動を推進し、地域社会の持続的な発展に寄

与することを目的とする相互連携協定を締結している。本協定においては、①地域の食文化、保育・教育の充実およびデジタル社会の形成に関すること、②地域に根差す食文化、保育・教育およびデジタル社会の形成に資する人材育成に関すること、③防災、減災および災害時の支援に関すること、④地方創生への取り組みに関することなどについて連携協力をすすめるものとしている。

③ 教職員及び学生はボランティア活動等を行っている。

本学は独自の地域・社会への貢献の取り組みとして、高齢者を対象に、「健康寿命延伸教室」を実施し、健康教育に取り組んでいる。学生の学習成果は「Society5.0 社会の現場に即応する管理栄養士」になることである。この目的を達成するためには、栄養診断・栄養指導・健康に配慮した食事の提供などを実践する機会を増やす必要がある。そのため本学では基礎教育科目「アクティブラーニングⅠ（健康寿命延伸教室）」及び「アクティブラーニングⅡ（健康寿命延伸教室）」の授業を開講している。平成19年度より倉敷市老人クラブ連合会と連携して、学内で「栄養診断・栄養指導」（栄養マネジメント）と「健康に配慮した食事の提供」（給食経営管理）を学生主动で運営している。

・令和6年度健康寿命延伸教室は、下記の前期2回、後期1回を実施した。

5月18日(土)：高齢者13名

7月13日(土)：高齢者13名

12月14日(土)：高齢者12名

本学は、岡山県が実施する「地域に飛び出せ大学生！おかやま元気集落研究・交流事業」に令和5年度より採択され、令和6年度にはモデルとなりうる事業として継続採択された。令和6年度は「食文化を通じたエコツーリズムに関する実践的研究」をテーマに、笠岡諸島最南端に位置する六島を対象とした特産品の研究と地域交流活動を展開した。本事業は、若者の視点や発想を生かした地域課題の解決や地域活性化の方策を企画・立案するとともに、若者と中山間地域との交流を促進し、地域への関心や愛着を育むことを目的としている。プロジェクトの中核には、六島の豊かな食文化を反映した「島御膳」の開発があり、今後はこの「島御膳」を関係人口や観光客に提供することで、伝統や文化の継承、そして六島の魅力発信に貢献することを目指している。

また、本学の教員および学生は、「倉敷市日本遺産構成文化財を学ぶ ばらずしじセミナー」に参加している。本セミナーは、倉敷市の日本遺産の構成文化財に認定された伝統的食文化「ばらずし」をテーマに、地域住民を対象として開催されたものである。教員は、ばらずしに代表される地域の食文化とその栄養的価値について講話をを行い、地域の食への理解促進に貢献した。学生は、小学生および中高生が参加する「現代のライフスタイルに即した伝統食の継承と活用」に関するディスカッションにおいて、司会進行や意見のとりまとめを担い、円滑な議論の場づくりに寄与した。本取り組みを通じて、地域の食文化継承に貢献するとともに、学生の地域連携および社会貢献に対する意識の向上が図られた。

また、本学は、地域の企業・農家・社会福祉協議会と連携した「子ども食堂」におけるボランティア活動にも継続して参加している。特に、給食費未納の家庭が多い地域の小学校区において、地元産の米や野菜等の寄付を活用し、子どもたちにカレーを提供したり、食料品の無償配布(パントリー)等も行っている。学生にとっては、地域の方々との対話や実践を通して、地域の具体的な栄養課題に直面しながら学びを深める機会となっている。また、当該活動に関連して、管理栄養士養成課程での学びと食に関する地域活動との理論一実践の往還的関係を論じた研究成果を大学紀要で公表し、教育研究活動としても発信している。こうした取り組みは、「経済格差に伴う栄養格差」といった社会課題に対し、教育・研究を通じた社会的実践として展開されており、本学の社会的責任を果たす一例となっている。

その他には、本学は倉敷市が主催する「倉敷国際ふれあい広場」に学生ボランティアを派遣し、地域の国際交流活動に参画している。学生は来場者案内、ブース運営補助、交流イベントへの参加などを通じて、現場レベルで多様な活動に携わっており、知識の習得を超えて、異文化理解を実体験として深めている。これらの活動を通して、学生は多様な背景を持つ人々と触れ合うことで、実践的なコミュニケーション能力を涵養し、また、イベント運営の一部を担うことにより、地域活動の担い手としての役割も果たしている。

その他に本学が倉敷市と連携しているものに「倉敷市倉敷地区食育栄養まつり」、「こどものための食育フェア」がある。令和6年度はそれぞれ各1回行われた。子供から高齢者まで、楽しみながら食・健康について学べる場の提供を目的に開催されており、本学は骨密度測定や食育釣り堀など体験をとおして健康づくりを考えもらえるブースを出し、地域住民の健康増進に貢献している。また、倉敷児童館において幼児を対象にした親子料理教室を行っており、これらの活動は学生の主体的な学びにもつながっている。

(1) 地域・社会への貢献についての取り組みを定期的に点検している。

本学独自の地域・社会への貢献の取り組みである「健康寿命延伸教室」は、基礎教育科目「アクティブラーニングⅠ(健康寿命延伸教室)」及び「アクティブラーニングⅡ(健康寿命延伸教室)」の授業の一環として実施されている。「健康寿命延伸教室」が開催されるたびに、その回の反省、次回に向けての改善点等が学生より提案されることで常に点検がなされている。また、「健康寿命延伸教室」で得られたデータを基に、関係教員が地域高齢者の健康や栄養の状態に関してまとめた調査報告は、数年おきに大学紀要に掲載されている。

<テーマ 基準I-C 社会貢献の課題>

本学は地域貢献活動の一環として、教員の持つ専門的知識・技術を活かした「大学公開講座」を例年提供してきたが、令和6年度は、学部学科名称変更申請中であったため「大学公開講座」を実施しなかった。令和7年度以降については、例年通り「大学公開講座」を提供する予定である。

<テーマ 基準I-C 社会貢献の特記事項>

倉敷市が主催する「倉敷国際ふれあい広場」への学生ボランティア派遣は、文部科学省の「新たな教育振興基本計画(令和5年度～9年度)」に示された今後の教育政策—「共生社会・社会的包摂」、「地域社会の国際化への対応、多様性、公平・公正、包摂性(DE&I)ある共生社会の実現に向けた教育」とも整合しており、地域に根ざしたグローバル人材育成の具体例として実践している。

[テーマ 基準I-D 内部質保証]

[区分 基準I-D-1 自己点検・評価活動等の実施体制を確立し、内部質保証に取り組んでいる。]

<現状>

(1)自己点検・評価のための規程及び組織を整備している。

本学の通常の自己点検・評価は、学校法人原田学園岡山学院大学教育研究活動推進委員会規程により、理事会に教育研究活動推進委員会を組織し、教育研究活動の充実改善に資する点検評価を行う。また点検評価の項目は、岡山学院大学評価項目及び岡山学院大学評価項目観点表を定めている。

(2)定期的に自己点検・評価を行っている。

FD委員会及びSD委員会が自己点検・評価活動を日常的に行っている。毎年12月のFD・SDワークショップでその結果を報告し併設の短期大学教員の質疑応答を経るとともに評価を受ける。

(3)定期的に自己点検・評価報告書等を公表している。

毎年度の自己点検・評価報告書を公式サイトで公表している。

(4)自己点検・評価活動に全教職員が関与している。

自己点検・評価活動はFD委員会、SD委員会で全教職員が関わる。

(5)自己点検・評価活動に高等学校等の関係者の意見聴取を取り入れている。

高大接続連携校及び高等学校に対してアンケートによる学外(地域)外部評価を行い、その結果は例年12月のFD・SDワークショップで報告している。しかしながら、令和6年度は学部学科名称変更の準備及び認証評価の実施のため、外部評価を実施することができなかった。令和7年度については、高校訪問による意見の聴取とアンケート調査を実施する予定である。

(6)自己点検・評価及び認証評価の結果を改革・改善に活用している。

自己点検・評価結果は理事会の教育研究活動推進委員会の点検・評価および経営改善計画

(令和6年度～令和10年度(5ヶ年))を実施しているプロジェクトチーム(PT)の実施計画に活かされている。

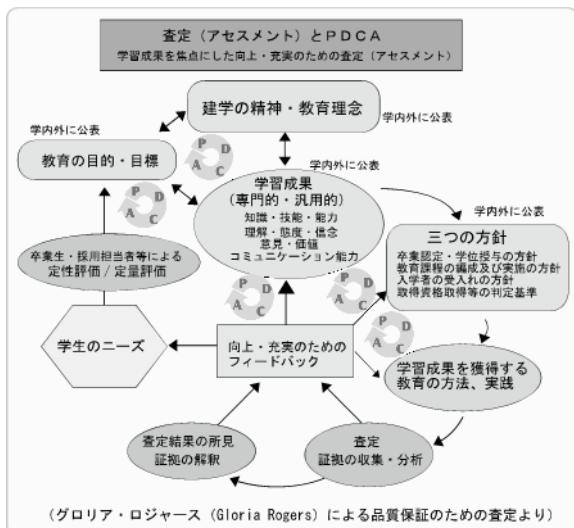
[区分 基準I-D-2 教育の質を保証している。]

<現状>

(1) 学習成果を焦点とする査定(アセスメント)の手法を有している。

学習成果を焦点とする査定(アセスメント)の手法は、教学マネジメントの強化から、「岡山学院大学・岡山短期大学アセスメント・ポリシー(学習成果を焦点にした向上・充実のための査定の方針)」に則り教育の質保証を図っている。

学習成果を査定するPDCAサイクルの概念図は下図のとおりであり、授業の改善・充実を図るため各教員が日常的に実施し、FD委員会で定期的に点検している。



1. 本学は自己点検・評価に積極的に取り組む。
2. 自己点検・評価には理事長・学長が率先して関わり、ALO(連絡調整責任者)の教員を任命して全学的な教育の質保証の体制を構築する。
3. 自己点検・評価活動に際しては、大学・学科内および関係部署の対話を通じて学生の学習成果を焦点にした質保証のための査定サイクルと日常的なPDCAサイクルで実施する。
4. 自己点検および評価活動の結果は、新たな事業計画、カリキュラム改革、授業改善活動および研究環境の改善など学生の学習成果を向上させるための学内の諸活動にフィードバックする。
5. 査定のサイクルは1年間または前期・後期(セメスター)の期間でサイクルを継続して実施するが、PDCAはセメスター毎で行う授業評価と学期中の成績評価等によって改善改良を加えていく仕組みである。
6. 査定サイクルの流れは、学内・学外に対して表明している「建学の精神と教育理念」、「教育の目的・目標」、「学生の学習成果」の相互の関係の点検、および同様に表明している「学生の学習成果」を獲得するための「卒業認定・学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」、「入学者受入れの方針」(三つの方針)や取得資格取得等の判定基準が明解であることを点検する。

7. 教育は、学習成果を獲得させるために、三つの方針のもとに「学習成果を基にした教育の方法、実践」を行い、その結果について「査定：証拠の収集、分析」と「査定結果の所見：証拠の解釈」の部分で事実に基づく量的・質的データを収集し、学習成果の獲得状況について分析を行う。
8. 「向上・充実のためのフィードバック」では、「学生の学習成果、三つの方針の点検、教育の方法・実践、および学生のニーズ」の点検・評価と評価後の適否について関係する行為や動作を修正・調整して学習成果の獲得に向けて改善・充実を図るための PDCA サイクルを FD 委員会、SD 委員会および教授会等によって継続して実施し向上・充実を図る。
9. また「学生のニーズ」は学生自身の要求ではなく、卒業生が社会の求める人材であるか否かを学生の進路先から得た量的・質的データを基にして点検し、否の場合には「教育の目的・目標」を点検する。従って卒業後の学生についての情報を得て、学科の教育目標等が社会の実状にあつているかどうかということを点検する。
10. 「向上・充実のためのフィードバック」において、適否に関する行為や動作を修正・調整し、学習成果の獲得に向けて改善・充実を図るための PDCA サイクルを FD 委員会、SD 委員会で継続して実施し、経営改善計画を実施しているプロジェクトチームにおいて実施結果を点検する。

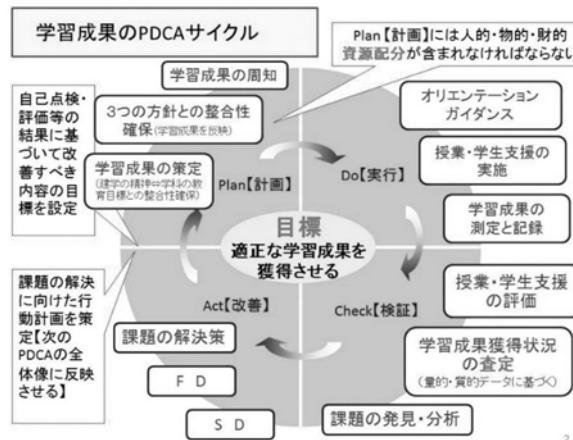
(2) 査定の手法を定期的に点検している。

本学では上記のような「査定(アセスメント)の手法」をもとに「向上・充実のためのフィードバック」によって、適否に関する行為や動作を継続的に修正・調整している。

また、経営改善計画(令和 6 年度～令和 10 年度(5 ヶ年))を実施しているプロジェクトチーム(PT)において実施結果を定期的に点検している。

(3) 教育の向上・充実のための PDCA サイクルを活用している。

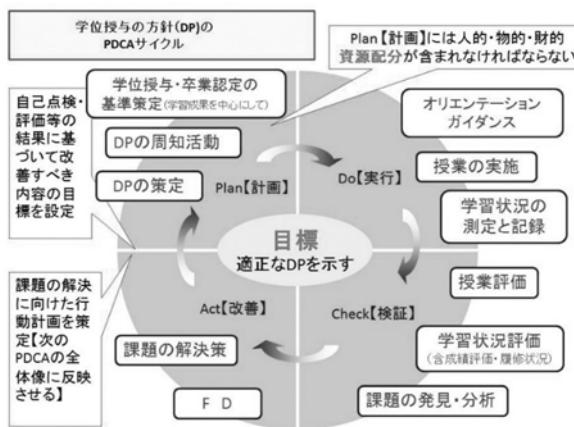
PDCA サイクルの概念図を以下に示す。



「学習成果を焦点にした向上・充実のための査定(アセスメント)」の『学習成果を獲得する教育の方法、実践』の部分である。『学習成果を基にした教育の方法、実践』の表現は、学習成果を獲得させるようにした教育の方法で実践するという意味である。具体的には、教育研究活動そのもの

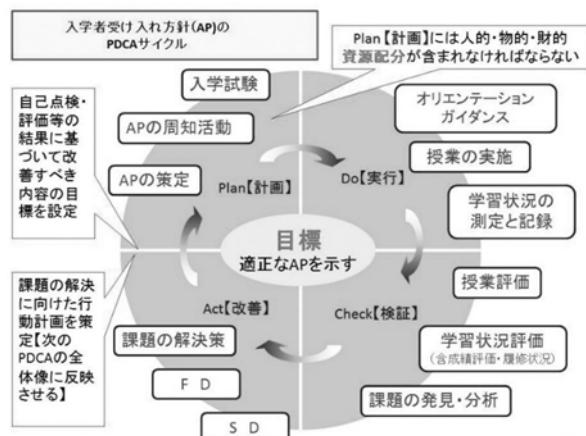
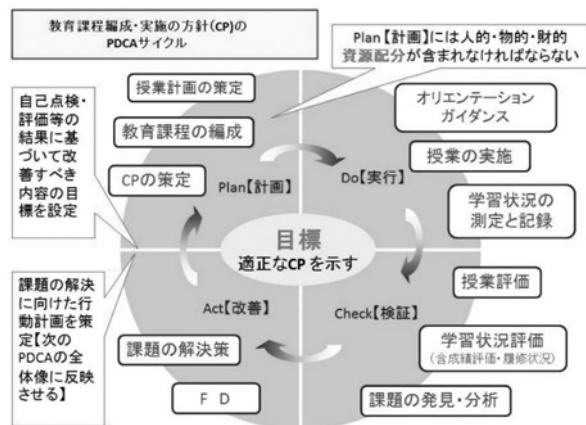
であり、主として授業を行うことである。評価は学生の成績や授業評価を量的・質的なデータを収集して、分析し、向上充実のためにフィードバックして上図の PDCA サイクルにより改善を図る。

Plan の学習成果の策定では建学の精神と学科の教育目標との整合性を確保するとともに三つの方針との整合性も確保させてるので、建学の精神、教育の目標、学習成果の相互関係と合わせて教育課程の卒業・取得資格・学習成果の判定基準との連携を図る。また、学習成果は、Do の前にどのような学習成果を身につけさせるか、汎用的なものと専門的なもの、態度や多様な動作など、学生が獲得する学習成果を学内外に周知しておく。また周知した学習成果が獲得できたかどうかということの Check の指標等も Plan の中に組み立てておく。続いて Do に入ると、学生に対してオリエンテーションやガイダンスでどのような授業の方法を行うかなどシラバスにおいても示すようになるが、さらに、ガイダンスではシラバスの学習成果を詳しく説明そして授業を行い学習のための学生の支援を実施し授業終了後の学習成果を測定し記録する。担当する授業科目のシラバスには学科の学習成果のどの部分の学習成果を獲得するかということを示すことになる。Check では、授業内容と学生支援に対する学生による評価や、学生の成績評価や履修状況などから学習成果の獲得状況を査定し、その結果から課題を発見し分析をする。そして、Act では授業で獲得する専門的な学習成果にかかわるものは教員の FD で、汎用的な学習成果は事務職員の支援も重要であるので SD も取り入れる。したがって FD・SD を経て課題の解決策を見つけて、次の新しい Plan に入っていくことになる。このサイクルがスパイラルアップで進行する PDCA を作って行く。



卒業認定・学位授与の方針の PDCA も学習成果を獲得させることを目的とする PDCA になるので学習成果と関連した DP(ディプロマ・ポリシー)を策定し学内外に周知を図る。Plan の学位授与・卒業認定の基準策定(学習成果を中心にして)では、DP は単に学位授与ということだけではなく、卒業のための判定基準も取り入れる。学習成果の獲得は、必要単位を修得すれば卒業ではなく、社会人としての人間形成の判定の方法も Plan の中に入れる。Do ではこのことをオリエンテーションやガイダンスで学生に対して周知し、授業を実施し、学生の学習状況の測定と記録を行う。そして Check において、学生の授業評価、学習状況の評価による課題の発見・分析を行い、Act では FD または教授会等で、この課題の解決策を見つけ、次の Plan へと進めていく。

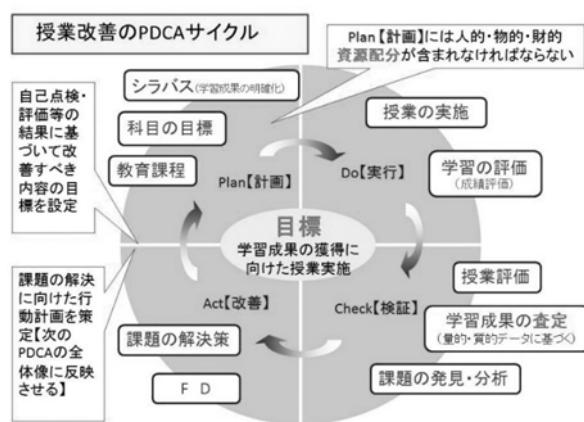
教育課程編成・実施の方針の PDCA(次ページ)も学習成果を獲得させることを目的とする PDCA になるので、Planにおいて CP(カリキュラム・ポリシー)の策定と教育課程を編成しシラバスを策定するが、同時に CP が実際に成功したかどうかという Check の際の課題の発見、分析などの検証の方法を定める。Do ではこのことをオリエンテーションやガイダンスで学生に対して周知し、授業を実施し、学生の学習状況の測定と記録を行う。そして Check において、学生の授業評価、学習状況の評価による課題の発見・分析を行い、Act では FD または教授会等で、この課題の解決策を見つけ、次の Plan へと進めていく。



入学者受入れの方針は、学生の学習成果、教育課程編成・実施の方針、卒業認定・学位授与の方針を明確に示してどのような学生に入学して欲しいかという方針である。したがって、Plan では AP(アドミッション・ポリシー)の策定を行い、その周知活動が重要になってくる。入学生は AP を理解して入ってこなければならないので AP の説明においては学生の学習成果を十分に示す。そして求める学生を判定するための入学試験を計画する。そして受験生には AP をしっかりと示して本学を受験してもらうということになる。入学後は、Do の部分でオリエンテーションやガイダンス、それから授業の実施へと DP、CP の PDCA サイクルと同じ流れになるが、AP については、事務職員の関与も重要になってくるので SD 委員会も取り入れる。

教員は、授業改善の PDCA サイクル(次ページ)で自らの授業の改善を図る。Plan では、教育課程の授業科目の目標からシラバスの作成を行うが、学生の学習成果は、大学全体の建学の精神・教育理念と合わせて学科の教育目的・目標から定まっており、そしてその学習成果を獲得させるよう学科の教育課程を編成しているので、教育課程の中の単体の授業科目にも、学科の学生の学習成果を反映させなければならない。Do における授業の実施、学習の評価の中には単体の授業科目としての専門的学習成果と併せて学科が定めた汎用的学習成果も含まれる。そして Check において、学生の授業評価、学習状況の評価による課題の発見・分析を行い、Act では FD 委員会または教授会等で、この課題の解決策を見つけ、次の Plan へと進めていく。

上記事柄について、学科教員会議の場において教員に対して周知している。



6

(4) 学校教育法、大学設置基準等の関係法令の変更などを確認し、法令を遵守している。

本学は法令、省令の変更などを適宜確認し、対応に遺漏のないよう努めている。

<テーマ 基準I-D 内部質保証の課題>

特になし

<テーマ 基準I-D 内部質保証の特記事項>

令和 5 年度自己点検・評価報告書において、大学・短期大学基準協会の内部質保証のループ リックの Level IV の各項目について自己判定し「人材養成の目的の中に含めて学生に認識させて いる。」にチェックをすることはできなかった。新たに開講した授業「教学マネジメント」(3 年前期)で、「ディプロマサプリメントの成果とキャリア的思考」において、設定した汎用的学習成果を獲得できた 学生が 24 名中 4 名と少なかったためである。

令和 5 年度 FD・SD ワークショップで報告された「教学マネジメント」授業の実施・課題を基に、令 和 6 年度「教学マネジメント」授業を行った。令和 6 年度前期終了時の授業アンケートにおいて、「この授業に興味・関心を持つことができた。」、「この授業で学んだ内容をよく理解できた。」、「この 授業は役に立つと思う。」、「この授業を履修してよかったです。」の設問におよそ 82%の学生が肯

定的な意見を示していた。上記状況を鑑み、令和 6 年度においては大学・短期大学基準協会の内部質保証のループリックの Level IV の各項目について自己判定し「人材養成の目的の中に含めて学生に認識させている。」にチェックをすることができると判断する。

<基準 I ミッションと教育の効果の改善状況・改善計画>

教学マネジメントにおいて、設定した汎用的学習成果を獲得できている学生、授業内容が理解できている学生は増加している。また、FD 委員会で今後も内部質保証を取り上げ学生の学習成果の獲得を焦点とすることにより、内部質保証の向上を図ることができると考える。

【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】

[テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程]

[区分 基準Ⅱ-A-1 卒業認定・学位授与の方針に従って、単位授与、卒業認定や学位授与を適切に行っている。]

<現状>

(1) 単位授与の要件を定めている。

単位授与の要件の基準については、岡山学院大学学則第4章に則り、学生便覧に記載されている内容に基づいて実施している。

(2) 単位授与、卒業認定や学位授与に関する要件を周知している。

単位・授業及び卒業の要件については、岡山学院大学学則第4章に、単位習得の認定及び評価については、岡山学院大学学則施行細則第5章に明記し周知している。

授業への出席は、全授業時間数の3分の2以上の出席者に受験資格を与えており、授業科目の学習評価は、100点法をもって採点し、80点以上を優、70点以上80点未満を良、60点以上70点未満を可、60点未満を不可としている。本学では、学則施行細則第7条(5)項に示す通り、成績評価にGP(グレードポイント)を用いて学生の学習成果を目視できる形にしている。GPは授業評価に対して優を4、良を3、可を2、不可を1とし、出席時間数が足りず受験資格なしとなったものを0としている。このGPを学期ごとに単位当たり平均GPA(グレードポイントアベレージ)を算出し総合的な成績評価の判定等に使用している。また、各学年クラスメンターは全学生のGPAを学年ごとに一覧にし、学生の成績の分布状況を把握している。各科目の成績評価基準等の明示等及び単位の授与は、大学設置基準第25条の2及び第27条を遵守している。

なお、定期試験等の成績結果は、日程を定めて発表すると同時に、各学生に対して既取得単位の確認を徹底しオリエンテーション期間で指導している。定期試験等の単位取得については学生及び保護者に学期ごとに通知している。

① 単位の実質化を図り、卒業の要件として学生が習得すべき単位数について、年間又は学期において履修できる単位数の上限設定等を行っている。

単位制度の実質化のために、学生が各学年次にわたって1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を30単位とするが、所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については上限を超えて履修科目の登録を認めると学則第11条(3)～(4)項に定めている。

(3) 単位授与、卒業認定や学位授与が適切に運用されていることを点検している。

本学は関係法令などの度重なる法改正に遅滞なく対応を図っている。「卒業認定・学位授与の方針」は、学生が学習成果を獲得したことを認め、大学設置基準の卒業に係る法令に対して違反していない。

(4) 進級判定がある場合は周知している。

進級要件については、学則施行細則第7条(9)項に規定しており、GPAが2.5未満の者は2年生から3年に進級できないとしている。各学年クラスメンターは進級できない学生が出ないように履修科目的履修指導の面から、学習に取り組む熱意を図り学力の向上などを目指すようにしている。クラスメンターを中心に学生一人ひとりのGPAの状況についてオリエンテーション期間で点検及び指導し、学科会議で情報共有を図る。さらに、学長は、単位認定会議を開き、岡山学院大学教授会規程に則り、教授会の意見を聴いて単位認定および進級を決定している。

卒業要件は、岡山学院大学学則第12条に明示している。卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)に基づき、卒業は学科が定める基礎教育科目及び専門科目、計124単位を充足した者を教授会で認定している。また、栄養士、管理栄養士国家試験受験資格、食品衛生管理者及び食品衛生監視員、栄養教諭、司書、社会教育主事任用資格の取得の有無の確認をしている。

前述のように、単位は岡山学院大学学則の規定に則って厳正に認定している。その中で幾つかの単位を取得できずに進級する学生がいる。その学生には前期・後期の開始時に、履修登録に関する綿密なオリエンテーションを実施している。クラスメンターが主となって、単位を取得した科目的確認と履修できる科目について個別に指導し、学務課教務係員との教職協働で履修可能な科目を再度履修させるようにしている。

進級制度の他に、実習等の履修条件として、「臨地実習」については「臨地実習」履修に関する規則に、教職課程の「栄養教育実習」については「栄養教育実習」履修に関する規則に明示し、学生便覧に掲載している。

また、管理栄養士国家試験対策として、学科独自の管理栄養士国家試験対策ゼミを開講しており、この管理栄養士国家試験対策ゼミの受講について、岡山学院大学管理栄養士国家試験対策ゼミ受講に関する規則を制定し、学生便覧に明示している。

[区分 基準II-A-2 教育課程編成・実施の方針に従って、教育課程を編成している。]

<現状>

(1) 教育課程は大学設置基準に則り体系的に編成している。

教育課程の編成

管理栄養士課程として、栄養士の免許および管理栄養士の国家試験受験資格を得るために科目のコアカリキュラムは、専門基礎分野では、高度な専門教育における知識や技術を習得するための基盤になるものとして、食生活を中心とした社会や環境と健康との関係に関する「社会・環境と健康」、人体の構造や生理、代謝についての基礎知識、健康の維持・増進と生活習慣病の予防、運動と栄養との関係に関する「人体の構造と機能および疾病の成り立ち」、食品や食品成分の特性、食品の加工・貯蔵に関する技術、人体に対しての栄養面や安全面などに関する「食べ物と健康」の3つの教育内容から編成している。

専門分野では、管理栄養士としての専門性を高めるために、主として栄養および栄養指導関連科目を配置し、食品および食物栄養学の基礎知識を理解させた上で、健康や病理と栄養との関わ

り、正しい食事・食生活のあり方、食事療法、食生活の改善およびその指導について学ぶための「基礎栄養学」、「応用栄養学」、「栄養教育論」、「臨床栄養学」、「公衆栄養学」、「給食経営管理論」がある。さらに、栄養教育や栄養管理が行える総合的な管理能力を養うための「総合演習」、管理栄養士の実践活動の場で適切なマネジメントを行うための専門的知識および技術の統合を図るために実施する「臨地実習」から編成している。別表 2(次々ページ)は、岡山学院大学学則に明記している。

別表 1 基礎教育科目

科目群	授業科目	必修	選択	計	備 考
クリエイティブ力基礎科目群	人間の発達		2	2	
	日本国憲法		2	2	
	生涯学習概論		2	2	
	販賣学		2	2	
	基礎数学		2	2	
	基礎化学		2	2	
	基礎生物学	8	2	2	
	グローバル研修		1	1	
	キャリアガイダンス		2	2	
	英語 I		2	2	
	英語 II		2	2	
	体育理論		1	1	
	体育実技		1	1	
	小計	8	23	23	
マネジメント力基礎科目群	ICTリテラシー I		2	2	
	ICTリテラシー II		2	2	
	ソサエティ5.0理解		2	2	
	データサイエンス I		2	2	
	データサイエンス II	8	2	2	
	アクティブラーニング I		2	2	健康寿命延伸教室 I
	アクティブラーニング II		2	2	健康寿命延伸教室 II
	教学マネジメント		2	2	
	クラブ活動の活性化		2	2	
	小計	8	18	18	
ホスピタリティ力基礎科目群	少子高齢化と諸問題		2	2	
	児童福祉概論		2	2	
	ボランティア理論		2	2	
	正しい日本語	6	2	2	
	栄養士基礎理解		2	2	
	社会心理学		2	2	
	臨床心理学		2	2	
	小計	6	14	14	
	合計	22	55	55	

別表 2 食物栄養学科専門科目

15分		授業科目	必修	選択	単位	備考
現代生活基礎科目	6	インターネット	2	2		
		食物基礎科学	2	2		
		プレゼンテーション	2	2		
		生活史	2	2		
		食文化論	2	2		
		フードコーディネート	2	2		
		食料評議	2	2		
		小計	6	14	14	
栄養士基礎実習Ⅰ 実習実習Ⅱ	6	実験実習Ⅰ				
		社会・環境と 健康	6	小児衛生学Ⅰ	2	実施士必修、管理実務士必修
				公衆衛生学Ⅱ	2	実施士必修、管理実務士必修
				公衆衛生学Ⅲ	2	実施士必修、管理実務士必修
				保健管理論	2	実施実務士必修
				社会問題概論	2	実施士必修、管理実務士必修
				小計	6	18
人・体の構造 と機能、疾病 の成り立ち	14	解剖生理学Ⅰ	2	実施士必修、管理実務士必修		
				解剖生理学Ⅱ	2	実施士必修、管理実務士必修
				解剖生理学Ⅲ	2	実施士必修、管理実務士必修
				解剖生理学実習Ⅰ	1	実施士必修、管理実務士必修
				解剖生理学実習Ⅱ	1	実施士必修、管理実務士必修
				運動生理学	2	実施士必修、管理実務士必修
				運動生理学	2	実施士必修、管理実務士必修
				微生物学	2	実施士必修、管理実務士必修
				小計	14	13
専門基礎分野	10	食品学概論Ⅰ	2	実施士必修、管理実務士必修		
				食品学概論Ⅱ	2	実施士必修、管理実務士必修
				食品学概論実習	1	実施士必修、管理実務士必修
				食品学概論	2	実施士必修、管理実務士必修
				食品学概論実習Ⅰ	1	実施士必修、管理実務士必修
				食品学概論実習Ⅱ	1	実施士必修、管理実務士必修
				食品加工工学Ⅰ	2	実施士必修、管理実務士必修
				食品加工工学Ⅱ	2	実施士必修、管理実務士必修
				食品加工工学実習	1	実施士必修、管理実務士必修
				食品品質管理論	2	実施士必修、管理実務士必修
				食品分析化学	2	実施士必修、管理実務士必修
食べ物と健 康	8	細胞学	2	実施士必修、管理実務士必修		
				細胞分裂	2	実施士必修、管理実務士必修
				細胞分裂実習Ⅰ	1	実施士必修、管理実務士必修
				細胞分裂実習Ⅱ	1	実施士必修、管理実務士必修
				細胞分裂実習Ⅲ	1	実施士必修、管理実務士必修
				細胞分裂実習Ⅳ	1	実施士必修、管理実務士必修
				食品衛生学Ⅰ	2	実施士必修、管理実務士必修
				食品衛生学Ⅱ	2	実施士必修、管理実務士必修
				食品衛生学実習	1	実施士必修、管理実務士必修
				食品衛生学実習Ⅰ	1	実施士必修、管理実務士必修
専門分野	8	小計	8	30	30	
		基礎栄養学	2	実施士必修、管理実務士必修		
				基礎栄養学実習	1	実施士必修、管理実務士必修
				実施会議	2	実施士必修、管理実務士必修
				応用栄養学	2	実施士必修、管理実務士必修
				応用栄養学実習	1	実施士必修、管理実務士必修
				応用栄養学実習Ⅰ	1	実施士必修、管理実務士必修
				応用栄養学実習Ⅱ	1	実施士必修、管理実務士必修
				小計	6	10
専門分野	8	栄養実践Ⅰ	2	実施士必修、管理実務士必修		
				栄養実践Ⅱ	2	実施士必修、管理実務士必修
				栄養実践Ⅲ	2	実施士必修、管理実務士必修
				栄養実践Ⅳ	2	実施士必修、管理実務士必修
				栄養実践Ⅴ	2	実施士必修、管理実務士必修
				小計	6	8
		臨床栄養学	8	実施士必修Ⅰ	2	実施士必修、管理実務士必修
				臨床栄養学Ⅱ	2	実施士必修、管理実務士必修
				臨床栄養学Ⅲ	2	実施士必修、管理実務士必修
				臨床栄養学Ⅳ	2	実施士必修、管理実務士必修
専門分野	8	小計	6	14	14	
		臨床栄養学Ⅴ	2	実施士必修、管理実務士必修		
				臨床栄養学Ⅵ	2	実施士必修、管理実務士必修
				臨床栄養学Ⅶ	2	実施士必修、管理実務士必修
				小計	6	14
		公衆栄養学	4	実施士必修Ⅰ	2	実施士必修、管理実務士必修
				実施士必修Ⅱ	2	実施士必修、管理実務士必修
				実施士必修Ⅲ	2	実施士必修、管理実務士必修
				小計	6	9
専門分野	4	給食経営管 理論	4	給食経営管理論Ⅰ	2	実施士必修、管理実務士必修
				給食経営管理論Ⅱ	2	実施士必修、管理実務士必修
				給食経営管理論Ⅲ	1	実施士必修、管理実務士必修
				給食経営管理論Ⅳ	1	実施士必修、管理実務士必修
				総合演習	2	実施士必修、管理実務士必修
				総合演習	2	実施士必修、管理実務士必修
				小計	6	9
		臨地実習		総食育実践論Ⅰ	3	実施士必修、管理実務士必修
				総食育実践論Ⅱ	3	実施士必修、(講義なし)に併せて要詰め詰め(アドバイス)
				公衆栄養実習Ⅰ	1	実施士必修(講義なし)に併せて要詰め詰め(アドバイス)
専門分野	4	小計	6	5	5	
		就職推進	22	小計	60	22
		自由科目		基礎研究Ⅰ	2	2
				基礎研究Ⅱ	2	2
				小計	0	4
				合計	62	123
栄 養 教 育 に 關 す る 科 目	4	栄養に係る教育に関する科目		法授栄養論Ⅰ	2	2
				法授栄養論Ⅱ	2	2
				小計	0	4
		栄養教育		教育実践	2	2
				教育討論	2	2
				教育研究論	3	1
				教育心理学	2	2
				教育実践の方法と理解	3	1
				教育実践の問題	3	1
				教育実践	2	2
				教育相談	2	2
				教育実践所見	1	1
				公衆营养実習Ⅰ	1	1
				公衆营养実習Ⅱ	2	2
				小計	0	20

同時にコアカリキュラムとして編成している食品衛生資格履修コースのカリキュラムは、管理栄養士課程のカリキュラムと食品衛生法及び同法施行令に定める学科と本学授業科目を対応させて別表 2-1(下表)のように編成している。尚、A 群の有機化学と無機化学は、汎用的学習成果の獲得を支援する基礎教育科目的科目である。食品衛生資格履修コース専門科目は、岡山学院大学学則に明記している。

別表 2-1 食品衛生資格履修コース専門科目

食品衛生法及び同法施行令に定める学科		食品衛生資格履修コースの授業科目及び単位		
別表区分	別表科目	本学授業科目名	必修	選択
A 群 化学関係	分析化学	基礎化学	2	
	有機化学	(基礎化学)		基礎化学に含む。
	無機化学	(基礎化学)		基礎化学に含む。
B 群 生物化学関係	生物化学	生化学 I	2	
		生化学実験	1	
	食品化学	食品学総論 I	2	
		食品学総論実験	1	
	生理学	解剖生理学 II	2	
		解剖生理学実験 II	1	
C 群 微生物学関係	食品分析学	食品分析学	2	
	毒性学	食品衛生学 II	2	
	微生物学	微生物学	2	
	食品微生物学	食品衛生学 I	2	
D 群 公衆衛生学関係		(食品衛生学実験)		食品衛生学実験に含む。
	食品保存学	食品加工学 I	2	
	食品製造学	(食品加工学 I)		食品加工学 I に含む。
	公衆衛生学	公衆衛生学 II	2	
		(食品衛生学 II)		食品衛生学 II に含む。
E 群 その他の関連科目	食品衛生学	食品衛生学実験	1	
	環境衛生学	(食品衛生学 I)		食品衛生学 I に含む。
	衛生行政学	公衆衛生学 III	2	
	疫学	公衆衛生学 I	2	
		(公衆衛生学 I)		公衆衛生学 I に含む。
A 群～D 群までそれぞれ 1 科目以上、22 単位以上		小計	28	
E 群 の他の関連科目	解剖化学	生化学 II	2	
		(生化学実験)		生化学実験に含む。
	食品理化学	食品学総論 II	2	
		(食品学総論実験)		食品学総論実験に含む。
	病理学	病理学	2	
	解剖学	解剖生理学 I	2	
		解剖生理学実験 I	1	
	栄養化学	応用栄養学	2	
		応用栄養学実習	1	
	栄養学	基礎栄養学	2	
F 群 の科目を含めて総単位数が 40 単位以上		基礎栄養学実験	1	
	農産物製造学	食品学各論	2	
		食品学各論実験 I	1	
		食品学各論実験 II	1	
	肉製品製造学	(食品学各論)		食品学各論に含む。
G 群	食品工学	食品加工学 II	2	
		食品加工学実習	1	
	品質管理学	食品品質管理論	2	
G 群の科目を含めて総単位数が 40 単位以上		小計	24	
		総単位数	52	

さらに、コアカリキュラムとして編成している栄養教諭一種免許状を下記の通り示している。

栄養教諭一種免許状

【栄養に係る教育に関する科目】

科目区分	各科目に含めることが必要な事項	授業科目	単位数		担当教員	履修方法等
			必修	選択		
栄養に 係る教 育に 関する事 項	栄養教諭の役割及び職務内容に 関する事項	学校栄養指導論 I	2		塩津敦子講師	
	幼児、児童及び生徒の栄養に係る 課題に関する事項					
	食生活に関する歴史的及び文化 的事項					
	食に関する指導の方法に関する事 項	学校栄養指導論 II	2		塩津敦子講師	
●単位数		・教員の免許状取得のための必修科目(選択必修科目の単位数を含む)				4 単位
		・教員の免許状取得のための選択科目				0 単位

【教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目】

免許状の種類	免許法施行規則に定める科目及び 単位数		左記に対応する開設授業科目			担当教員 (非):非常勤
			授業科目	単位数		
科目	単位数	必修	選択			
宗教一種免	日本国憲法	2	日本国憲法		2	(近 勝彦)(非)
	体育	2	体育実技 体育理論		1 1	(吉田升講師) (吉田升講師)
	外国語コミュニケーション	2	英語 I 英語 II		2 2	(花田春香)(非) (花田春香)
	情報機器の操作	2	ICT リテラシー I ICT リテラシー II		2 2	小松正直講師 (小松正直講師)

【栄養教育の基礎的理解に関する科目等】

免許法施行規則に定める 科目区分等		令和2年度以降					
		授業科目	単位数		共通 開設	専任教員	履修 方法
必	選		学校 種	氏名・職名			
教育の 基礎的 理解に 関する 科目	教育の理念並び に教育に関する 歴史及び思想	教育原理	2			堀口のぞみ講師	
	教職の意義及び 教員の役割・職 務内容(チーム 学校運営への対 応を含む。)	教師論	2			(堀口のぞみ講師)	
	教育に関する社 会的、制度的又 は経営的事項 (学校と地域との 連携及び学校安 全への対応を含 む。)	教育制度論	1			(堀口のぞみ講師)	
	幼児、児童及び 生徒の心身の発 達及び学習の過 程	教育心理学	2			(大賀恵子教授)	
	特別の支援を必 要とする幼児、 児童及び生徒に に対する理解	特別支援の方法と理解	1			(大賀恵子教授)	
	教育課程の意義 及び編成の方法 (カリキュラム・マ ネジメントを含 む。)	教育課程論	1			(堀口のぞみ講師)	
道徳、 総合的 な学習 の時間 等の指 導法及 び生徒 指導、 教育相 談に關 する科 目	道徳の理論及び 指導法	道徳・特別活動・総合的な学習の時 間	2			(尾崎聰教授) (都田修兵講師)	総合 的 な 学 習 の 時 間 の 指 導 法 及 び 特 別 活 動 の 指 導 法 を 含 む
	総合的な学習の 時間の指導法						
	特別活動の指導 法						

	教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)	教育の方法及び技術	1			原田博史教授 (都田修兵講師) (塩津敦子講師) (原田俊孝准教授)	
	生徒指導の理論及び方法	生徒指導論	2			(浦上博文教授)	
	教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法	教育相談	2			(中西美恵子)(非)	
	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法						
教育実践に関する科目	教育実習	事前・事後指導 栄養教育実習	1 1			(塩津敦子講師) (塩津敦子講師)	
	学校体験活動						
	教職実践演習	教職実践演習(栄養教諭)	2			(塩津敦子講師) (堀口のぞみ講師)	
●単位数	・教員の免許状取得のための必修科目 (選択必修科目的単位数を含む) ・教員の免許状取得のための選択科目		(新)20 単位／(旧)20 単位 (新)0 単位／(旧)1 単位				

希望者に対して、編成・実施するサブカリキュラムをフードスペシャリスト資格認定証、図書館司書の順に上げる。なお、社会福祉主任用資格については、社会福祉法第 19 条第 1 項の規定により、大学等に在籍当時に指定科目名と一言一句同じ科目を 3 科目以上履修し、卒業した者に与えられる。

フードスペシャリスト資格認定証取得のための授業科目と単位数
必修科目 選択科目

規定科目	開設科目名	単位	規定科目	開設科目名	単位	
フードスペシャリスト論 (2 単位以上)	食文化論	2	フードスペシャリスト資格に適当とされる科目	食品学総論 II	2	
食品の官能評価・鑑別論 (2 単位以上)	食品学各論	2		食品加工学実習	1	
	食品学各論実験 I	1		調理学実習 III	1	
食物学に関する科目 (5 単位以上)	食品学総論 I	2		食品衛生学 II	2	
	食品加工学 I	2		食品衛生学実験	1	
	食品学総論実験	1		基礎栄養学実験	1	
食品の安全性に関する科目 (2 単位以上)	食品衛生学 I	2		公衆栄養学 I	2	
調理学に関する科目 (4 単位以上)	調理学 I	2	* 選択科目 7 科目 10 単位の中から 4 単位以上修得すること			
	調理学実習 I	1				
	調理学実習 II	1				
栄養と健康に関する科目 (2 単位以上)	基礎栄養学	2				
食品流通・消費に関する科目 (2 単位以上)	食料経済	2				
フードコーディネート論 (2 単位以上)	フードコーディネート	2				

別表 3-1 図書館司書資格に係る専門教育科目

授業科目	必修	選択	計	備考
基礎科目	生涯学習概論	2	2	
	図書館概論	2	2	
	図書館制度・経営論	2	2	
	図書館情報技術論	2	2	
図書館サービスに関する科目	図書館サービス概論	2	2	
	情報サービス論	2	2	
	児童サービス論	2	2	
	情報サービス演習	2	2	
図書館情報資源に関する科目	図書館情報資源概論	2	2	
	情報資源組織論	2	2	
	情報資源組織演習	2	2	
選択科目	図書館サービス特論	1	1	
	図書・図書館史	1	1	
合計	24	24		

① 学習成果に対応した、授業科目を編成している。

食物栄養学科の教育課程編成・実施の方針では、学生の学習成果を獲得するように幅広い教養を備えた人間の育成のための基礎教育科目と管理栄養士課程として栄養士の免許および管理栄養士の国家試験受験資格を得るために科目(専門科目のうち、専門基礎分野および専門分野)をコアカリキュラムに編成している。

学生の学習成果

本学で学ぶ学生の卒業時の学習成果は、建学の精神「教育三綱領」の基、自律した信念のある社会人となることである。

Society 5.0 時代の現場に即応でき、栄養・食を通して、人々の健康と幸福に貢献できる管理栄養士になるために、学科の教育課程（基礎教育科目および専門教育科目）の学習をとおして、次の学習成果を獲得する。

I. 専門的学習成果

学科の専門学習では、Society 5.0 時代の現場に即応でき、栄養・食を通して、人々の健康と幸福に貢献できる管理栄養士になるため、学科の教育課程の学習をとおして、専門知識と専門的能力を獲得する。

- ①多様な専門領域に関する基本となる専門的知識を獲得する。
- ②チーム医療の重要性を理解し、他職種や患者とのコミュニケーションを円滑に進める能力を獲得する。
- ③公衆衛生を理解し、栄養・給食関連サービスのマネジメントを行う能力を獲得する。
- ④健康の保持増進、疾病の一次、二次、三次予防のための栄養指導を行う能力を獲得する。
- ⑤子どもが将来にわたって健康に生活していくよう、食に関する指導（学校における食育）をする能力を獲得する。

II. 汎用的学習成果

基礎教育科目の学習をとおして、

①基礎的な知識から新しい知識・健康関連データを創造する力や新食品開発企画力や研究開発力など栄養学分野の基本的な能力と知識を現代の諸問題と関連づけて展開できるクリエイティブ力を獲得する。

②数量的スキルや ICT リテラシーで Society 5.0 時代のビッグデータを管理・活用し、円滑なチームワーク、リーダーシップ、対人コミュニケーションで、Society 5.0 時代のビッグデータを管理・活用し、個人のヘルスプランを創案し、健康改善につなげるマネジメント力を獲得する。

③心身のサポートや精神的にケアする力、健康づくりをサポートするために信頼される社人としての態度、信念、意見および責任を果たすために必要な倫理観、自己管理力などのホスピタリティ力を獲得する。

同時に、食品衛生管理者および食品衛生監視員任用資格を得るための「食品衛生資格履修コース」、栄養教諭一種免許状(教職科目)をコアカリキュラムの中に科目指定している。また、希望

者に対してフードスペシャリスト資格認定証(専門科目のうち、現代生活基礎科目、専門基礎分野並びに専門分野に科目指定)、図書館司書資格などが取得できるサブカリキュラムも編成している。基礎教育科目と専門科目、教職科目、図書館司書資格に係る専門教育科目は、4年間を通して同時に履修していくように配置されている。

基礎教育科目は、合計22単位以上修得させている。

基礎教育科目の学習を通して、

- 1) 基礎的な知識から新しい知識・健康関連データを創造する力や新食品開発企画力や研究開発力など栄養学分野の基本的な知識を体系的に理解でき、その知識体系の意味と自己の存在を現代の諸問題と関連づけて展開できるクリエイティブ力を獲得する。
- 2) Society 5.0 時代の職業生活や社会生活に必要なIT技術により生み出されたビッグデータを管理・活用し、個人のヘルスプランを創案し、健康改善につなげる技術に必要な数量的スキルやICTリテラシー、チームワーク、リーダーシップ、コミュニケーションの能力として自己表現力、論理的思考力、問題解決力、他者理解力などのマネジメント力を獲得する。
- 3) 心身のサポートや精神的にケアする力や、健康づくりをサポートするために社会人としての態度、信念、意見および責任を果たすために必要な倫理観、自己管理力などを備えたホスピタリティ力を獲得する。

専門科目は、現場に即応する管理栄養士になるため、学科の教育課程(講義・演習・実験・実習と併せて学外での臨地実習)の学習を通して、①多様な専門領域に関する基本となる専門的知識、②チーム医療の重要性を理解し、他職種や患者とのコミュニケーションを円滑に進める能力、③公衆衛生を理解し、栄養・給食関連サービスのマネジメントを行う能力、④健康の保持増進、疾病の一次、二次、三次予防のための栄養指導を行う能力、⑤子どもが将来にわたって健康に生活していくよう、食に関する指導(学校における食育)をする能力を獲得させるように編成している。尚、専門科目の授業においては、上記の科目の専門的学習成果のみでなく、担当教員とのコミュニケーションを通して汎用的学習成果も獲得できるように実施している。

以上の方針を踏まえ、専門分野における基礎的な理論と実践の修得を通して、基礎から応用まで体系的に履修することができるよう、現代生活基礎科目、専門基礎分野と専門分野で編成している。これらは、栄養士法、栄養士法施行令、栄養士法施行規則、および管理栄養士学校指定規則を遵守し、管理栄養士国家試験出題基準(ガイドライン)に準拠している。

自由科目である卒業研究は、4年次までに学習してきた生理学、生化学、食品学、調理学、食品衛生学、基礎栄養学、応用栄養学、栄養教育論、臨床栄養学、公衆栄養学、給食経営管理論などの専門基礎および専門分野から研究課題を設定して各担当教員の指導の下、研究を行って新しい知見を得ることを目指す科目であり、学生の探究心の涵養を配慮して配置している。

また、栄養教諭一種免許の取得に係る教職科目として、国民の健康増進や維持・管理について、主に小・中学校における早期教育の必要性が出てきたことから新設された栄養教諭の養成のために必要な科目である教職基礎科目、教職に関する科目、教科に関する科目を配置している。

さらに、学習意欲の旺盛な学生に対して、図書館司書資格に係る専門教育科目も配置している。

図書館司書資格に係る専門教育科目は、教育課程編成・実施の方針に即した体系的なサブカリキュラムとして教育課程を編成している。

② 専門職学科においては、当該学科の専攻に係る職業の状況等を踏まえて授業科目の開発及び編成を行っている。

専門職学科は設置していない。

③ シラバスに必要な項目(学習成果、授業内容、予習・復習の内容、授業時間数、成績評価の方法・基準、教科書・参考書等)を明示している。本学科のシラバスは、シラバス作成規則に従い以下の項目を明示している。

- ・授業名等(科目名、授業回数、単位数、担当教員名、質問受付の方法(メールアドレス、オフィスアワーなど))

- ・教育目標と学生の学習成果

- ・教育方法(授業の進め方、授業形態、予習、復習、テキスト)

- ・学習評価の方法

- ・注意事項

- ・授業回数別教育内容(内容、予習・復習事項、課題など)

食物栄養学科の学習成果を学習マトリックスによって科目レベルに配当して、各授業科目で獲得できるようにしている。

シラバスは、学生に各授業担当者が該当科目のシラバスを印刷・配布するとともに、大学側からCD-ROM 版にしたものを配布することによって学生が自身の受ける授業の内容等について把握できるように努めている。

シラバスに成績評価の基準、教科書・教材、参考書、予習・復習についての具体的な指示を記載しており、単位制度の実質性は確保していると判断でき、大学設置基準第 25 条の 2 および第 27 条の 2 を遵守している。

④ 学生による授業評価を定期的に受けて、授業改善に活用している。

本学では各授業科目の授業終了時(15 回目)に学生による授業アンケートを実施し、集計結果を学内限定のウェブサイトで公表している。

各教員はアンケートの集計結果をもとに自己点検を行い、次年度のシラバスに反映するようにしている。

(1) 授業内容について授業担当者間での意思の疎通、協力・調整を図っている。

本学ではひとりの教員では扱えない専門性の高い内容を集約した科目についてはオムニバス授業を行っている。オムニバス授業には 1 人の教員では扱えない広い内容を教えられる一方で、毎回の授業の関連性や授業全体の目的が曖昧になりやすいという短所もある。そのため、授業に

関わる教員間での意思疎通、協力、調整が必要である。シラバスの作成段階から、該当科目で修得させるべき資質や能力、授業全体での位置づけなどが各教員の共通理解のもとに明確化されているか、シラバスを構成段階および完成したシラバスにおいて確認を行い、お互いに授業内容を相互理解・調整している。特に複数の教員で 1 つの授業を同時に教える科目については授業毎に、学生の受講態度や対応について意見交換を行い授業の改善につなげている。

令和6年度オムニバスで行った授業

授業科目	学年	授業科目	学年
アクティブラーニングⅠ	2 年	食品品質管理論	3 年
アクティブラーニングⅡ	3・4 年	総合演習	2 年
栄養士基礎理解	1 年	道徳・特別活動・総合的な学習の時間	3 年
食物基礎科学	1 年	教育の方法及び技術	3 年
フードコーディネート	4 年	教職実践演習	4 年

(2) 通信による教育を行う学部・研究科等の場合には印刷教材等による授業(添削等による指導を含む)、放送授業(添削等による指導を含む)、面接授業又はメディアを利用して行う授業の実施を適切に行っている。

本学に通信課程は設置していない。

(2) 教育課程の見直しを定期的に行っている。

Society 5.0 時代に求める学習成果を修得させるために、令和 3 年度より基礎教養科目から基礎教育科目に名称を改めた。そして、基礎教育科目にはクリエイティブ力基礎科目群、マネジメント力基礎科目群及びホスピタリティ力基礎科目群を編成し、実施した。この基礎教育科目は、合計 22 単位以上修得されることになる。令和 5 年度より、マネジメント力基礎科目群「教学マネジメント」を配置した。令和 6 年度は学部学科名称変更申請に伴い、基礎教育科目を再編した。令和 7 年度より、基礎教育科目からデジタル生活人材養成科目と名称が変更され、ヒューマン・サービス科目群、フードマネジメント科目群、コミュニケーション力科目群を編成する予定である。

(3) 専門職学科の授業科目の開発、教育課程の編成及びそれらの見直しにおいて、教育課程連携協議会の体制・役割は明確である。

専門職学科を開設していない。

[区分 基準II-A-3 教育課程は、大学設置基準に則り、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培うよう編成している。]

<現状>

(1) 教養教育の内容と実施体制が確立している。

Society 5.0 時代に求める学習成果を修得させるために、基礎教育科目を編成し、実施している。基礎教育科目にはクリエイティブ力基礎科目群、マネジメント力基礎科目群及びホスピタリティ力

基礎科目群を編成している。この基礎教育科目は、合計 22 単位以上修得させることになる。クリエイティブ力基礎科目群には、人間と倫理、日本国憲法、倉敷学など 13 科目を設けている。マネジメント力基礎科目群には、ICT リテラシー I・II、データサイエンス I・II、ソサエティ 5.0 理解など 8 科目を設けている。ホスピタリティ力基礎科目群は、少子高齢化と諸問題、児童福祉概論など 7 科目を設けている。

(2) 教養教育と専門教育との関連が明確である。

ホスピタリティ力基礎科目群の科目である「栄養士基礎理解」は、「今日、Society5.0 時代に相応しい男女ともに健康寿命を 3 年以上延伸し 75 歳以上とすることを目指す健康寿命延伸プランの推進など激変する社会背景をふまえ、栄養・食を通して、人々の健康と幸福に貢献する管理栄養士・栄養士に求められる役割は、高度化、複雑化、多様化してきている。少子高齢化が進展する中、生活習慣病の増加、社会生活を営むために必要な機能の低下など、健康課題は複雑化、深刻化している。食生活の多様化に伴い、栄養の不足と過剰が共存する栄養障害の二重苦が大きな課題となっている。また、家庭における共食機会の減少、日本の伝統的食文化継承の危機、食品ロスの増大、食の安全への不安、食物供給の過度の海外依存等、食生活や食糧供給をめぐる課題も複雑化している。そのため使命感を備えた管理栄養士・栄養士を養成することを目指し、本授業ではその基礎となる以下の 5 点を目標とするとともに、管理栄養士・栄養士として求められる「態度」(マナー・学習態度)・「信念」(管理栄養士・栄養士になろうとする信念・継続的な努力)・「倫理観」を修得する。①管理栄養士・栄養士養成校である本学の教育について理解する。②管理栄養士・栄養士の働く現場との現状と職域の目的と課題について理解する。③管理栄養士・栄養士の仕事と社会的使命と倫理観を理解する。④管理栄養士・栄養士として求められる心と体の健康作りの方法を理解する。⑤管理栄養士・栄養士になるための自己課題・克服方法を自覚する。」と学生便覧に明示し専門教育科目とのつながりを明確にしている。

また、マネジメント力基礎科目群の科目である「アクティブラーニング I (健康寿命延伸教室)」は、「学生が将来への目的意識を明確に持てるよう、職業観を涵養し、職業に関する知識・技能を身に付けさせ、自己の個性を理解した上で主体的に業務を遂行できる能力・態度を育成する。具体的には本学の主催する地域在住の高齢者を対象とした健康寿命延伸教室で、身体計測および食事調査(SAT)をチームで担当し、高齢者とのおよびチーム内でのコミュニケーション能力、データ収集能力、理論的思考能力を養う。」と学生便覧に明示し専門教育科目とのつながりを明確にしている。

さらに、マネジメント力基礎科目群の科目である「アクティブラーニング II (健康寿命延伸教室)」は、「学生が将来への目的意識を明確に持てるよう、職業観を涵養し、職業に関する知識・技能を身に付けさせ、自己の個性を理解した上で主体的に業務を遂行できる能力・態度を育成する教育(キャリア教育)を行う。具体的には本学の主催する地域在住の高齢者を対象とした健康寿命延伸教室で行う栄養マネジメントおよび食事提供の実践を通して、対人およびチーム内でのコミュニケーション能力、および総合的な栄養ケアマネジメント能力を涵養する。」と学生便覧に明示し専門

教育科目とのつながりを明確にしている。

(3) 教養教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

基礎教育科目的効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。令和3年度には、Society 5.0時代に求める学習成果を獲得させるために、基礎教育科目を編成し実施した。令和4年度にディプロマ・サプリメントを作成するための科目「教学マネジメント」を編成し令和5年度から実施している。

＜テーマ 基準II-A 教育課程の課題＞

近年、管理栄養士・栄養士に求められる役割は、高度化、複雑化、多様化してきている。少子高齢化の進展や生活習慣病の増加など健康課題は複雑化、深刻化している。食生活の多様化に伴う栄養の不足と過剰が共存する栄養障害の二重苦、家庭における共食機会の減少、日本の伝統的食文化継承の危機、食品ロスの増大、食の安全への不安、食物供給の過度の海外依存等、食生活や食糧供給をめぐる課題も複雑化している。上記のような多様な課題に対応し得る管理栄養士・栄養士の養成が求められている。

＜テーマ 基準II-A 教育課程の特記事項＞

特になし

[テーマ 基準II-B 学習成果]

[区分 基準II-B-1 授与する学位分野ごとの学習成果は明確である。]

＜現状＞

(1) 学習成果に具体性がある。

本学で学ぶ学生の学習成果は、学生便覧において、具体的に示され、入学時のオリエンテーションで学生に周知されている。

(2) 学習成果は一定期間内で獲得可能である。

学生の学習成果を学習マトリックスによって科目レベルに配当して、各授業科目で獲得できるようしているので一定期間内で獲得可能である。

(3) 学習成果は測定可能である。

学習成果の測定に関しては、FD委員会を行い、評価方法について検討してきた。また汎用的学習成果の測定に関してはシラバスの作成に際して、測定可能性と妥当性の観点から、分担する汎用的学習成果を新たな学習成果マトリックスを作成してきた。

本学では、学生の学習成果の測定および可視化を目的に、令和5年度よりディプロマ・サプリメ

ント(学位証書補足資料)を取り入れている。ディプロマ・サプリメントの作成に当たっては、3 年次前期開講授業である「教学マネジメント」において、学生自身が 1~2 年次までの自身の学習成果を分析・把握し、また、授業担当教員の成績評価と比較するなどして、学生と教員の協働によりディプロマ・サプリメントの初期データを作成する。作成されたディプロマ・サプリメント初期データを基に、学科教員と学生とのコミュニケーションを通して更新を行い、卒業時に学生に授与される。

[区分 基準II-B-2 学習成果の獲得状況を適切に評価している。]

<現状>

(1) 各授業科目の学習成果は、授与する学位分野ごとの学習成果に対応している。

本学では、食物栄養学科の教育目標が達成できているかについて、以下の 3 つの方法で測定・活用できるのかを検討している。

まず第 1 に、各学期末の定期試験に加え、前・後期オリエンテーション中に実力試験を実施している。これは学生の学習成果を客観的な指標に基づいて評価するためである。第 2 に、各学期末に学生に対して授業アンケートを実施し、学習成果の獲得状況を自己評価させている。第 3 に、4 年次生で実施している国試対策ゼミの模試を分析し学習の進捗状況を把握している。

(2) 教員は、成績評価基準等により学習成果の獲得状況を適切に評価している。

教員は、小テストの実施や課題、レポート、受講状況、出欠状況等により、日々の授業を通して学生の学習成果の状況を査定し、PDCA サイクルに基づいて専門的・汎用的学習成果の向上を図ることを実践している。本学教員はシラバスに示した学習評価の方法により学習成果の獲得状況を評価している。

(3) 教員の成績評価の状況について把握し、点検している。

教員は日々の授業における学習成果の測定と記録により、学生の学習成果の獲得状況を把握し、学習成果の獲得に向けて改善・充実を図ることの重要性を十分に認識している。学生に適正な学習成果を獲得させるための査定を行うと共に、分析結果をフィードバック情報として活用することにより、学生の学習成果の状況把握の一層の向上・充実を図っている。本学教員は学習成果の獲得状況を適切に把握している。

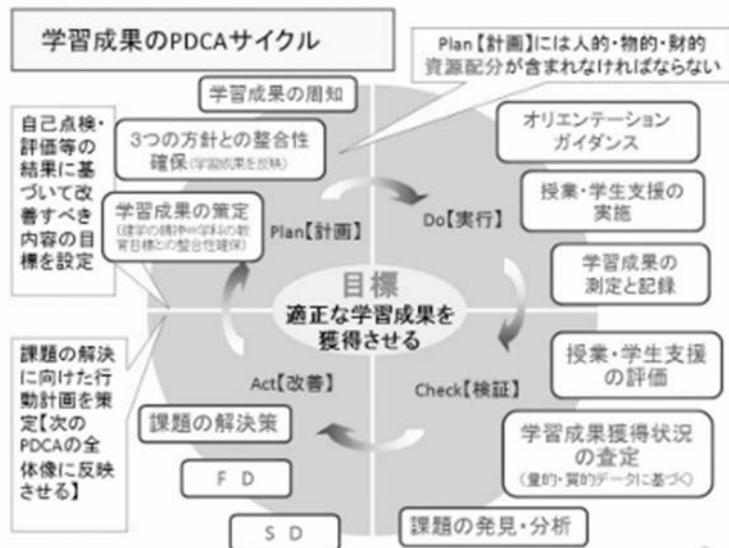
[区分 基準II-B-3 学習成果の獲得状況を量的・質的データを用いて測定する仕組みをもつている。]

<現状>

(1) GPA 分布、単位取得率、学位取得率、資格試験や国家試験の合格率、学生の業績の集積(ポートフォリオ)、ループリック分布などを活用している。

学習成果を改善するための査定として、「アセスメント・ポリシー」に基づいた「査定サイクル」を構築しており、「卒業認定・学位授与の方針」「教育課程編成・実施の方針」等について、PDCA サイ

クルに基づいた査定を行っている。「PDCAの作業工程」は以下のとおりである。



- Plan は学習成果の策定(前年の課題解決策を反映したシラバス作り)、学生への周知(第1回授業)
- Do は授業の実施、学習成果の記録・測定(小テスト、提出物、シャトルカード)
- Check は評価、査定、課題発見・分析(CA シートの作成)
- Action は課題解決策の策定(FD による相互助言)

人間生活学部食物栄養学科では、高度な専門知識や技能を修得し、QOL 向上そのための栄養の指導を行う専門家を育成する。食物栄養学科では将来、栄養・食を通して、人々の健康と幸福に貢献する管理栄養士を育てるために次の教育目標を掲げている。

- ① 生活習慣病の予防と改善に貢献する管理栄養士の育成
- ② 疾病の予防や治療において栄養評価・判定に基づく高度な専門知識・技能による栄養指導及び栄養管理等に携わることのできる管理栄養士の育成
- ③ 豊かな人間性に富み、カウンセリングや福祉・介護分野の知識を修得した管理栄養士の養成
- ④ 人材ニーズが高まっている食品技術系の企業で活躍する管理栄養士の育成
- ⑤ 学校における食に関する指導の目標、食に関する指導の全体計画、各教科等や給食における食に関する指導方法を修得し、管理栄養士として学んだことを学校教育の現場で生かすことができる栄養教諭の育成

上記の教育目標が達成できているかについて、成績結果を単位として計算する。

成績結果については、教員は、卒業認定会議および単位認定会議において GPA 集計表を用いて成績評価など学習の結果について分析を行い学生の学習の状況を共有している。学科では学則施行細則に明確に示すとともに学習成果達成度の測定に GPA 制度を設けている。授業科目

の学習評価は、100点法をもって採点し、80点以上を優、70点以上80点未満を良、60点以上70点未満を可、60点未満を不可としているが、それだけでは学生の学習成果を可視化できないので学則施行細則第7条(5)に示す通り、成績評価に GP(グレードポイント)を用いて学生の学習成果を目の当たりにできる形にしている。GPは授業評価に対して優を4、良を3、可を2、不可を1とし、出席時間数が足りず受験資格なしとなったものを0としている。このGPは学期ごとに平均値、GPA(グレードポイントアベレージ)を算出し全学生的 GPA を学年ごとに一覧にし、学生の成績の分布状況を把握している。各科目の成績は、大学設置基準第25条の2及び第27条を遵守している。

進級要件については、学則施行細則第7条(9)項に規定しており、GPAが2.5未満の者は3年に進級できないとしている。進級できない学生が出ないように履修科目的履修指導の面から、学習に取り組む熱意を図り学力の向上などを目指すようにしている。履修指導面からクラスメンターを中心に学生一人ひとりの GPA について学科会議で検討し、学長が教授会の意見を聴いて進級を決定している。

(2) 学生調査や学生による自己評価などを活用している。

授業においては、全教科シャトルカードを活用しているので、現状を把握するために学生にアンケートを実施し、シャトルカードの今後のより良い活用方法についてFD委員会で検討している。結果としてシャトルカードの役割としては①「授業の理解度の確認」と②「学生とコミュニケーションがとれる」で半分半分であった。教員それが工夫を凝らして丁寧に学生の質問・感想に応えている。最初の授業において、使用方法などを明確に提示し、学習成果を得られるように工夫するなど、この取り組みをこのまま継続する。

定期試験及び実力試験(オリエンテーション期間)の結果、また学生の授業アンケート結果を活用して、各教員は授業改善 C&A 報告書を作成している。授業改善 C&A 報告書作成の結果、抽出された問題点とその改善点については、次年度のシラバスを作成する際に反映している。

(3) インターンシップや留学などへの参加率、在籍率、卒業率、就職率、進学率などを活用している。

在籍率、卒業率、就職率、進学率などのデータは、毎年度大学全体の会議において報告され、全教職員で共有・活用されている。

(4) 卒業生への調査、卒業生の進路先を対象とする調査などを活用している。

FD活動の一環として毎年継続して「就職先訪問」を実施している。「就職先訪問」の結果は、毎年 FD・SD ワークショップで報告している。しかしながら、令和6年度は学部学科名称変更申請の関係により、「就職先訪問」は実施していない。

(5) 測定した結果を学習成果の点検に活用している。

測定された結果は、毎年 FD・SD ワークショップや大学全体の会議において報告され、次年度のシラバス作成に反映されるなど広く活用されている。

[区分 基準II-B-4 学習成果の獲得状況の公表に努めている。]

<現状>

(1) 学習成果の獲得状況について、可視化した根拠がある。

定期試験等の成績結果は、日程を定めて発表すると同時に、各学生に対して既得単位の確認を徹底して指導している。

(2) 学生に獲得した学習成果を自覚できるように、根拠を基に説明している。

定期試験等の単位取得については学生及び保護者に学期ごとに通知している。また、オリエンテーション期間に、成績通知書を基に、各学生に対して既取得単位の確認を徹底し履修指導を行っている。

(3) 学習成果の獲得状況について、根拠を基に公表することに努めている。

学習成果の獲得状況については、各学生の4年間にわたる総合的な成績の歩みを評価するほか、奨学生の審査や休学・退学者など様々な場面での学生の評価・分析に使用している。

<テーマ 基準II-B 学習成果の課題>

令和6年度は学部学科名称変更申請の関係により、就職先訪問は実施されなかった。令和7年度は就職先訪問による採用担当者との面談、学習成果に関するアンケートなどの実施を計画している。

<テーマ 基準II-B 学習成果の特記事項>

特になし

[テーマ 基準II-C 入学者選抜]

[区分 基準II-C-1 入学者選抜は、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて実施している。]

<現状>

(1) 入学者選抜の方法は、入学者受入れの方針に対応している。

教育目的を達成するための入学者受入れの方針として、管理栄養士に興味と関心があること、管理栄養士に関わる教育に対する学習意欲とその学習に必要な基礎学力があることを掲げている。また、令和7年度からの学部学科名称変更に伴い、入学者受入れの方針に、数理・データサイエンス・AI教育の習得意識が強いこと、卒業後、高梁川流域圏でフードビジネスを通して活躍する意志が強いことを加えた。この入学者受入れの方針は、学校案内パンフレット、ウェブサイト、学生募

集要項では受験生に分かりやすいように、上記のように明示するとともに、更に募集要項には、学力の三要素（「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」「主体性・多様性・協働性」）に対する入試選抜区分別の判定の方法を示し、試験問題の作成も本学独自のものであることを明示している。

(2) 高大接続の観点により、多様な選抜方法を設け、それぞれの選考基準を明確に示している。

高大接続の観点により、多様な選抜についてそれぞれの選考基準を設定している。すなわち学生募集要項において総合型選抜（対話型・自己推薦型）、学校推薦型選抜（指定校・一般）そして一般選抜について詳細に示している。加えて本学公式ウェブサイトにおいて、「食物栄養学科の学生の学習成果と三つの方針（卒業認定・学位授与、教育課程編成・実施、入学者受入れ）」に関するページを公開している。学科教員は、入試懇談会や高校訪問等の場で高等学校教員に対して説明するとともに、進学ガイダンス等の場で本学への進学を検討する高校生に対して説明している。

入学者選抜は公正かつ適正に実施している。すなわち各選抜試験のち速やかに入試管理委員会を開催して合否判定案を作成し、その結果を教授会に報告して意見を聴いたのち学長が合否を決定している。

(3) 専門職学科における入学者選抜は、実務の経験を有する者その他の入学者の多様性の確保に配慮している。

専門職学科はない。

(4) 入学者選抜の実施に関する学内規程を整備し、規程に基づき実施している。

入学者選抜に関しては、学校法人原田学園岡山学院大学入学者選抜規程に定められており、それに基づき適切に実施されている。

(5) 入学者選抜の実施における学長を中心とした責任体制は明確である。

学校法人原田学園岡山学院大学入学者選抜規程に定める通り、岡山学院大学の入学者の選抜を管理するため、本学に入学試験管理委員会、専門委員、および入学選抜会議が設置されている。学長が任命する委員、若干名をもって組織する入学試験管理委員会は、入学試験制度の調査、研究並びに入学試験の企画、実施の統括、運営にあたっている。また、専門委員は、学力検査科目ごとに、学力検査問題を作成し、答案の採点、採点の結果および調査書の調査の結果を入学試験管理委員会に提出する。本学教授会全員をもって組織する入学選抜会議は、調査書の調査および学力検査の結果を、総合判定して、合格者および補欠者の原案を作成し、学長に報告する。学長は、合格者および補欠者の原案を教授会に提案し、その議を経て、入学者の選抜を決定している。

(6) アドミッション・オフィス等を整備している。

入試事務室は、受験生に対して受験手続きを分かりやすくするための名称であり、実際は事務

部長代理を長として学務課教務係および学生係、経理課会計係およびその他関係部署課員で役割を担っている。入試事務室は、学生募集要項の印刷、願書の受付、入試問題の印刷・管理、合格発表、入学手続きなどの業務を担っているほか、受験生からの質問へ応答も行っている。選抜当日においては、全教職員の協力のもと、厳正かつ公正な試験運用が行われているが、不測の事態として疾病者に対し、別室での受験室確保などの配慮も行っている。

高校教諭対象の入試懇談会は、表に示すように広島県と岡山県の 2 県で実施し、食物栄養学科の教育内容、また、試験科目、試験会場等、具体的な試験方法等について周知を図っている。

表 高校教員対象入試懇談会実施状況

開催地	令和 6 年度	
	日程	参加高校数
広島県福山市	6月 5 日	5
岡山県倉敷市	6月 13 日	5

高校内あるいはその他の会場で行われる進路ガイダンスなど、高校生と対面で接する学生募集の機会を下表に示すように積極的に取り入れており、受験生に対してキャンパスの様子や教育内容を説明している。また、大学の授業を高校生が実際に体験する場として高等学校において模擬授業を実施し、管理栄養士養成の教育課程の授業内容の理解を促している。

表 進路ガイダンス等参加状況

形式	令和 6 年度	
	会場数	参加者数
会場形式	17	98
高校内ガイダンス	40	280
模擬授業形式	1	10
資料配布	13	11
計	71	399

中国・四国地方の地域では高校を訪問して、学生募集要項、入学案内を高校の担当者に直接手渡し、教育内容、入学者受入れの方針、入試方法等について説明している。

また、高校生および保護者に対して、オープンキャンパスにおいて、学長が建学の精神、3 つの方針に基づく学習成果、入学試験の実施内容、エンロールメントサポートなどについて直接説明し周知を図っている。また、個別相談においては、募集要項および学生生活全般についての相談に応えている。

表 本学オープンキャンパスにおける高校生の参加状況(過去5年間)

年度	2月	3月	5月	6月	7月①	7月②	8月①	8月②	9月	合計
R1		24	17	14	27		23	18	17	140
R2		×	2	10	8		14	12	46	92
R3		8	5	8	10	18	16		15	80
R4	1	7	7	15	14	8	17		7	76
R5	4	14	7	10	7	9	22		8	81

なお、令和6年度は学部学科名称変更申請の関係により、8月、9月(2回)、10月、2月、3月にオープンキャンパスを開催した。各回の高校生参加状況は8月11人、9月①6人、②2人、10月3人、2月2人、3月4人の計28人となっている。

さらに、在学生による高校へのメッセージ送付を実施し、本人の近況報告とともに本学の教育内容を学生の目線で紹介している。この試みは、平成24年度から継続して実施しており、高校教員・在学生双方から好意的に受け止められている。

[区分 基準II-C-2 入学者選抜に関する情報を適切に提供している。]

＜現状＞

(1) 学生募集要項に入学者受入れの方針を明確に示している。

入学者受入れの方針は、入学案内、ウェブサイト、学生募集要項に明示するとともに、入試懇談会、進路ガイダンス、高校訪問、オープンキャンパスなど様々な機会を通して、高校教諭、受験生、保護者に周知している。

(2) 選抜区分ごとの募集人員を明確に示している。

本学では、下表に示すように、総合型選抜(対話型・自己推薦型)、学校推薦型選抜(指定校・一般)そして一般選抜として実施している。このように、選抜方法を多様化することによって志願者の受験選択の機会を広げ、多数の学生を受入れられるようにしてきたが、平成29年度学生募集から、文部科学省の「平成29年度大学入学者選抜実施要項について(通知)」を受けて、「知識・技能」、「主体性・多様性・協働性」の判定は、高等学校の内申書を重視し、「思考力・判断力・表現力」の判定は、総合型選抜では自己推薦書と口頭試問の結果、学校推薦型選抜(指定校)では高等学校校長先生による高等学校学内選抜後の推薦書と面接、学校推薦型選抜(一般)では口頭試問形式の面接の結果、一般選抜では本学が独自に作成した試験問題の結果で行うことを明示している。

表 入学試験の区分及び募集定員数(令和 6 年度募集)

入学定員	入試区分別 募集人員		
	総合選抜型選抜 (対話型・自己推薦型)	学校推薦型選抜 (指定校・一般)	一般選抜
食物栄養学科	40	10	20
			10

総合選抜型選抜(対話型・自己推薦型)は、管理栄養士に関心があり、本学専願の学生に口頭試問を課して選抜する試験である。そのうち、総合選抜型選抜(対話型)は、本学を希望する学生がエントリー手続きを早期に行うことにより、本学を専願とする出願資格を得る選抜制度である。エントリー手続きの際に口頭試問を行うので、出願後の合否判定の際には来学は不要である。しかしながら、学部・学科名称変更の申請中であった関係上、総合選抜型選抜(対話型)は令和 6 年度実施されなかった。

総合選抜型選抜(自己推薦型)は、時期の異なる I 期と II 期があり、書類審査および本学において面接で選抜を行う。

学校推薦型選抜(指定校)は、出願資格については、①本学を卒業後管理栄養士として働く意欲があり、本学の学習成果とアドミッション・ポリシーを理解し、本学が指定校として依頼する出身学校長が人物・学力を特別に優秀と認め推薦した者、および本学を専願し、主要 5 教科のうち 3 教科の評定が 3.0 以上の者、または、②高大接続連携校として本学が指定する高等学校もしくは中等教育学校において、本学の学習成果の獲得を目的に本学の教育・研究の内容に触れ、将来の進路目標を本学の人間生活学部食物栄養学科に定め、本学を卒業後管理栄養士として働く意欲があり、かつ学習成果とアドミッション・ポリシーを理解し、出身学校長が人物・学力を特別に優秀と認め、本学を専願し、主要 5 教科のうち 3 教科の評定が 3.0 以上の者を対象として書類審査・面接により選抜する試験である。なお、高大接続連携校とは、本校と相互の教育活動の交流を通して連携・協力し、教育内容への理解を深めることにより、双方の教育目標達成を促進するとともに、大学及び高校における教育の充実と学生及び生徒の資質の向上を図るために協定を締結した高等学校である。令和 6 年度入試において本校との高大接続連携校として締結している高等学校は、おかげやま山陽高等学校、倉敷翠松高等学校、倉敷高等学校、岡山龍谷高等学校、銀河学院高等学校である。

また、学校推薦型選抜(一般)は、出身学校長が人物・学力の適性を適切と認めて推薦し、全体の評定平均値が 3.0 以上の者を対象として書類審査と面接により選抜する試験である。

一般選抜は、①国語総合・現代文 B、②化学基礎・化学、③生物基礎・生物、④コミュニケーション英語 I・II・IIIの中から 1 教科を選択することを必須とすることによって、管理栄養士の専門教育に対する適切な学力を持った学生を選抜する試験であり、I・II・III・IV 期の計 4 回実施している。

なお、総合型選抜(対話型・自己推薦型)または学校推薦型選抜(指定校)により合格した者は、入学手続時納入金のうち入学金を半額免除される。また、高大接続連携校から学校推薦型選抜(指定校)により合格した者は、入学手続時納入金のうち入学金を免除される。また加えて、総合型

選抜、学校推薦型選抜そして一般選抜により合格し、入学手続きを完了した者は特別奨学生としての選抜(特別奨学生選抜)を受験することができる優待制度が実施されている。特別奨学生選抜では面接・小論文において8割以上、学力テスト(国語)において7割以上の得点をとったもので、入学定員の1割以内を特別奨学生として決定する。なお、学力テストの得点に対して、さらに、公益社団法人全国高等学校家庭科教育振興会主催の「高等学校家庭科技術検定」の食物調理技術検定1級取得者には20点、同検定2級取得者には10点を加算する。特別奨学生は入学後4年間授業料を半額免除される。ただし、各学年終了時のGPAの平均値が3.8未満となった場合は、進級学年の前期授業料は全額納入するものとし、その場合、前期終了時のGPAが3.8以上の値を取得した場合は、後期授業料の半額が免除される。

また、社会人特別選抜として社会人を対象に、小論文・面接を課し、管理栄養士職への強い就職希望および管理栄養士の専門教育に対する適切な学力を持った者を選抜する社会人特別選抜(若干名)も設定されているが、令和2～令和6年度学生募集の5年間では受験者はいなかつた。

なお、学校推薦型選抜(一般)、一般選抜および社会人特別選抜で合格した者に対して、岡山学院大学及び岡山短期大学に兄弟・姉妹が在籍している場合、または、岡山学院大学、岡山短期大学および岡山女子短期大学の卒業生の兄弟・姉妹・子女が在籍している場合には、入学後届出により入学金の半額が免除される。

それぞれの入試区分毎に試験実施本部を設置して入学者選抜の体制を整備し、入学試験実施要項に従って、公正かつ厳正な体制のもとに入学試験を実施している。

合否発表時期の早い総合型選抜(対話型・自己推薦型)、学校推薦型選抜(指定校・一般)および一般選抜の合格者には、入学までの学習意欲の継続、向上を図るために入学前学習プログラムの受講を求めている。この入学前学習プログラムについて、学校案内に明示し、また、入学手続きを完了した者にダイレクト・メールで連絡し周知している。

また、編入学募集については、編入学特別推薦選抜と編入学一般試験選抜の2種類がある。どちらも募集人員は若干名であり、編入年次は3年次である。編入学特別推薦選抜の出願資格は、本学が指定校として特別推薦選抜を依頼する短期大学を卒業見込みの者、および、学習成果とアドミッション・ポリシーを理解するとともに、本学を専願し、出身短期大学長が人物・学力を特別に優秀と認め推薦した者である。編入学一般試験選抜の出願資格は、①短期大学または高等専門学校を卒業した者又は卒業見込みの者、②大学に2年以上在学し、62単位以上を修得した者又は修得見込みの者、③専修学校の専門課程及び高等学校の専門専攻科の課程(就業年限が2年以上であること)のうち、文部科学大臣の定める基準を満たすものを修了した者又は修了見込みの者の、①②③のいずれかに該当する者である。編入学特別推薦選抜と編入学一般試験選抜のどちらも出願の書類の提出を求めるものであり、I・II・III・IV期の計4回実施している。また、選抜方法は、編入学特別推薦選抜は面接・書類審査であり、編入学一般試験選抜は、学力試験(栄養学)・面接・書類審査、である。編入学特別推薦選抜により合格した者は、入学金が半額免除される。また、編入学特別推薦選抜及び編入学一般試験選抜により合格し、入学手続きを完了した者

は、特別奨学生選抜(小論文・学力テスト(栄養学)・面接)を受験することができる優待制度を実施している。特別奨学生選抜方法は、小論文・学力テスト(栄養学)・面接(配点各 100 点)において 8 割以上の得点を取った者で、入学定員の 1 割以内を特別奨学生として決定する。

上記のように多様な試験方式を設定し、受験機会を多くしている。このように多様な入学試験の設定とともに、積極的な広報活動を展開しているが、平成 25 年度は入学定員より 10% 多い学生が入学したが、下表に示すように過去 5 年間は入学定員を満たすことができていない。

この原因として、少子化、管理栄養士養成施設や福祉系他大学・専門学校の増加、本学の不利な立地条件などが考えられるが、学生満足度の低下が主な原因であると考える。

入学者確保のため、FD 活動の活性化、またオープンキャンパス、進路ガイダンス(会場形式、高校内ガイダンス、模擬授業、資料配布)、高校訪問などによる効果的な広報活動の展開が重要である。

表 入学者数及び在籍者数の推移(過去 5 年間) (各年度 5 月 1 日現在)

年 度	入学定員	入学者数	編入学者 数	収容定員	在学者数	在籍者数
令和 2 年度	40	18	4	160	98	98
令和 3 年度	40	22	3	160	104	104
令和 4 年度	40	24	2	160	101	102
令和 5 年度	40	11	4	160	78	81
令和 6 年度	40	15	1	160	76	78

特別奨学生となった者で、各学年終了時の GPA の平均値が 3.8 未満の場合は、進級学年の前期授業料は全額納入することとしている。その場合でも、前期終了時の GPA が 3.8 以上の値を獲得した場合には、再び後期授業の半額が免除されることとなる。この決まりは、特別奨学生が、入学後に好成績を維持することが出来なくなった時に、その学生が他の学生に対して感じる重圧により、学習意欲が減じてしまうことを防ぎ、管理栄養士を目指して学習を継続していくための学生支援策として設けられた。この規則により、特別奨学生の学習意欲が維持され、学習成績が高値で維持されている。

(3) 授業料、その他入学に必要な経費を明示している。

授業料、その他入学に必要な経費を入学案内、募集要項に明示している。

(4) 受験の問い合わせなどに対して適切に対応している。

電話や電子メールにより受験希望者・保護者から様々な問い合わせがあるが、その対応は入試事務室が適切に行っている。入試事務室は広報および学生募集の業務を担っているほか、受験生からの質問へ応答も行っている。

<テーマ 基準II-C 入学者選抜の課題>

令和 6 年度は学部学科名称変更申請の関係により、高校教員を対象とした本学教育内容についての意見聴取はできなかった。令和 7 年度は高校訪問やアンケートの実施、教育内容についての意見聴取を行う計画である。

<テーマ 基準II-C 入学者選抜の特記事項>

特になし

[テーマ 基準II-D 学生支援]

[区分 基準II-D-1 学習成果の獲得に向けて学習支援を組織的に行っている。]

<現状>

- (1) 入学手続者に対し入学までに授業や学生生活についての情報を提供している。

スマート OKAGAKU アクション「ベストスタートプログラム」を実施し入学手続者に対し入学までに授業や学生生活についての情報を提供している。

令和 6 年度ベストスタートプログラムの内容は、①入学前樂習、②入学前サポート隊とワクワクミーティングで構成されており、学生の学習成果を焦点とした査定プログラムで PDCA サイクルを回している。

入学前樂習とは、『「岡学の楽しさ」にこだわりを持った学習内容を通して、大学の授業理解から友人作り、先輩との交流などを行い、皆さんの期待をより高め不安を解消するプログラム』であり、令和 7 年度入学予定者を対象に実施した入学前樂習の内容と参加状況は以下の通りである。

表 令和 6 年度入学前樂習実施状況及び各回参加者数

月日(曜日)	時間	講座名	参加人数
2月15日(土)	9:30～ 10:30	大学で学ぶこと	3人
	10:45～ 12:00	学生生活に役立つ情報検索術	3人
2月22日(土)	9:30～ 10:30	入学前に化学の基礎を 固めておこう！！	3人
	10:45～ 12:00	人体を知る！神秘な生物の世界	3人
3月1日(土)	10:00～ 13:00	挑戦！鍋焼きごはん	1人

3月8日(土)	10:00～ 13:00	わんぱくサンドを作ろう！	3人
3月15日(土)	10:00～ 13:00	米粉のたこ焼きを作ろう！	3人

入学前サポート隊とワクワクミーティングとは、下記の内容を案内資料に明記している。

4月から入学される皆さんと教職員である入学前サポート隊、在学生である入学前サポート協力隊がマンツーマンミーティングなどで学習や大学生活の不安解消、得意や不得意を発見するプログラムです。遠方で本学に来ることができない方は ZOOM ミーティングを使ってワクワクミーティングを行います。ワクワクミーティングの内容から、あなただけの入学前練習を実施することもできます。

ワクワクミーティングの実施状況は以下の通りである。

令和4年度：0名

令和5年度：0名

令和6年度：0名

令和4年度に作成し配布した入学前のはじめの一歩は、生物の基礎学習の冊子を配布し専門学習の準備をする内容となっている。令和7年度入学生に対しては、入学前のはじめの一歩(生物および化学)の冊子を配布した。

(2) 入学者に対し学習、学生生活のためのオリエンテーション等を行っている。

入学者に対するオリエンテーションは入学式後から約5日間の日程で実施している。まず入学式終了後、体育館で大学・短大合同の全体オリエンテーションを行い、その後、別会場に移動して大学のオリエンテーションを行う。全体オリエンテーションは保護者同席のもとに学長が大学教育について学生の学習成果と三つの方針を、またそれぞれの担当者が環境衛生、学友会、後援会規則、奨学金と傷害保険の説明を行う。大学のオリエンテーションではクラスメンターの紹介、生活指導、個人情報保護、履修注意、学生証(身分証明書)・在学証明書配付を行う。

入学式後からすぐにオリエンテーションを行う。令和6年度は、ロッカー利用説明、駐車場・駐輪場利用説明、奨学金説明、学生傷害保険説明、学割証説明、クラス写真撮影、教材費説明、各種資格取得についての説明、図書館利用に関する説明、学生便覧の詳細説明、学内情報機器利用等説明、学生個人台帳記入、生活指導、キャンパスツアー、シラバス配付、履修登録説明、教科書注文書説明、学生個人カルテ(大学)記入、教科書購入、学生生活に関する注意、履修登録・教科書に関するQ&Aなど学習支援と学生支援の両面から十分に行なった。

また後期授業開始前にもオリエンテーションを行う。令和6年度は学生の学習成果(学長)、学習指導等の説明を行い、その後、履修簿渡し、履修指導記入をし、個人面談を行なった。また、1年生

前期の復習のために実力テストを実施した。

(3) 学習の動機付けに焦点を合わせた学習の方法や科目の選択のためのガイダンス等を行っている。

前期・後期の初めには各学年別にオリエンテーションを実施し、具体的な履修指導をしている。

このオリエンテーションは、関係資料作成および履修登録に関する対応等を学務課教務係の職員の協力を得て、クラスメンターが中心となって実施している。

2年生～4年生前期のオリエンテーションは、令和6年3月下旬に行つた。その内容は、履修指導、個人カルテ修正、奨学金説明会〔新規申込者対象〕などの学習支援と学生生活支援であった。また後期のオリエンテーションは、9月上旬に行い、履修簿渡し、履修登録関係書類配付、履修指導、後期学科行事説明、学習状況調査を行つた。以上のように、新たな学習への意欲を喚起するため、オリエンテーション・個人面談を組み合わせてきめ細かな指導を行つている。

(4) 学生便覧等、学習支援のための印刷物(ウェブサイトを含む)を発行している。

本学が学生に対して学習成果の獲得を促すために発行している印刷物は学生便覧である。学則・学則施行細則・授業科目履修要領・授業科目時間配当表・講義概要・「臨地実習」履修に関する規則・「栄養教育実習」履修に関する規則等が掲載されており、これらにより学生が履修科目の内容や履修状況を把握することが容易になり、学習成果の獲得に効果を上げている。

(5) 学生に対して履修及び卒業に至る指導・支援を行つてている。

本学では各学年にクラスメンターを配置している。クラスメンターは学生の学習上の相談全般に当たり、学生に対して授業の履修指導から学習支援・学生生活支援など入学から卒業に至るまでの指導を綿密に行つてている。学生は日常の学習・進路等に不安が生じた時もまずクラスメンターに相談する。休退学にかかわる相談の際にはクラスメンターが調整し、本人・保護者または保証人・クラスメンター2人で四者面談を実施して支援する。学則施行細則第6章・第7章において、欠席届はクラスメンター経由で学務課教務係に、忌引の場合はただちに学務課教務係に、休学・退学・復学等の願いは四者面談を経てクラスメンター経由で学長に提出することになっている。欠席届にはクラスメンターの印鑑をもらってから提出することになっているので、クラスメンターにとっても学生とコミュニケーションを図つて指導するよい機会となっている。学生の履修登録票はクラスメンターが1枚ごとに点検し、取りまとめて学務課教務係に提出するので、クラスメンターは学生個々人の学習状況を把握していくなければならない。クラスメンターは学期ごとに履修簿通知表を管理台帳に記入し、学生個々人の単位修得状況を綿密にチェックしている。学生便覧の「3. 科目履修要領」に、科目履修登録制として次の様に記している。

1. 履修登録は学期ごとに、前期初め(4月)に前期科目を、後期初め(9月)に後期科目を行う。
2. 学生は所属する学年・学科・クラスの授業時間割にある科目を授業開始日より第1週第1回目を受講し、科目のシラバスにより説明を受ける。

3. 第1週第1回目の授業に出席しないと、以後の履修に支障を来たすので必ず出席すること。
4. 学生は第2週が終了するまでに科目履修登録票をクラスメンターに提出する。
5. クラスメンターは履修登録票確認の後、学務課教務係へ提出する。
6. 学務課教務係は、第3週でコンピュータ登録を行い、各学科の学生履修登録票を学科長に提出する。

学生の履修簿通知表は学務課教務係からクラスメンターに手渡され、学生個々人の学習状況を点検したうえ、学期ごとのオリエンテーションにおいてクラスメンターから学生に直接手渡されるので行き届いた学習指導ができる。新入生に対しては、入学式後のオリエンテーションにおいて、保護者も交えた場で履修および卒業に至るまでの重要事項について説明し、さらに翌日からのオリエンテーションにおいて前期履修科目に対する詳細な指導を行っている。また後期オリエンテーションにおいて履修科目に対する指導を行うと共に、個人面談を実施し、その際に履修簿通知表を使って個別指導を行っている。2年、3年、4年生に対しても、各期オリエンテーションにおいて同様の個別指導を実施している。このように教員は学生に対して履修から卒業に至る指導を直接かつ綿密に行っており、学生の学習成果の獲得に向けて責任を果している。

(6) 学習上の悩みなどの相談にのり、適切な指導助言を行う体制を整備している。

本学ではキャンパスライフプログラムを実施し学習上の悩みなどの相談にのり、適切な指導助言を行う体制を整備している。キャンパスライフプログラムとは、学生をサポートする専任教員が、入学から卒業まで二人三脚体制で夢を実現するプログラムである。

各学年にクラスメンターを配置している。クラスメンターは学生の学習上の相談を受ける役も担っている。学生が休学・退学など学習や進路等に不安を感じた場合、学生はクラスメンターに相談する。また、進退を決定する時は、保護者または保証人の同伴の上、クラスメンター2人の四者面談を実施する。

欠席・忌引・休学・復学および退学については、「学生便覧」にも該当の届けまたは願いをクラスメンター経由で学務課教務係または学長に提出しなければならないことと記している。

(7) 基礎学力が不足する学生や進度の遅い学生に対し補習授業等を行っている。

高等学校での化学・生物の履修不足から1年次の科目においても理解度に問題がみられ、苦手意識が認められる。この苦手意識を克服するために、前述のように入学前樂習の受講を求めている。また、1年次前期において食物基礎科学の授業を開講し、基礎化学、基礎生物学、調理学の理解度を高めるよう行っている。

授業等の質問に対する指導、実演・発表のための指導、実習準備が思わしくない学生に対する指導、実習における評価が低かった学生に対する指導などそれぞれの教員が、学習が困難な学生への指導、一定の水準に満たない学生への指導、実習関連等の指導を多様な方法で実施している。

期末試験で60点に満たない学生を対象に、その授業担当教員は、試験対策の補講を全学的に行っている。

(8) 進度の速い学生や優秀な学生に対する学習上の配慮や学習支援を行っている。

進度の速い学生や優秀な学生に対する学習上の配慮や学習支援を行っていなかったため、FD委員会で進度の速い学生や優秀な学生に対する学習上の配慮や学生支援を検討し令和 5 年度 FD・SD ワークショップで報告した。その報告内容を勘案し、令和 6 年度は「国試対策ゼミ」において、進度の速い学生や優秀な学生に対する学習上の配慮や学習支援を試行錯誤しながら実施した。

(9) 通信による教育を行う学部・研究科等の場合には、添削等による指導の学習支援の体制を整備している。

本学に通信課程は設置していない。

(10) 図書館等に専門的職員その他の専属の教員又は事務職員等を配置し、学生の学習向上のために支援を行っている。

図書館は、岡山学院大学及び岡山短期大学の学生が自由に利用している。図書館の通常開館時間は平日 9 時～17 時 30 分で令和 2 年度から授業期間中の延長開館は行わない。土曜日は 9 時～13 時 10 分開館を隔週で行っている。令和 6 年度の開館日数は 244 日(平日 220 日、土曜 24 日)である。入館者数は延べ 2,355 人であり、昨年度入館者数の延べ 2,629 人と比較すると入館者は 274 人減少している。令和 6 年度の平均利用者数は一日 9.65 人となる。年間を通じて、食物栄養学科の 4 年生と幼児教育学科 2 年生の利用が多かった。固定された学生による利用が目立つ。

(11) 学生の海外への派遣(長期・短期)を行っている。

本学は学生の海外への派遣(長期・短期)は行っていない。

(12) 学習成果の獲得状況を示す量的・質的データに基づき学習支援方策を点検している。

本学では授業終了時に学生による授業アンケートを実施し、集計結果を学内限定のウェブサイトで公表している。各教員はアンケートの集計結果をもとに自己点検を行い、評価の結果は次年度のシラバスに反映される。

(13) 編・転入学生に対して適切な指導助言を行う体制を整備している。

本学科の編入学生は、全て 3 年次編入生である。本学科の編入生は全て 2 年制短期大学の栄養士養成課程において栄養士免許を取得済みの卒業生であり、3 年生クラスメンターが中心となり対応をしている。

編入学生の単位互換に関しては、編入生が編入元で取得した単位と本学科で取得できる単位をそれぞれの講義概要を照らし合わせ、教授会で審議し、単位を認定している。また、本学科への

編入学が多い香川短期大学とは事前に講義概要を照らし合わせ、予め、単位互換出来る科目を取り決めている。

編入学生の支援体制に関しては、成績状況や資格取得状況を確認しながら 3 年生クラスメンターが入学時に面談を行い、学習の得手不得手を把握している。また、生活面での不安などを聴取し、対応している。そして、必要に応じて、学科会議にて学科教員により共有している。

[区分 基準II-D-2 学習成果の獲得に向けて学生の生活支援を組織的に行っている。]

＜現状＞

(1) 学生の生活支援のための教職員の組織(学生指導、厚生補導等)を整備している。

本学においては、学長のリーダーシップの下に、「事務組織」及び「各種委員会等」を組織し、その組織全体で学生の生活支援を組織的に実施している。本学の組織的な学生支援として、修学支援を始め、課外活動支援、学生生活支援、経済的支援、健康衛生管理支援を行っている。

修学支援としては、各学年にクラスメンターを配置し職員とともに、学習指導を始め、学生生活全般について支援している。各学年クラスメンターは、学年全員の個人面談を前期・後期のオリエンテーションにおいて実施しており、友人関係や授業、クラブ活動などについて個々の様子を把握したり、抱えている悩みがあれば対応したりするようにしている。特に、メンタルケアやカウンセリングを要すると判断される学生については、本学に設置している学生相談室で専門カウンセラーへの相談を勧めていた。しかし、学生による苦情から学長が学生相談室を見直し、令和 6 年 3 月で専門カウンセラーの配置が終了した。令和 6 年度からは、クラスメンターが対応することになっている。さらに、授業科目以外にも、学生の個々のニーズに応じて、就職に向けた強力な支援を行っている。

(2) クラブ活動、大学行事、学友会など、学生が主体的に参画する活動が行われるよう支援体制を整えている。

課外活動支援として、「令和 6 年度 学友会 クラブ・ミーティングルーム・顧問」を組織し、顧問を配置することによって整備している。

クラブ活動については、本学において 1 年生の前期の履修登録として単位を取得することを可能にするとともに、各顧問が責任をもって学生とともにクラブ活動の活性化を行い、学生が自ら活動できるように取り組んでいる。課外活動支援については、「学生生活を充実させ、人間形成に寄与するもの」という意義から、学園行事や学友会等を大学・短大を挙げて全面的に支援している。例えば、本学の教育目標を達成するための一助として学友会を設置しており、この学友会は全てのクラブ活動を統括し、入学生全員が会員となっており、健全で規律ある学生生活の発展に寄与している。学生が学生自身の自律的な活動を展開することにより、自己の能力を最大限に発展させていく効果を期待している。特に厚生部は、各クラス選出の評議員と学科教員から 1 人ずつ任命される顧問によって構成され、学生の意見を広く汲み上げる部門として貢献している。

次に大学行事として、4 月には新入生歓迎会、後期始めのオリエンテーション中に防災避難訓

練および学年合同イベント、10月には有城祭(大学祭)を実施しており、学科教職員及び大学全体の行事については短期大学教職員を合わせて全学で支援体制を整備している。

(3) 学生食堂、売店の設置等、学生のキャンパス・アメニティに配慮している。

学生生活支援として、「学生食堂」を設置し、学生のキャンパス・アメニティについて配慮している。「学生ホール(学生食堂)」については下記のような取り組みを実施している。

① 有線放送

食堂の営業前・営業中・営業後と放送内容を変えて音楽を流し、学生がリラックスして学生ホールを活用できるように工夫している。

② 花や掲示物

学生が使う机に花(造花)を置き、学生ホールが明るい雰囲気になるよう心がけている。また「食堂食育」等、学生の食育に役立てるよう資料を掲示し、食育啓発を行っている。その他食堂に馴染んでもらいたいため、4月には食堂調理員の一覧を掲示し、食堂に興味を持つもらえる工夫を凝らしている。さらに学生ホールに季節の壁面や掲示物、展示物を設置し、季節感を感じもらう工夫を行っている。

③ 清掃

学生が快適に学生ホールを使用できるよう、机や床の清掃等行っている。

購買は、耐震化を図っていない第一学生ホールを封鎖し、令和4年度に購買を学生ホールに移動させた。専門職員を配置し、令和6年10月より稼働している。

(4) 宿舎が必要な学生に支援(学生寮、宿舎のあっせん等)を行っている。

令和4年度より椿寮1号館の老朽化により閉寮したため学生寮はない。学務課学生係で宿舎が必要な学生に支援を行っている。

(5) 通学のための便宜(通学バスの運行、駐輪場・駐車場の設置等)を図っている。

通学については、無料通学バスの運行や駐輪場・駐車場(無料)を設置して通学のための便宜を十分に図っている。通学バス(無料)の運行は、平日の授業始業前2便、3限、4限、5限の授業終了後に1便ずつ運行している。駐車場を利用するためには、学務課学生係で申請が必要である。

(6) 奨学金等、学生への経済的支援のための制度を設けている。

学生への経済的支援として、日本学生支援機構の奨学金「給付奨学金」「第一種奨学金」「第二種奨学金」について年度始めのオリエンテーション時に学務課学生係が内容、書類作成、手続きまでの説明を行っている。また、本学独自の奨学金制度として、「岡山学院大学特別奨学生」や、在学中に授業料納付が困難になった学生について、成績・人物の審査での合格者を優待生として授業料の半額免除を実施する「岡山学院大学A種奨学生」を設けている他、アルバイト紹介など

の業務を学務課学生係が行う等の経済的支援体制を整えている。また卒業時には返還に関する仕組み、手続きについて説明を行っている。その他外部機関の奨学生制度については、可能な範囲で対応している。

(7) 学生の健康管理、メンタルヘルスケアやカウンセリングの体制を整えている。

学生の健康管理の体制としては、学務課学生係が管理・運営している休養室を設置し、軽度不良に対して対応している。重篤な症状や急を要す症状が出た学生については近隣の医療機関に連絡を取り早急な対応を依頼している。また、平成 30 年度より緊急時のマニュアルを教職員に配布し、学内全体で意識共有の下、適切な対応を図っている。さらに、本学の校医は「一般財団法人倉敷成人病健診センター」の健診センター長であり、入学後の健康診断(身体測定、レントゲン撮影、内科検診など)の結果も当センターに依頼し、学生の実習等における健康診断書の発行も本学で行っている。生活指導部による学生の心身両面に亘る生活支援、環境衛生部による学内の清掃と美化など、学生の生活支援を組織的に行うと共に、教職員の組織も整備して適切に機能している。さらに、メンタルヘルスケアの体制として、「学生相談室」を設置し、カウンセラーが週 2 日常駐し、学生の個人的諸問題について相談に応じて援助を行っていたが、学生による苦情から学長が学生相談室へのカウンセラーの配置を見直し、令和 6 年 3 月で終了した。今後はクラスメンターが学生相談を行う。

(8) 学生生活に関して学生の意見や要望の聴取に努めている。

学生生活に関しては、新入生アンケート、学生生活アンケート、卒業時アンケートの実施により、学生の意見や要望の聴取に努めている。そして、学生生活に関する学生の意見や要望は、現在はクラスメンターを始めとして、全教員が学生と十分な「対話」をすることを心掛け、その対話の中から学生の声を把握するところが大きい。学生から得られた意見等は、学科教員全員で共有・検討した上で学長に報告し、その対応の指示を受けており、重要事項については学長が教授会に諮った上で対応を決定する。

また、事務部においては、関係の窓口で事務職員が学生から意見・要望等を得ることが可能となっており、早急に解決を要する場合は直接学長に報告し、学長の指示を得て解決する等、学生サービスに対する学生の意見等を汲み上げる仕組みを適切に整備し、大学全体で適切な対応を図っている。

(9) 留学生が在籍する場合、留学生の学習(日本語教育等)及び生活を支援する体制を整えている。

現在、留学生は在籍していない。

(10) 社会人学生が在籍する場合、社会人学生の学習を支援する体制を整えている。

社会人学生の受け入れを行っており、詳細は募集要項に明記している。社会人学生に対しても入

学手続きから卒業までの学習を支援する体制を整えている。なお、現在、社会人学生は在籍していない。

(11) 障がい者の受け入れのための施設を整備するなど、障がい者への支援体制を整えている。

障がい者の受け入れのための施設については、エレベーター及び車いすを配置し、取り組んでいる。バリアフリーへの対応はエレベーターを設置し、できる限りの対応を図っている。また、障がいのある者が本学を受験しようとする場合は事前に相談するよう学生募集要項に明記してある。なお、現在、肢体不自由な学生は在籍していない。

(12) 長期履修生を受け入れる体制を整えている。

現在、長期履修生の受け入れ制度はない。

(13) 学生の社会的活動(地域活動、地域貢献、ボランティア活動等)に対して積極的に評価している。

本学では、授業「アクティブラーニングⅠ」および「アクティブラーニングⅡ」において健康寿命延伸教室を実施している。地域在住の高齢者を対象に、「アクティブラーニングⅠ」では、身体計測および食事調査をチームで担当することで、コミュニケーション能力、データ収集能力、理論的思考能力を、「アクティブラーニングⅡ」では、栄養マネジメントおよび食事提供の実践を通して、コミュニケーション能力や総合的な栄養ケアマネジメント能力を評価している。

また、岡山県が実施する「地域に飛び出せ大学生！おかやま元気集落研究・交流事業」において、令和6年度は「食文化を通じたエコツーリズムに関する実践的研究」をテーマに、笠岡諸島最南端に位置する六島を対象とした特産品の研究と地域交流活動を行った。

その他、「倉敷市日本遺産構成文化財を学ぶ ばらばなしセミナー」への参加、「子ども食堂」におけるボランティア活動、倉敷市が主催する「倉敷国際ふれあい広場」への学生ボランティアの派遣、「倉敷市倉敷地区食育栄養まつり」、「こどものための食育フェア」への参加、幼児を対象にした親子料理教室の開催などを通じて学生の主体的な学びを評価している。

[区分 基準II-D-3 進路支援を組織的に行っている。]

<現状>

(1) 就職支援のための教職員の組織を整備し、活動している。

本学では、キャリアコネクトプログラムを実施し、学生1人に対し4人の教員が徹底的にサポートをしている。管理栄養士(一般)チーム、管理栄養士(地方公務員・教職)チーム、食品会社・一般職チーム、進学チームの4つのチームを編成し就職市場の情報収集・発信、内定後、就職後のアフターフォローなど、キャリア形成のエンロールメントサポートを実施している。

学務課学生係の事務職員は、就職指導担当教員と常に進路情報を共有し、報告・連絡・相談を繰り返しながら学生が進路決定に至るまでの支援を行っている。

(2) 就職支援のための施設を整備し、学生の就職支援を行っている。

就職支援のための施設として、キャリア支援室を整備し、模擬面接指導や集団面接指導、履歴書作成の指導、実技試験対策の指導など、多角的に学生の就職支援を行っている。

(3) 就職のための資格取得、就職試験対策等の支援を行っている。

就職のための資格取得について、卒業時に栄養士資格と食品の衛生管理に関する資格である食品衛生管理者および食品衛生監視員用資格やフードスペシャリストの資格を取得して卒業するように細やかな支援を行っている。入学前は、オープンキャンパスやベストスタートプログラムで資格・免許を取得する意義・意味を詳しく説明している。入学以降は、オリエンテーションや各授業の第1回にシラバスを基に詳細に説明し、2回目以降も講義内容に絡めて説明することにより、資格・免許の取得に対する意識の強化を図っている。

(4) 学部・研究科等ごとに卒業時の就職状況を分析・検討し、その結果を学生の就職支援に活用している。

例年、食物栄養学科の卒業時の就職状況について年明けの全体会議および年度始めの全体会議において報告するとともに、求人件数についても経年的な比較・分析を行って全学で情報を共有している。また、卒業時の就職状況について「業種別就職者数」、「就職実績一覧」を本学公式ウェブサイトで公表するとともに、これらの分析・検討結果を学生の就職支援に活用している。

(5) 進学、留学に対する支援を行っている。

進学に対する支援として、キャリアコネクトプログラムで編成している進学チーム担当教員を中心に支援を行っている。令和7年3月卒業生の進学者は0名である。

留学に対する支援は行っていない。しばらく学生からの希望が出ていないのが現状であり、令和7年3月卒業生においても希望はなく、実質的に支援は行っていない。

本学の就職支援を概括すると、キャリアコネクトプログラムを実施し、学生1人に対し4人の教員が徹底的にサポートをしている。キャリア支援室の就職指導担当教員は、学生と個別の面談を重ね対話を繰り返すことにより、学生一人ひとりが思い描いている将来やその理想とする仕事を確認した上で、就職先に対する細かい要望や条件等を十分に把握した上で、各々の適性を見極めながら適した進路を選択できるように支援している。

本学科は、キャリア支援室を設置しているが、就職支援教員がキャリア支援室に常駐していない。前述した通り、本学では就職支援チームを編成し、学生の就職支援を個別に行っている。求人票の周知は、これまで4年生のホーム教室やA201教室前のホールに設置していたが、学生の利便性の向上を目的にeラーニングプラットフォーム「Moodle」を活用して、求人情報の周知を徹底している。なお、キャリア支援室は、学生からの要望があった際に、個人面接、集団面接及びグループ

ディスカッションを行う際の会場として使用できるよう整備している。また、管理栄養士免許を使用する専門職以外の就職においても同様に就職支援が行えるよう定期的に「わかものハローワーク」の職員を招聘し、学生の就職支援をおこなっている。

令和6年度の就職状況は下記の表の通りであった。

表 令和6年度就職状況

卒業者数	就職希望者数	就職内定者数	専門職就職者数	一般職就職者数
23	21(91.3%)	21(100%)	17(81.0%)	4(19.0%)

令和6年度の就職希望者の就職内定率は100%であった。また、管理栄養士・栄養士を活かしての専門職の就職率は81.0%であった。求人票の確保のために学務課学生係の職員が学生の就職希望に合わせて求人票の送付依頼を毎年行っていることが評価される。

<テーマ 基準II-D 学生支援の課題>

特になし

<テーマ 基準II-D 学生支援の特記事項>

特になし

【基準III 教育資源と財的資源】

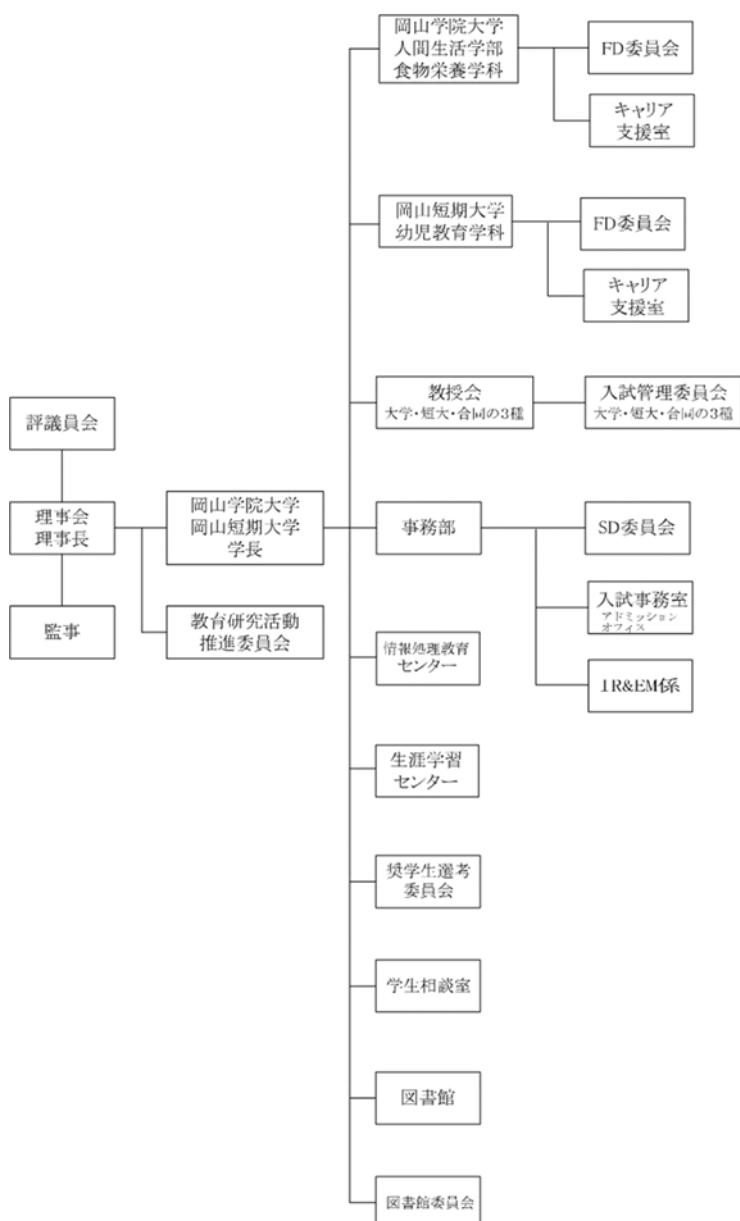
[テーマ 基準III-A 人的資源]

[区分 基準III-A-1 教育課程編成・実施の方針に基づき教員を配置している。]

<現状>

(1) 大学及び学部・研究科等に必要な教員を配置している。

令和6年度の教育研究上の教員組織は、以下のとおり編成した。本学の教員組織は小規模であるが建学の精神である教育三綱領「自律創生、信念貫徹、共存共栄」に基づく使命・目的を実現するための組織として十分である。



(2) 大学及び学部・研究科等の専任教員又は基幹教員は大学設置基準等に定める教員数を充足している。

教員組織の概要((人)令和 6 年 5 月 1 日現在)

学科等名	専任教員数					大学設置基準に定める教員数		非常勤教員	備考
	教授	准教授	講師	助教	計	[イ]	[ロ]		
食物栄養学科	7	2	8	0	17	(8)	—	14	
(小計)	7	2	8	0	17	(8)	—	14	
[ロ]	—	—	—	—	—	—	(6)		
(合計)	7	2	8	0	17	(8)	(6)	14	

男女の構成は次表の通りである。

専任教員の男女構成((人)令和 6 年 5 月 1 日現在)

	教授	准教授	講師	助教	計
男	4	2	3	0	9
女	3	0	5	0	8
計	7	2	8	0	17

(3) 教育課程編成・実施の方針に基づき専任教員と非常勤教員(兼任・兼担)又は基幹教員との他教員を配置している。

専任教員と非常勤教員は、学生の学習成果を獲得させるための令和 5 年度の教育課程編成・実施の方針に基づいて適任である教員を配置している。基幹教員とその他教員は配置していない。

専任教員数と非常勤教員数

令和 6 年 5 月 1 日現在	男	女	計
学長	1		1
副学長	1		1
専任	7	8	15
非常勤	6	8	14
計	15	16	31

(4) 専任教員又は基幹教員の職位は真正な学位、教育実績、研究業績、制作物発表、その他の経歴等、大学設置基準等の規定を充足している。

年齢の構成は次表の通りである。定年を越えた教員が 5 人いるが教育課程編成・実施の方針に照らして授業を担当する教員の教育研究業績が適任である教員を配置する方針で教授会に諮った上で学長が決定しているので問題はない。

専任教員の年齢(令和6年度)

職名	学位等	教育分野	年齢
教授	工学修士	情報処理	74
教授	農学博士	食品学	73
教授	理学博士	分子遺伝学	78
教授	医師・博士(医学)	医学・病理学	59
教授	医学博士・薬剤師	微生物学	71
教授	管理栄養士・準学士	公衆栄養学	65
教授	管理栄養士・学士	給食経営管理論	66
准教授	農学修士	食品加工	58
准教授	修士(経営学)	情報処理	39
講師	管理栄養士・学士(家政学)	栄養教育論	53
講師	管理栄養士・学士(栄養学)	栄養学・教職課程	47
講師	管理栄養士・修士(臨床栄養学)	臨床栄養学	38
講師	修士(農学)・博士(理学)	応用栄養学	46
講師	修士(理学)・博士(理学)	情報処理	38
講師	管理栄養士・博士(健康科学)	調理学	34
講師	修士(教育学)	教育学	39
講師	薬剤師・博士(薬学)	生化学	36

定年年齢を迎えた教員は年度末をもって退職することになるが、就業規則上、理事長が特に必要と認めたときは、引き続き1年毎に特別専任教員として再雇用することができるようになっている。この場合の定年年齢は理事長が特にその継続留任を更に必要と認める場合以外は70歳となっている。特別専任教員は就業規則において常時勤務する専任の教育職員に対する特別専任教業規則で別に就業が規定されており、その規定では本学の退職者以外の者では、他大学及びそれに準ずる機関を定年退職し、本人及び当学園の都合により週当たりの出勤日に制限がある本学教育に専任できる者や特殊な専攻分野について本学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有し、本人及び当学園の都合により週当たりの出勤日に制限がある本学教育に専任できる者が採用される。この場合の「本学教育に専任できる」とは、本学より指定した会議や行事等に参加することが含まれ、教授にあっては教授会の定員に含まれる。退職後の延長は特別な場合を除いて70歳までなので、平均年齢の高い教授の中で定年に近い教員の交代教員の確保の検討をしなければならない。

上記のとおり本学の専任教員は、令和6年5月1日現在教授7人、准教授2人、講師8人の計17人である。大学設置基準に定める教員数14人を超える、更に教員数14人の5割が教授でなければならない数7人に対して教授数は7人で充足している。

本学は、学校教育法施行規則第172条2に基づき本学公式ウェブサイトにおいて教育研究活動等の状況についての情報を公表している。(その中で専任教員が有する学位、所属学会、主な研究業績等を詳しく示しており、全ての専任教員の職位が大学設置基準第三章七条の規定に合致していることが明らかである。本学の専任教員の職位は真正な学位であり、教育実績、研究業績、制作物発表、その他の経歴等は大学設置基準の規定を充足している。

(5) 非常勤教員又は基幹教員以外の教員の採用は、学位、研究業績、その他の経歴等、大学設

置基準等の規定を準用している。

非常勤教員は、学位、研究業績、その他の経歴等、大学設置基準の規定を遵守している。

令和6年度非常勤教員の職位・性別・担当授業科目

教授	男	教養・教職
教授	男	教養・教職
教授	女	教職・教養
教授	男	教養
教授	男	教養・食物
教授	女	食物
准教授	女	食物
講師	女	教養
講師	女	教養(臨床心理)
講師	女	英語
講師	男	教職
講師	男	教養
講師	女	司書
講師	女	司書

令和6年度非常勤教員の職位構成

学 科	教授	准教授	講師	助教	計
食物栄養学科	6	1	7	0	14

非常勤教員の男女構成((人)令和6年5月1日現在)

	教授	准教授	講師	助教	計
男	4	0	2	0	6
女	2	1	5	0	8
計	6	1	7	0	14

また管理栄養士学校指定規則の指定の基準の第2条の中の、第2号「別表第一専門基礎分野の項に掲げる教育内容を担当する教員(助手を除く。以下この項において同じ。)については、三人以上が専任であり、そのうち一人以上は人体の構造と機能及び疾病の成り立ちを担当する者であること。」、第3号「基礎栄養学又は応用栄養学のいずれかの教育内容並びに栄養教育論、臨床栄養学、公衆栄養学及び給食経営管理論の各教育内容を担当する教員については、それぞれ一人以上が専任であること。」、第4号「専任の助手の数は、五人以上であり、そのうち三人以上は別表第一専門分野の項に掲げる教育内容を担当する者であり、かつ、管理栄養士であること。」、第5号「人体の構造と機能及び疾病の成り立ちを担当する専任の教員のうち一人以上は、医師であること。」、第6号「栄養教育論、臨床栄養学、公衆栄養学及び給食経営管理論を担当する専任

の教員のうち、それぞれ一人以上は、管理栄養士又は管理栄養士と同等の知識及び経験を有する者であること。」を遵守している。

(6) 教育課程編成・実施の方針に基づき指導補助者を配置している場合は、適切に実施している。
指導補助者を配置していない。

[区分 基準III-A-2 教員は、教育課程編成・実施の方針に基づき教育研究活動を行っている。]

<現状>

(1) 専任教員又は基幹教員の研究活動(論文発表、学会活動、国際会議出席等)は教育課程編成・実施の方針に基づき成果をあげている。

専任教員は、論文発表・学会活動等の研究活動を、本学の教育課程編成・実施の方針に基づいて進めている。尚、特別専任教員を除いた専任教員は研究日を取得するために2年間で1つの研究業績を求められているので対象となる全教員が研究日を取得していることからそれらの研究活動は進んでいる。

【令和6年度専任教員研究活動実績】

職名	学位等	教育分野	著作数	論文数	学会等 発表数	国際会議 出席の有無	その他
教授	工学修士	情報処理					
教授	農学博士	食品学					
教授	理学博士	分子遺伝学					
教授	医師・博士(医学)	医学・病理学			4		
教授	医学博士・薬剤師	微生物学			1		
教授	管理栄養士・準学士	公衆栄養学					
教授	管理栄養士・学士	給食経営管理論			1		
准教授	農学修士	食品加工					
准教授	修士(経営学)	情報処理					
講師	管理栄養士・学士(家政学)	栄養教育論			1		
講師	管理栄養士・学士(栄養学)	栄養学・教職課程					
講師	管理栄養士・修士(臨床栄養学)	臨床栄養学					2
講師	修士(農学)・博士(理学)	応用栄養学					1
講師	修士(理学)・博士(理学)	情報処理			2		
講師	管理栄養士・博士(健康科学)	調理学					

講師	修士(教育学)	教育学		1			
講師	薬剤師・博士(薬学)	生化学					

(令和 6 年 2 月 1 日～令和 7 年 1 月 31 日)

本学公式ウェブサイトにおいて教育研究活動等の情報の公開を行っており、その中で専任教員が有する学位、所属学会、主な研究業績などを示している。それによって、各教員がどのような分野における専門的研究を推進しているのかが容易に分かる。

(2) 専任教員又は基幹教員は、科学研究費補助金等の外部資金を獲得している。

令和 6 年度外部研究費の獲得

令和 6 年度学術研究助成事業助成金

研究代表者

- ・研究種目: 基盤研究(C)／令和 6 年度～令和 8 年度
- ・研究課題名: 「ビタミン D による抗炎症機構の解明および炎症性腸疾患との関連」
- ・研究代表者: 岡田只士
- ・研究分担者: 安田佳織(富山県立大学)、川越文裕(東京理科大学)
- ・交付決定額(3 年総計): 4,680,000 円【直接経費: 3,600,000 円、間接経費: 1,080,000 円】
- ・令和 6 年度: 1,430,000 円【直接経費: 110 万円、間接経費: 33 万円】

- ・研究種目: 基盤研究(C)／令和 4 年度～令和 6 年度

- ・研究課題名: 「動物園等が配信する動画を含むコンテンツをバリアフリー化する障害児支援教材の開発」

- ・研究代表者: 山口雪子

- ・研究分担者: 松本朱実(社会構想大学院大学)

- ・交付決定額(3 年総計): 4,160,000 円【直接経費: 3,200,000 円、間接経費: 960,000 円】

- ・令和 4 年度: 1,560,000 円【直接経費: 120 万円、間接経費: 36 万円】

- ・令和 5 年度: 1,430,000 円【直接経費: 110 万円、間接経費: 33 万円】

- ・令和 6 年度: 1,170,000 円【直接経費: 90 万円、間接経費: 27 万円】

研究分担者

- ・研究種目: 基盤研究(C)／令和 4 年度～令和 7 年度

- ・研究課題名: 「腸内細菌叢の改善による反復性膀胱炎の新たな予防法と治療法の開発」

- ・研究代表者: 石井亜矢乃(岡山大学)

- ・研究分担者: 犬山玲子

- ・令和 4 年度: 65,000 円【直接経費: 5 万円、間接経費: 1 万 5 千円】

- ・令和 5 年度: 104,000 円【直接経費: 8 万円、間接経費: 2 万 4 千円】

・令和 6 年度:130,000 円【直接経費:10 万円、間接経費:3 万円】

- ・研究種目:基盤研究(C)／令和 5 年度～令和 7 年度
- ・研究課題名:「生物学的半減期増長ビタミン D 誘導体合成と疾患モデル動物でのホルモン様作用
増強解析」
- ・研究代表者:橘高敦史(帝京大学)
- ・研究分担者:岡田只士
- ・令和 5 年度:195,000 円【直接経費:15 万円、間接経費:4 万 5 千円】
- ・令和 6 年度:195,000 円【直接経費:15 万円、間接経費:4 万 5 千円】

令和 6 年度奨学寄付金

令和 6 年度学術研究助成金

公益財団法人ウエスコ学術振興財団

- ・研究題目「新規ビタミン D 欠乏マウスモデル作成の試みと、それを用いたビタミン D 欠乏と健康の
関連解析」
- ・研究代表者:岡田只士
- ・寄付金額:250,000 円

- ・研究題目「島嶼部における介護予防プログラムの開発」

- ・研究代表者:平野聰

- ・寄付金額:250,000 円

令和 6 年度外部資金の獲得

令和 6 年度岡山県補助金

- ・令和 6 年度地域に飛び出せ大学生！おかやま元気！集落研究・交流事業補助金

- ・研究代表者:平野聰

- ・補助金額:180,000 円

- ・おかやま子育てカレッジ地域貢献事業費補助金

- ・補助金額:91,000 円

(3) 専任教員又は基幹教員の研究活動に関する規程を整備し、研究環境の整備に努めている。

特別専任教員を除いた専任教員には、「学校法人原田学園教員の研究費に関する規程」に基づき支給している研究費がある。研究費の内訳は、「教員研究費」「教員研究旅費」「共同研究費」「海外研修旅費」となっている。

教員研究費は、教員の研究範囲内で自由に使える研究図書購入費として年間 15 万円用意し

である。使用に当っては、研究図書購入願い(累積加算方式)に書名、著者、発行所、価格、ISBN 等の必要事項を記入の上、図書館に提出する。図書館は、未所有かどうかチェックし、所有であれば教員に対してその旨連絡する。図書館の未所有の図書及び所有の図書であっても教員が常時研究室に保管するために必要である場合は、研究図書購入費の残高をチェックした後、図書館は速やかに発注し、納品、図書館登録の後、教員研究室に配架する。

教員研究旅費は、教員の研究の範囲内で自由に使え、年間 15 万円用意してある。使用の仕方は、学長宛てに学会及び研究会等の次第を添付した研修願を提出し、研修の許可が下りれば「交通費、会費(謝費を含む)、雑費」が経理課から支給される。経理課は 15 万円の残高を常に把握してある。学長の許可を要すことは、学校行事及び学生の教育指導を放棄した自己研究優先の研修を防止するためである。

教員研究費(研究図書購入費)及び教員研究旅費の流用は、どちらかの一方が既定額を超えて経費が必要になった場合、経理課に流用を願い出ことになる。研究図書購入費を流用する場合は、流用後の予算残高を図書館に経理課が知らせる。

共同研究費は、FD のために必要な研究費、研修費及び研修旅費として使用できる。共同研究費の使用に当たり、各学科が FD を行うに必要な研修を企画し、それにかかる経費を算出し、学長に願い出る。学長は願いにより決裁する。「学校法人原田学園教員の研究費に関する規程」の中には、海外研修旅費に関する規程がある。

海外研修旅費は、教員が、外国の政府、大学、研究機関等において研修するために現地に渡航する旅費で、年間 200 万円を用意してある。海外研修は、学生の教育指導に供する教育水準の確保を図るため、学長、教授、准教授、講師及び助教の職にある専任教員が、自らの学術専攻分野に関する事項の調査・研究、指導又は研修等を海外で行うものであり、海外研修を希望する者は、海外研修願を学長に提出する。海外研修願により学長が重要と認めたものは、海外研修旅費として、渡航の費用及び参加費の一部を上限 50 万円まで支給し、年間 200 万円の予算の範囲で願出の受付を打ち切る。海外研修旅費は、予め研修プログラム等に含まれている旅費以外は、経理課の旅費査定により決定される。海外研修により欠勤となる授業は、研修前または帰国後速やかに補講をする。海外研修の成果は、帰国後 3 か月以内に学内で教員及び学生に対して研究発表をする。同一の学術専攻分野の複数の教員が、同一の海外研修を申し出た場合は、学長の決裁により一人のみとする。なお、令和 6 年度において海外研修費を希望した者はいない。

その他、

- 公的研究費の適正な運営・管理について
- 岡山学院大学岡山短期大学における公的研究費の使用に関する行動規範
- 岡山学院大学岡山短期大学における公的研究費補助金取扱いに関する規程
- 岡山学院大学岡山短期大学における公的研究費補助金取扱いの不正防止に関する規則
- 岡山学院大学岡山短期大学研究活動の不正行為防止に関する取扱規程
- 岡山学院大学岡山短期大学公的研究費補助金の不正防止対策の基本方針
- 岡山学院大学岡山短期大学公的研究費補助金の不正防止計画

- 岡山学院大学岡山短期大学における競争的資金に係る間接経費の取扱いについて
 - 岡山学院大学岡山短期大学における公的研究費の内部監査マニュアル
 - 岡山学院大学岡山短期大学「ヒトを対象とする研究」に関する 研究倫理審査委員会規則
- を定めている。これらにより、専任教員の研究活動に関する規程は十分に整備されていると考える。

(4) 専任教員又は基幹教員の研究倫理を遵守するための取り組みを定期的に行っている。

岡山学院大学岡山短期大学「ヒトを対象とする研究」に関する研究倫理審査委員会規則により研究倫理の推進を図っている。

(5) 専任教員又は基幹教員の研究成果を発表する機会(研究紀要の発行等)を確保している。

本学は岡山短期大学と合同の紀要を年1回発行し、専任教員の研究成果を発表する機会を確保している。紀要是本学公式ウェブサイトに載せ、一般に公開している。紀要に関して「岡山学院大学・岡山短期大学紀要投稿執筆規程」を定め、編集は本学専任教員があたっている。

(6) 専任教員又は基幹教員の研究、研修等を行う時間を確保している。

専任教員は、授業準備・授業、学生への学習・生活指導、あるいはその他の業務遂行のため、まとまった研究・研修時間を確保しにくいのが実情である。そのような中、「学校法人原田学園専任教員の勤務時間の変更と自宅研究日の規則」により、就業規則第8条に規定する勤務時間において、専任教員の勤務時間の変更と自宅研究日を特別に定めて教員の研究活動を支援している。専任教員は、前後期開始前に学長に、「自宅研究日承認願」を提出する。授業や他の業務に支障を来さない曜日を希望することは当然のことであるが、研究日承認には、「行事その他本学教育上の理由により出勤を要する場合は、指示の如何を問わず出勤」すること、「過去2年間の研究業績の内最新のもの」を提出することが条件となっている。教員の自己都合優先を戒め、研究活動を奨励しているのである。この制度は研究活動推進に大きな役割を果たしており、今後も継続する。

(7) 専任教員又は基幹教員の留学、海外派遣、国際会議出席等に関する規程を整備している。

専任教員の留学、海外派遣、国際会議出席等の制度は有していない。

[区分 基準III-A-3 学習成果の獲得が向上するよう事務職員等を配置している。]

<現状>

(1) 事務職員等は、事務等をつかさどる専門的な職能を有している。

事務職員が必要とする専門的な職能としては、法令遵守の観点から、本学の教務助手5人も兼務するために管理栄養士の免許があげられ、その必要人数は3人であるが5人すべてが管理栄養士である。教務助手は学務課教務係の事務職員である。また、図書館の事務職員として必要な職能は司書であり、司書の事務職員が1人いる。その他の事務職員は専門的な職能を法的に求

められるものではないが、文部科学省や厚生労働省の関係法令に関する届け出や諸手続きを滞りなく業務執行することができ、更に学生の学習成果の向上のためのコミュニケーション能力も十分である。このことは学生に対するワンストップサービスの向上にも繋がっている。

(2) 事務職員等の能力や適性を十分に発揮できる環境を整えている。

SD 委員会は、目的の一つに個人の能力開発、資質向上のための研修を含む施策に関する事項があり、委員会において、本学の管理運営に係る法令、本学の学則、学生の学習成果、三つの方針、アセスメント・ポリシーなどについて事務職員と共有することで職能を適正に発揮できるよう努めている。

(3) 事務等関係諸規程を整備している。

事務に関する規程は、事務を司るものだけではなく、業務に關係するものも含めて規程として整備してある。

(4) 事務部署等に事務室、情報機器、備品等を整備している。

事務部署に配置しているパソコンは次の表の通りで文書処理、情報処理、ネット利用に対応させている。

その他、印刷機やコピー機など必要な部署に整備してある。

事務部署	Windows PC
学務課	10
図書館事務	3 オフコン 1
総務課	4
経理課	5
幼教実習事務室	1
体育館事務室	1

本学において発生する諸般の事象に伴う危機に、迅速かつ的確に対処するため、危機管理体制及び対処方法等を定めることにより、学園の学生、教職員及び近隣住民等の安全確保を図るとともに、学園の社会的な責任を果たすことを目的とする危機管理規則を定めている。

防火及び震災対策の徹底を期し、火災・震災その他の災害による人的、物的被害の軽減を目的として防災管理規程を整備している。管理権限者、防火管理者、防火担当責任者、火元責任者、災害発生時への対応として教職員による「自衛消防隊」を組織している。教員と学生の避難訓練は令和 6 年 9 月に実施した。救急救命活動に有効とされる自動体外式除細動器(AED)を学内に設置し、平成 29 年に教職員を対象として使用方法についての講習を実施した。また、令和 6 年には職員を対象に AED の使用に関する消防庁のイーラーニング講習を実施した。

本学では校門前の横断歩道の安全確保のために警備を外部の専門業者に委託し、警備員による学生誘導などの安全の確保に努めている。また、学内の防犯は特に警備員等を配置していないが学外の者には必ず貸与した入構許可証を提示させ、不審者の侵入防止に努めている。

情報セキュリティは、情報セキュリティポリシーに基づき、適切な管理に努めている。

その他、本学の事務部は、事務組織規程に規定する日常的事務処理の他に、以下の学校の安全対策の役割を担っている。

総務課は、研究活動の不正行為防止に関する取扱規程に従い、教員の研究上の不正行為が生じた場合における措置等に関する事務処理の役割を担っている。また、公益通報者保護規程に従い、教職員等からの法令違反に関する相談又は通報処理の仕組みを整備し、不正行為の早期発見と是正措置に必要な体制を図り、法人の健全な経営、教育研究体制の維持発展のための窓口の役割を担っている。

経理課は、公的研究費補助金取扱いに関する規程に従い、教員の競争的資金を中心とした公募型の研究資金に関して、手続等の取扱いの適正な運営・管理を行っている。また、教員の研究費に関する規程に従い、教員研究費、教員研究旅費、共同研究費、海外研修旅費等の予算の管理、教育研究施設の維持管理等を行っている。更に、受託研究取扱規程に従い、学外から調査研究等を委託された場合の契約、施設管理、会計処理等それぞれ教員の教育研究を支援している。

学務課は、学籍の管理、時間割、教室割、成績管理、非常勤講師との連絡等通常の教育研究支援業務の他に情報セキュリティポリシーに従って、緊急時の連絡など、総括的な対応に当たり、最高情報セキュリティ責任者を補佐する役割を担っている。

図書館は、教員の研究費に関する規程に従い、研究図書購入について教員の教育研究の支援をしている。

管理課は、授業科目「クラブ活動の活性化」を円滑に実施させるため、体育館の安全な運用に努めている。

以上、防災、防犯及び情報管理等必要とされる基本的な危機管理体制は概ね整備し、適切に機能している。

(5) 日常的に業務の見直しや事務処理等の点検・評価を行い、改善している。

SD 委員会で審議する議題は、日常的な業務の向上充実に繋がっている。

(6) 学生の成績記録を規程に基づき適切に保管している。

事務職員は学生の成績記録を規程に基づき適切に保管している。各学期末に行う単位認定会議終了後に認定された科目が入った履修簿及び単位修得並びに成績証明書を学生一人ひとり出力しすべて保存している。また、履修簿及び単位修得並びに成績証明書作成に根拠となる採点表も学期ごとにすべて保存している。採点表は開講している科目の最終評価点が記載されているものであり、永久保存している。このように本学の事務教員は学習成果の獲得に向けて責任を果している。

[区分 基準III-A-4 学習成果の獲得に向けて、教職員の役割や責任を規定している。]

＜現状＞

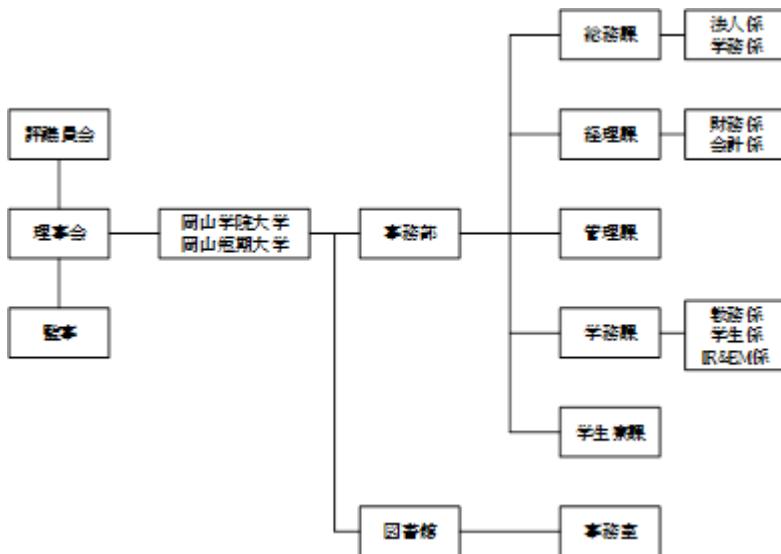
(1) 教職員相互の役割分担の下での協働や組織的な連携体制を確保している。

教職員は協働して、次の表に示す業務を分掌している。

分掌業務	連携内容
就職指導	担当教員は学生係が受信した求人票を受け取り就職希望者に案内をする。また、履歴書貼り付け用の写真も教務助手が有料でスピーディーに作成し、就職へ向けての連携を図っている。
生活指導	学生の挨拶の励行など全教員と事務職員が連携して実践している。
環境衛生部	担当教員は経理課および外部清掃事業者と連携を図っている。
紀要	紀要を担当する教員は紀要の外部発送を図書館と連携している。
卒業アルバム	担当教員は学務課から卒業見込み者のリストを得て、経理課および外部写真館と連携して卒業アルバムの作成を行っている。
シラバス	毎入学年度の授業科目のシラバスを担当教員がカリキュラム順にデータファイルとして整理し、学生配付用のCDに焼き付ける。
学友会	教員は、クラブ顧問として活動を支援し、経理課および学務課は会計及び備品の管理を学友会の役員と連携している。また大学祭は、全教職員と学生が協同で開催している。
オープンキャンパス	学長の指示により全教職員が連携して実施する。

(2) 教育研究活動等に係る責任の所在は明確である。

事務組織(学校法人原田学園事務組織規程)は、大学及び短大共通の事務部として総務課(法人係・学務係)、経理課(財務係・会計係)、管理課、学務課(学生係、教務係、IR&EM係)、学生寮課及び図書館を配置している。図書館は、組織図では一般的に示されている事務部の外に配置しているが事務組織規程では事務部に含まれている。



事務部の統治は、学長の下に、副学長及び事務部長代理を置き、事務部を統括している。このほか事務組織規程には規定していないが組織を横断して学生募集に取り組む入試事務室、学生の課外活動および生活を支援する体育館事務室、学生ホール・食堂を置いている。

大学全体のバランスを鑑みて、教員の兼務者も含んで事務職員の適切な人員確保と配置を行っている。教育研究活動に支障をきたさない範囲において、派遣職員の活用も行っている。外部委託が可能な警備業務と清掃業務は外部委託を実施し、業務の効率化を図っている。教務関連事務と学生生活関連事務との連携を強化するため、教務課と学生課を学務課として統一し、その下に教務係と学生係を配置しているので、事務職員の情報・意識の共有化や事務作業の効率化につながっている。

令和6年度事務組織

部	課	課長	課員
副学長・作永部長代理 学長	総務課	黒明	西村
	経理課	財務	作永
		会計	作永・石原【派遣】
	管理課	不在	
	学務課	川口(課長) 横井(係長) 西澤(係長)	教務/学生 川口・横井・西澤・岡部・三宅・奥野・長谷川・宮下
			IR&EM担当 川口(課長)・有松(兼)
			食物教務助手=岡部・三宅・奥野・長谷川・宮下
	入試事務室	作永(兼)	教務/学生・会計その他関係部署課員
	図書館(清友)	有松(係長)	
	学生ホール・食堂(高楓)	大橋(係長)	食物教務助手1名(兼)
	購買	経理課担当	不在
	体育館	不在	放送室 西澤(兼)
学長	生涯学習センター(尾崎)		[庶務は総務課]
	入試広報(学長)	副学長	全教職員
	情報処理教育センター(副学長)	小松	
	学生相談室(内田)		不在

[区分 基準III-A-5 教職員等の資質、教育能力、専門的能力等が向上するよう組織的な研修を実施している。]

<現状>

(1) 教職員のSD活動に関する規程を整備し、適切に実施している。

岡山学院大学・岡山短期大学 SD(スタッフ・ディベロップメント)委員会規程を整備し SD の目的、

組織、取組、運営及びワークショップの実施について明確にしている。

目的は、岡山学院大学及び岡山短期大学を構成する専任事務職員の全員を対象とし、事務部署が行うべき業務を、学園経営、管理運営、学習支援及び学生生活支援等の多方面からの協働において円滑に遂行するために、個人の業務改善と能力開発および組織間の連携を推進することである。その組織は、岡山学院大学及び岡山短期大学を構成する専任事務職員の全員でもってSD委員会を組織し、委員長及び副委員長は学長が任命することになっているが、令和6年度は事務部長代理が委員長となって推進した。

SD委員会は、SDの目的に従うと共に時代の変化に対応できるよう事務職員の資質、専門的能力の向上を図るために、(1)学習支援及び学生生活支援のための基本方針と実施体制に関する事項、(2)個人の能力開発、資質向上のための研修を含む施策に関する事項、(3)業務改善のための学生アンケートの実施と結果分析、担当部署へのフィードバックに関する事項、(4)部署単位での業務改善目標の設定と結果の分析に関する事項に取組む。

SD委員会は1セメスターで最低1回開催する。取り組みの結果について、毎年度12月に実施するワークショップ形式で、教職員相互の意見交換及び討論を通じて、岡山学院大学及び岡山短期大学の事務部署の在り方を全学で共有する。

令和6年度SD委員会の実施及び課題の一覧を以下に示す。

《令和6年度SD委員会》

	実施日	実施時間	議題
①	4月30日（火）	15：30-16：30	・諸連絡 ・ワークショップからの課題について
②	5月31日（金）	15：30-16：30	・諸連絡 ・卒業時アンケートについて ・各部署の業務改善にかかる取組について
③	6月1日（土）～6月30日（日）		「応急手当WEB講習（総務省消防庁）」の「普通救命講習編」受講
④	7月18日（木）	15：30-17：00	・諸連絡 ・新入生アンケートについて ・各部署の業務改善にかかる取組について
⑤	8月1日（木）～8月31日（土）		「応急手当WEB講習（総務省消防庁）」の「上級救命講習編」受講
⑥	9月2日（月）	15：30-17：00	・諸連絡 ・岡山学院大学人間生活学部食物栄養学科の名称変更について ・岡山学院大学認証評価訪問調査について ・岡山短期大学創立70周年事業について
⑦	10月17日（木）	15：30-16：40	・諸連絡 ・令和6年度FD・SDワークショップについて
⑧	11月22日（金）	15：30-17：10	・諸連絡 ・令和6年度学生生活アンケートについて ・オープンキャンパス業務について ・業務改善にかかる教職協働について
⑨	12月18日（水）	15：30-16：30	・諸連絡 ・令和6年度SD報告書について

(2) 教員の FD 活動に関する規程を整備し、適切に実施している。

教員は、FD 活動を通して授業・教育方法の改善を行っている。

本学は、大学の教育、研究、社会サービス機能の充実を図るための教員の資質開発を目的として、全学を挙げて FD 活動に取り組んでいる。FD 活動に関する規程として、岡山学院大学・岡山短期大学 FD(ファカルティ・ディベロPMENT)委員会規程を明確に定めており、学科単位で FD 委員会を構成し、FD 活動の企画立案、実施状況の把握、実施効果の評価等を行っている。FD 委員会は、本学の方針や学生の現状に鑑み、それぞれ取り組むテーマを決め、FD 委員会の際に議題の一つとして時間を設けて討議し、その結果を FD 委員会実施報告書としてまとめる。その後、意見交換及び討論を行うことで、全学レベルで知識の共有化を図っている。

令和 6 年度は、12 月に令和 6 年度 FD・SD ワークショップを実施した。各学科からの FD および事務部からの SD の詳細な報告とそれに対する質疑応答・討議を行った。

(3) 指導補助者の研修に関する規程を整備し、適切に実施している。

本学は指導補助者を配置しておらず、指導補助者の研修に関する規定は整備していない。

[区分 基準III-A-6 労働関係法令を遵守し、人事・労務管理を適切に行っている。]

<現状>

(1) 教職員の就業に関する諸規程を整備している。

教職員の就業に関する諸規定は以下に示すように整備されている。

学校法人原田学園教職員選考規程
学校法人原田学園就業規則
学校法人原田学園服務ハンドブック
学校法人原田学園任期付専任教員の任用に関する規程
学校法人原田学園特別専任教員就業規則
学校法人原田学園非常勤教員に関する規程
学校法人原田学園給与規程
学校法人原田学園退職手当支給規程
学校法人原田学園防災管理規程
学校法人原田学園育児・介護休業等に関する規程
学校法人原田学園岡山学院大学岡山短期大学 FD 委員会規程
学校法人原田学園岡山学院大学岡山短期大学 SD 委員会規程
学校法人原田学園岡山学院大学岡山短期大学キャンパス・ハラスメント防止規程
学校法人原田学園岡山学院大学岡山短期大学キャンパス・ハラスメント防止規程の運用について
学校法人原田学園岡山学院大学岡山短期大学ハラスメント調査会に関する細則
学校法人原田学園岡山学院大学岡山短期大学研究倫理規程
岡山学院大学岡山短期大学研究活動の不正行為防止に関する取扱規程
岡山学院大学岡山短期大学公正研究責任者及び公正研究委員会に関する細則
学校法人原田学園教職員兼職規則
学校法人原田学園専任教員の勤務時間の変更と自宅研究日の規則
学校法人原田学園組織倫理規則
学校法人原田学園危機管理規則

(2) 教職員の就業に関する諸規程を教職員に周知している。

本学では平成 20 年度から経営改善計画を実施しており、現在 4 期目の経営改善計画(令和 5 年度～令和 9 年度(5 カ年))を実施している。その中で、「教育の使命」、「理事長・理事会・監事・評議員会」、「経営倫理」、「社会的責任」、「説明責任」、「情報公開」、「財務情報等の公開」、「コンプライアンス」、「危機意識の共有」、「人的資源の確保」、「教学の充実と経営」、「大学経営上の視点」について、本学の基本的考え方を定めて全学的に計画を実施してきたので、教職員には学校法人原田学園組織倫理規則として再度の周知を図った。

また、人的資源の組織倫理においては、本学が、社会に対する説明責任を果たすためには、教職員が常に服務規律等を遵守し、誠実かつ公正な姿勢を保持することが不可欠であり、特に社会や受験生からの学校の評価は、いかに魅力ある教育を提供できるかにかかる部分が多く、教職員の事務処理の円滑化及び教育研究内容の向上・充実を図らなければ志願者の増加は望めない。教職員として最低限認識しておくべき服務に関する事項として、学園就業規則の教職員の勤務についての詳細、降任及び解雇の詳細及び懲戒の詳細を示し、教職員の勤務の質保証を図ると同時に、これに違反した者には始末書の提出を求め、譴責するとともにその軽重の判定により懲戒に処することを明確にした服務ハンドブックを制定している。

(3) 教職員の就業を諸規程に基づき適正に管理している。

教育職員の勤務時間の変更と自宅研究日の規則により、就業規則第 8 条に規定する勤務時間において、専任教員の勤務時間の変更と自宅研究日を特別に定めて教員の研究活動を支援している。

(4) 教職員の採用、昇任は就業規則、選考規程等に基づき適切に行っている。

教育職員の採用は、理事会で審議したうえで、理事長が採否を決定し、教授会の資格審査を経て辞令を交付する。教授会の行う教員の資格審査は、大学設置基準に掲げられる基準に準ずるものである。

教育職員就任後、教授、准教授、講師等の資格昇任についても、理事会の議を経て理事長がこれを決定するが、教授会において資格審査を諂ったのち辞令交付する。昇任の判断基準は主として教育研究業績と教育的能力に力点があるが、教育的能力とは学生に対する教育実践の能力及び大学全体の学習支援体制(事務組織及び教員組織が協調する協同体制)における貢献力であると教職員選考規程に明記してある。研究業績の不足により長期に亘り昇任できない場合は、規程の上では各資格の定年制を適用し解職するものとなっている。現在のところこれによる解職の事例はない。

教員の採用・昇任に関する規程として、前述の教職員選考規程および任期付専任教員の任用に関する規程を整備しており、これら規程に基づいて教員の採用・昇任の具体的な手続きを適切に実施している。

職員の採用の方針は、本学が 4 週 6 休制の就業体制を取っていることから隔週で土曜日休日

が取得できるよう職員を配置する方針で採用している。また、この採用には派遣職員も含んでいる。また、昇任及び異動は、経験年数及び職責の向上など実務上の実績が重要であり、理事会において毎年度の専任事務職員の人事事案において人事院の昇給にかかる経験年数などを勘案して審議し決定する。その他、職員の急な退職に伴う異動は理事長が執行した後理事会に報告することになっている。

本学の職員の採用は、就業規則及び教職員選考規程に規定している。就業規則において、採用は第30条に、職員を採用するに当っては選考試験及び身体検査を行うこととし、選考時及び採用を決定した場合の提出書類は第31条に規定している。また、試用期間として、第32条に、新たに採用した職員については、採用の日から1ヶ月間を試用期間とし、試用期間中、又は試用期間満了の際、引き続き就業させることを不適当と認めたときは、解雇することができると定めている。

昇任については、第33条に、別に定めるとしており、前述の採用を含めて教職員選考規程に規定している。異動については、第34条に教職員は勤務の配置転換又は職務の変更を命じられたときは、速やかに事務引き継ぎを行い、新任部署につかなければならぬと規定している。

専任の職員の採用選考は理事会で行う。俸給の決定並びにその後の昇給は、別に定める学園給与規程によって行う。職員の昇任は、勤務実績を勘案し、総合的な能力の評価により理事会の議を経て理事長が決定する。

派遣職員、パート、アルバイトは、理事長が採用を決定する。

<テーマ 基準III-A 人的資源の課題>

特になし

<テーマ 基準III-A 人的資源の特記事項>

特になし

[テーマ 基準III-B 物的資源]

[区分 基準III-B-1 教育課程編成・実施の方針に基づき校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整備、活用している。]

<現状>

(1) 校地は、学生間の交流等が十分に行えるなどの教育にふさわしい環境を持ち、その面積は大学設置基準の規定を充足している。

岡山学院大学キャンパス平面図を次ページに示す。

岡山学院大学は併設の岡山短期大学と同じキャンパスにある。

キャンパス平面図



校地校舎の面積(併設短期大学を含む)

所在地:岡山県倉敷市有城787番地

校地等	区分	基準面積	専用	共用	共用する他の学校等の専用	計	備考 岡山短期大学と共に用 短期大学の基準面積 校地:1,100m ² 校舎:2,100m ²
	校舎敷地面積	—	20,976.6 m ²	— m ²	6,056.0 m ²	27,032.6 m ²	
運動場用地	—	— m ²	8,140.0 m ²	— m ²	8,140.0 m ²	8,140.0 m ²	
校地面積計	1,600.0 m ²	20,976.6 m ²	8,140.0 m ²	6,056.0 m ²	35,172.6 m ²		
その他	—	— m ²	48,673.1 m ²	— m ²	48,673.1 m ²		
校舎	区分	基準面積	専用	共用	共用する他の学校等の専用	計	
	校舎面積計	3,966.0 m ²	9,981.1 m ²	7,114.9 m ²	3,812.9 m ²	20,908.9 m ²	
施設・設備等	教員研究室	学部・研究科等の名称	室数				
	人間生活学部食物栄養学科		17 室				
	教室等	区分	講義室	演習室	実験演習室	情報処理学習施設	語学学習施設
	人間生活学部食物栄養学科専用	8 室	1 室	15 室	0 室	0 室	
	共用	4 室	2 室	0 室	1 室	0 室	
図書館・資料室等	図書館等の名称	面積	閲覧座席数				
	岡山短期大学・岡山駅前大学図書館	1,439.0 m ²	140 席				
	図書館等の名称	図書(うち外国書)	学術雑誌(うち外国書)	電子ジャーナル(うち国外)			
	岡山短期大学・岡山駅前大学図書館	98,026 [1,103] 冊	294 [73] 種	0 [0] 種			
	計	98,026 [1,104] 冊	294 [73] 種	0 [0] 種			
体育館	面積						
	倉敷キャンパス	1,107.3 m ²	テニスコート:1,942.5m ²				
	—	— m ²	弓道場:103.6m ²				

専用の校地面積は 20,976.6 m²で大学設置基準を上回っている。

(2) 学生に対する教育又は厚生補導を行う上で必要に応じ、運動場、体育館その他のスポーツ施設、講堂及び寄宿舎等の厚生施設を設けている。

運動場は、体育館前の運動場と校舎 M 棟前の全天候型テニスコート 3 面の併せて 8,140.0 m² を用意しているので、体育館の利用を含んで、体育の授業、また課外活動で有効に活用されている。

(3) 校舎は、教育研究に支障のないよう、教室、研究室等必要な施設を備え、その面積は大学設置基準の規定を充足している。

校舎面積は9,981.1m²で大学設置基準を上回っている。

(4) 校舎の敷地には、学生が交流、休息等に利用するのに適当な空地を有している。

第1学生ホール棟前の芝生にベンチを配置し、学生の交流や休息、学内イベント等で利用できるようにしている。また、営業時間外にも食堂を開放し、学生の休息等に利用できるようにしている。

(5) 校地と校舎は障がい者に対応している。

本学は小高い山をキャンパスとしているので平地が少なくバリアフリーで往来することができない。C棟(栄養学実験実習棟)については対応できていないが、車椅子など足の不自由な者が校舎に入館する折は介助者がいるものと想定し、バリアフリーの配慮としては、入館後は一人で各フロアに移動できるよう3階建の校舎であってもエレベーターを設置している。

(6) 教育課程編成・実施の方針に基づき教室は、講義、演習、実験・実習又は実技を行うのに必要な種類と数を備えている。

講義室、演習室、実験・実習室は食物栄養学科の教育課程編成・実施の方針に基づいて次表の通り十分に整備してある。

区分	講義室	演習室	実験演習室	情報処理学習施設	語学学習施設
人間生活学部食物栄養学科専用	8室	1室	15室	0室	0室
共用	4室	2室	0室	1室	0室

また、管理栄養士学校指定規則第2条の中で、第7号「教育上必要な専用の講義室、実験室及び実習室並びに栄養教育実習室、臨床栄養実習室及び給食経営管理実習室(実習食堂を備えるものに限る。)を有すること。」、第8号「教育上必要な機械、器具、標本及び模型を有すること。」、第9号「別表第2の上欄に掲げる施設には、それぞれ同表の下欄に掲げる機械、器具、標本及び模型が教育上必要な数以上備えられること。」を遵守している。

別表第二(第二条第九号関係)

栄養教育実習室	視聴覚機器及び栄養教育用食品模型
臨床栄養実習室	計測用器具、検査用器具、健康増進関連機器、エネルギー消費の測定機器、要介護者等に対する食事介助等の機器及び器具、経腸栄養用具一式、経静脈栄養用具一式、ベッド、栄養評価及び情報処理のためのコンピュータ、標本並びに模型
給食経営管理実習室	食品衛生上の危害の発生を防止するための措置が総合的に講じられた給食の実習を行うための施設及び設備、品質管理測定機器、作業管理測定機器並びに冷温配膳設備

(7) 専任教員又は基幹教員に対して研究室を整備している。

専任教員は全て個室の研究室を使用している。

(8) 専門職学科においては、臨地実務実習その他の実習に必要な施設を確保している。

専門職学科は設置していない。

(9) 通信による教育を行う学部・研究科等を開設している場合には、添削等による指導、印刷教材等の保管・発送のための施設が整備されている。

該当なし。

(10) 教育課程編成・実施の方針に基づき授業を行うための機器・備品を整備している。

実験室機器標本、食品加工学実習室機器標本、調理学実習室機器標本、集団給食実習室機器標本、更衣室、栄養学実験実習棟の機器・備品は、教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うために必要な機器・備品を整備している。また、管理栄養士学校指定規則を遵守している。

(11) 図書館等を中心に教育研究上必要な資料を系統的に整備し、学生等に提供している。

図書館

適切な面積の図書館を有している。また、蔵書数、学術雑誌数、AV 資料数及び座席数等が適切である。

	図書	学術雑誌	視聴覚資料	
	(うち外国書)(冊)	(うち外国書)(種)	電子ジャーナル (うち外国書)	(点)
岡山学院大学岡山短期大学図書館	98,319 (11,912)	32 (1)	0	5,214

図書館には 1 人の専任司書を配置し、その職務を次の表にある総務部門、資料組織部門及び運用部門の 3 つの部門に分類し、それぞれ専門的職務以外に横断的な職務を掌り、図書館サービスの向上及び効率化を図る。その中でも、閲覧・貸出・返却・配架、参考業務、書架の整頓、文献複写、文献検索は図書館業務の最重要事項として捉え、迅速なる職務遂行を図る。

総務部門	図書館の職務内容
	選書・発注
	図書の受入(検収)
	納品書等の処理
	涉外
	文書管理
	寄贈礼状

	郵便物処理
	新聞整理・保管
	複写(集計・代金請求・集金・入金)
	図書館月報の処理
	紀要発送
	会計報告
	切手の出納管理
	蔵書点検
資料組織部門	図書の整理(目録・分類・装備・配架)
	雑誌の整理(受入チェック・配架)
	紀要の整理(受入チェック・配架)
	視聴覚資料の整理(目録・装備・配架)
	既所蔵図書の点検手直し
	書誌データ入力作業
運用部門	閲覧・貸出・返却・配架
	参考業務
	書架の整頓
	文献複写
	文献検索
	文献依頼・文献受付
	新着図書案内
	延滞者督促処理
	ウェブサイトの更新(おすすめ本紹介)

食物栄養学科に主に関連する本

8,074 冊

社会・環境と健康	1,568	冊
人体の構造と機能、疾病の成り立ち	1,708	冊
食べ物と健康	1,178	冊
基礎栄養学	1,022	冊
応用栄養学	561	冊
栄養教育論	467	冊
臨床栄養学	827	冊
公衆栄養学	336	冊

給食経営管理論	407	冊
計	8,074	冊
視聴覚資料	253	点
学術雑誌	25	種

(12)図書館等は、教育研究上必要な資料の提供に当たって必要な情報の処理及び提供のシステムの整備その他教育研究上必要な資料の利用を促進するために必要な環境の整備に努めている。

① 購入図書選定システムや廃棄システムが確立している。

図書等の資料の整備方針

選書

図書の選書は、1. 図書館委員会による意見、2. 各教員からの研究図書、3. シラバスに示された参考図書、4. 学生・教職員のリクエスト、5. 図書館司書による新刊図書の選書等により行い、学習用図書・研究用図書とともに購入する。図書館での収書は、全学の重複と遗漏防止のため、コンピューターシステムを用いて調査を行い、あわせて、必要なものについては電子メールにより学内の連絡調整を行う。

図書館の整備方針

開架式を原則とするので、資料は直接書架から自由に取り出して利用することができる。利用した資料は、「返本台」に置く。資料を探すことができない時は、以下の方法を利用する。

機械検索

図書は学内のサーバーに全て登録してあるので、学内 LAN により図書館内の Web 端末、館内貸し出し用ノート PC、その他の Web 端末、研究室、事務室及び学外からも検索できる。

雑誌目録

和雑誌は誌名の五十音順に、洋雑誌は誌名の ABC 順にならべてあり、どんな雑誌が、いつから所蔵されているか判る。

図書等の数量

図書館の蔵書は本学を構成する学部特性を反映した内容となっている。施設概要、蔵書数は表に示す通りである。図書等は、表の通り本学の教育研究に必要な図書、学術雑誌、視聴覚資料等を系統的に備えている。

図書購入費の年間予算は 2,000 千円である。

② 資料の提供に関し、他の大学の図書館等との協力に努めている。

県内他大学図書館との相互協力

他の大学図書館の利用は、岡山県大学図書館協議会相互協力協定により利用できる。また、図書館に所蔵されていない資料が必要な場合は、他の図書館に所蔵確認をし、他の図書館へ文献の複写依頼をする。費用は利用者負担となる。

(13) 多様なメディアを高度に利用して教室等以外の場所で授業を行う場合、適切な場所を整備している。

併設の短期大学と共にできる情報処理教育センター3階にはノートPC1台とリア方式マルチプロジェクタ2台及びフロントプロジェクタ1台を設置し、DVD、VHS、β、8ミリ、Uマチック、LD、マビカ、トランスピデオ、16ミリ映写機等、あらゆるAVメディアの情報処理をボタン1つで操作するCVASシステムによるAV情報処理教室を備えており、デジタルメディアを活用する授業で利用されている。M棟6階のLL教室ではCALLシステムを採用しており、OHP、スマートボード、CD、ビデオなどの機器を効果的に使い分けることができるが授業では活用されていない。

また、PCプレゼンソフトの利用及びデジタルメディア利用が栄養教育実習室で可能である。

[区分 基準III-B-2 施設設備の維持管理を適切に行っている。]

<現状>

(1) 固定資産管理規程、消耗品及び貯蔵品管理規程等を、財務諸規程に含め整備している。

学校法人原田学園経理規程及び学校法人原田学園固定資産及び物品管理規程により経理課において本学の施設設備の維持管理に努めている。

(2) 諸規程に従い施設設備、物品(消耗品、貯蔵品等)を維持管理している。

平成16年度にA棟、平成19年度にB棟、令和元(平成31)年度にC棟の耐震対策を実施した。これにより日常的に使用する校舎の新耐震基準に対する耐震対策は全て終了した。

救急救命活動に有効とされる自動体外式除細動器(AED)を学内に設置している。

(3) 火災・地震対策、防犯対策のための諸規程を整備している。

本学において発生する諸般の事象に伴う危機に、迅速かつ的確に対処するため、危機管理体制及び対処方法等を定めることにより、学園の学生、教職員及び近隣住民等の安全確保を図るとともに、学園の社会的な責任を果たすことを目的とする危機管理規則を定め有事の際はこれにより対応するが今までにその事例はない。

防火及び震災対策の徹底を期し、火災・震災その他の災害による人的、物的被害の軽減を目的として防災管理規程を整備している。管理権限者、防火管理者、防火担当責任者、火元責任者、災害発生時への対応として教職員による「自衛消防隊」を組織している。教員と学生の避難訓練は

令和6年9月に実施した。

(4) 火災・地震対策、防犯対策のための定期的な点検・訓練を行っている。

施設設備の安全管理については、事務部総務課及び管理課が主体となり、建築基準法、消防法、ビル管理法等の法令に規定された定期点検・整備を実施している。エレベーターの点検は建築基準法に、電気設備の点検は電気事業法にそれぞれ基づいて実施している。

衛生管理については、ビル管理法に基づいて、空気環境測定、防虫、防鼠等を実施している。校舎の清掃は、業者委託によりトイレ(月曜日から金曜日)、廊下・階段(火曜日及び木曜日)、教室・廊下・階段(毎週土曜日)に実施している。また、本学は環境衛生部を置き、教員1名を配置して、衛生環境上の問題があるかどうかを定期的にチェックし、問題が見つかれば直ちに業者または総務課に連絡し、問題を解決している。

防火に関しては、各所に消火器を配置し、各室には煙熱感知器を備えるとともに、屋内各所に防火シャッターを設置している。本学では、教職員が防火訓練を実施し、消火器、消火栓等の操作法の確認を行うとともに、二方向避難路の原則に従って避難場所への誘導訓練を行い安全確保に努めている。また、消防法に基づいて消防施設等の点検を実施し、消火器、自動火災報知器等については定期的に消防署に報告している。本学は、防火の目的で学生の学内での喫煙を禁止している。さらに、本学は防災委員会(防災管理規程)を置き、学内の安全確保のために定期的に点検、防災上の問題があるかどうかを検討し、問題が見つかれば直ちに総務課に連絡し、問題を解決している。

本学では校門前の横断歩道の安全確保のために警備を外部の専門業者に委託している。警備員による学生誘導などの安全の確保に努めている。また、学内の防犯は特に警備員等を配置していないが学外の者には必ず貸与した入構許可証を提示させ、不審者の侵入防止に努めている。

(5) コンピュータシステムのセキュリティ対策を行っている。

情報セキュリティは、情報セキュリティポリシーに基づき、適切な管理に努めている。

(6) 省エネルギー・省資源対策、その他地球環境保全の配慮がなされている。

本学の各校舎の教室には冷暖房を完備している。本学は省エネ委員会を置き、講義室、実験室、実習室等の室温管理を行っている。特別な状況を除き、夏季及び冬季の室温はそれぞれクーラビズの冷房 28°C 及びウォームビズの暖房 20°C に調節している。

校地は全体にわたって緑化に努めている。また、各建物は地下共同溝で結ばれ、送電や送水のための配線や配管が地中に埋設されているので、電柱がなく、メンテナンスや将来の改修、増設が容易である。これらの景観面や機能面の工夫により、校地内は見通しがよく、開放的である。また、自動車用道路と歩行者道を分離しているので、歩行者にとって安全である。さらに、主要な建物を結ぶ渡り廊下には屋根が設けてあり、雨天時の移動も容易である。

<テーマ 基準III-B 物的資源の課題>

特になし

<テーマ 基準III-B 物的資源の特記事項>

特になし

[テーマ 基準III-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]

[区分 基準III-C-1 教育課程編成・実施の方針に基づき学習成果を獲得させるために技術的資源を整備し、有効に活用している。]

<現状>

(1) 教育課程編成・実施の方針に基づき技術サービス、専門的な支援、施設設備の向上・充実を図っている。

本学では、教育課程編成・実施の方針に基づいて技術サービス、専門的な支援、施設設備の向上・充実を図っている。令和6年度末には、D棟に情報処理教室が新設された。

(2) 情報技術の向上に関するトレーニングを学生及び教職員に提供している。

本学では、教職員全体を対象としたコンピュータ講習等は実施していない。しかしながら、教職員は、教育課程及び学生支援を充実させるために、各自でコンピュータ利用技術の向上を図っており、授業や学校運営に積極的にコンピュータを活用している。

(3) 技術的資源と設備の両面において計画的に維持、整備し、適切な状態を保持している。

本学では、教職員が学科の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業や学校運営に活用できるように、学内のコンピュータ整備を行っている。情報通信エリア、図書館第1閲覧室、図書館第2閲覧室、図書館開架書庫は学生が自由に利用できる端末として整備しており、演習室(M203)は、授業で利用する端末として整備している。コンピュータ数は、本学の定員である1学年40名と比較しても十分な台数が用意されている。

(4) 技術的資源の分配を常に見直し、活用している。

令和2年度にコロナ禍の学修条件の向上のために学内LAN及びクラウドによる教育内容の向上充実を図った。このように、技術的資源の分配を常に見直し、活用している。

(5) 教職員が教育課程編成・実施の方針に基づき授業や大学運営に活用できるよう、情報機器の整備を行っている。

本学では、教育課程編成・実施の方針に基づいて、技術サービス、専門的な支援、施設、ハー

ドウェア及びソフトウェアの向上・充実を図っている。

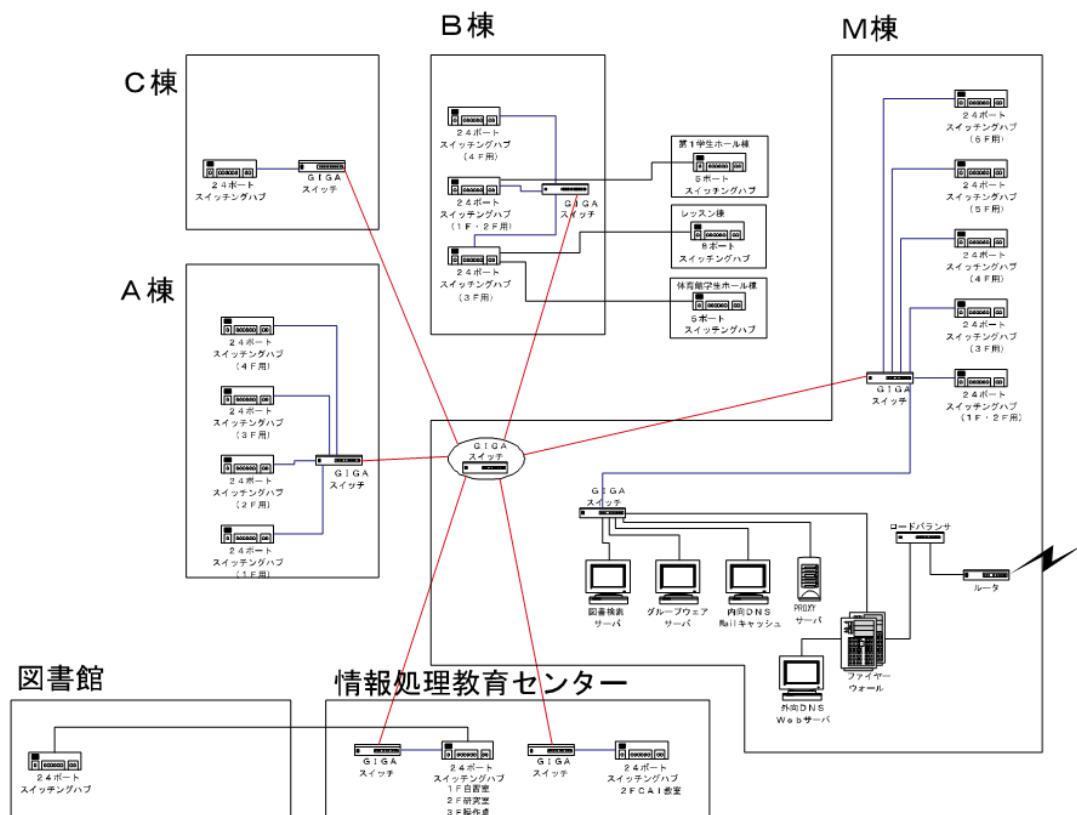
まず、技術サービスに関して、本学のネットワークである OWCNET の利用に関して学生便覧に記述するとともに、利用申請がなされた場合にはアカウントの発行等の手続きおよび利用の際の注意事項の伝達を行っている。

演習室(M203)をはじめとして、学内の多くのコンピュータは購入より年数が経過しており、OS も Windows10(令和7年度中にサポート終了)である。以上の点と今後の本学の数理・データサイエンス・AI 教育に向けて、令和 6 年度末に最新の機能・OS を有するコンピュータを情報処理実習センター(D 棟)内に整備した。

(6) 学生の学習支援のために必要な学内 LAN を整備し、適切に活用し、管理している。

構成図を次ページに示す。

OWCNET ギガビットネットワーク構成図



基幹線の通信速度が 1Gbps の学内 LAN は、ロードバランサの自動切り替えにより SINET 接続または OCN 接続により学内全域の教室、研究室、管理室までのネットワーク化を図り、教育研究及び学習支援にインターネットを活用すると同時に、図書館の蔵書検索にも Web を活用することができる。学生は、学内で無線 LAN によりネットワークに接続することもできる。また、設置されているコンピュータはすべてネットワークに接続されており、インターネットの閲覧や、Web に掲載された休

講情報の確認、図書館の所蔵図書の検索等のサービスを利用できる。

(7) 教職員は、新しい情報技術等を授業や大学運営に活用している。

教員は、視聴覚機器やコンピュータ等の新しい情報技術を活用して、効果的な授業を行っている。専任教員が、授業においてより実践的なコンピュータの活用を組み込んだ授業を行っている。

(8) コンピュータ教室、マルチメディア教室、CALL 教室等の特別教室を整備している。

併設の短期大学と共にできる情報処理センター3階にはノートPC1台とリア方式マルチプロジェクタ2台及びフロントプロジェクタ1台を設置し、DVD、VHS、β、8ミリ、Uマチック、LD、マビカ、トランスピデオ、16ミリ映写機等、あらゆるAVメディアの情報処理をボタン1つで操作するCVASシステムによるAV情報処理教室を備えており、デジタルメディアを活用する授業で利用されている。

M棟6階のLL教室ではCALLシステムを採用しており、OHP、スマートボード、CD、ビデオなどの機器を効果的に使い分けることができるが食物栄養学科の授業では活用されていない。

情報設備	機種	PC 台数	使用状況・備考
学内 LAN			ギガビットのネットワークをキャンパス全域に完全敷設 本学設置の固定端末は全て LAN 接続 多数の無線 LAN エリアを同時設置 教職員の使用率は非常に高いが、学生の場合携帯電話、スマートフォンなどの利用に比べて使用者が少ない。
C106 臨床栄養学実習室	Surface Go	40	栄養計算、プレゼンテーションなどで使用
M203 コンピュータ演習室	Dell	51	ICTリテラシーI・II等の情報機器の操作に係る授業やデータサイエンスI・II等の数理・データサイエンス・AI教育プログラムで使用
情報処理センター D302AV 情報処理教室	ノートPC ELMO CVAS システム	1	プレゼンテーションをはじめ、視聴覚教材を用いた授業で利用
情報処理センター D201 情報処理教室	HP Pro SFF 400 G9	33	令和6年度末に新設。令和7年度より使用予定。数理・データサイエンス・AI教育プログラムの講義(ICT リテラシーI・II, データサイエンスI・II等)で使用。
情報処理センター 情報通信教育エリア	Dell HP Pro SFF 400 G9	17 14	学生の自習エリア、インターネットを利用した自主学習スペース。特に食物栄養学科ではレポート作成が多いので使用頻度が高い。令和6年度末にDellからHPに入れ替え更新。令和7年度より使用予定。
図書館	ipad NEC GN13S68GF	2 PC-5	図書館蔵書とインターネットを併用した学習を可能とするため、第2閲覧室に無線LANスポットを設け、図書館内専用のノートPCとipadを希望者に無料で貸出 特に食物栄養学科ではレポート作成や栄養計算が多いので使用頻度が高い。 第2閲覧室は自習室にも最適

学内無線 LAN スポット(校舎全域) 学生ホール・第一学生ホール・情報処理教育センター 全域・M3F 全域・講義室(8)		学生個人のノート PC 持込学習が可能 Wi-Fi
---	--	------------------------------

また、PC プレゼンソフトの利用及びデジタルメディア利用が C 棟 1F 臨床栄養学実習室及び 2F 栄養教育実習室で可能である。

次に、専門的な支援に関して、本学では、教育課程編成・実施の方針に基づき、基礎教育科目として「ICT リテラシー I」「ICT リテラシー II」の 2 科目を開講している。これらの科目を履修することによって、社会人として必要とされる情報技術を十分に習得することができる。また、個別の学生に対する専門的な支援としては、学生に常時開放されている情報通信教育エリアの端末の利用に際して何らかのトラブルが発生した場合に、本学職員が対応している。M203 コンピュータ演習室のコンピュータは、マザーボードの故障等により、オペレーティングシステムが起動しないコンピュータが複数台存在する。

続いて、施設に関して、本学では情報処理教育センター、図書館にそれぞれ学生が利用できるコンピュータを設置している。また、インターネットへの円滑なアクセスを可能とするギガビットネットワークを整備しており、学生は当該ネットワークに対して無線 LAN を用いて接続可能となっている。さらに、授業で利用できるコンピュータ教室等の特別教室も整備している。

演習室(M203)ならびに情報処理教育センターのコンピュータは購入より年数が経過しており、OS も Windows10(令和 7 年度中にサポート終了)である。以上の点と今後の本学の数理・データサイエンス・AI 教育に向けて、令和 6 年度末に最新の機能・OS を有するコンピュータを情報処理実習センター(D 棟)内に更新・設置した。

＜テーマ 基準III-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の課題＞

M203 コンピュータ演習室のコンピュータは、老朽化によるマザーボードの故障等により、オペレーティングシステム(OS)が起動しないコンピュータが複数台存在する。さらに OS である Windows10 が令和 7 年度中にサポート期間が終了するため、早急の改善が必要である。そのため、令和 6 年度末に情報処理実習センター(D 棟)内の 1 階ならびに D201 実習室に最新の機能・OS を持つ PC を更新・設置した。

＜テーマ 基準III-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の特記事項＞

特になし

[テーマ 基準III-D 財的資源]

[区分 基準III-D-1 財的資源を適切に管理している。]

<現状>

(1) 計算書類等に基づき、財的資源を把握し、分析している。

① 資金収支及び事業活動収支は、過去 5 年間にわたり均衡している。

本学は平成 8 年度決算から支出超過の状態にあり、そのため改組転換により短大の学科を大学学部に昇格させ、また学生確保を目指し更に学科の名称変更、学生確保の困難な学科の学部分けなど、留意事項履行に努めた。このような状況から本学は完成年度を終えた以降も同じ留意事項のもとに文部科学省参事官室の指導による日本私立学校振興・共済事業団(以下「事業団」)の経営相談を受けて経営改善計画(平成 20 年度～24 年度(5 カ年))を実施したが目標達成には至らなかったので経営改善計画(平成 25 年度～29 年度(5 カ年))を策定しキャッシュフローの黒字化を図ることとしたが同じく平成 29 年度末では目標達成に至らなかった。資金収支及び事業活動収支は、支出超過でありその状態が継続しているため、平成 30 年度からは経営改善計画(平成 30 年度～令和 4 年度(5 カ年))を推進してきたが経営改善にならなかった。新たに財務の健全化を図るための経営改善計画(令和 5 年度～令和 9 年度(5 カ年))を進め財務の健全化を図っているところである。

令和 6 年 3 月 11 日付で文部科学省から集中経営指導法人とする旨の伝達を受けた。これに従い、重点項目を取り入れた経営改善計画を 9 月に文部科学省に提出した。

② 事業活動収支の収入超過又は支出超過の状況について、その理由を把握している。

事業活動収支の支出超過の理由は定員割れである。

年度	R1	R2	R3	R4	R5	R6
入学者数	37	18	22	24	12	15
入学定員充足率	92.5%	45.0%	55.0%	60.0%	30.0%	37.5%
5/1 在籍者数	114	98	104	102	83	76
収容定員充足率	71.3%	61.3%	65.0%	63.7%	51.8%	47.5%

③ 貸借対照表の状況が健全に推移している。

貸借対照表関係比率において、繰越収支差額構成比率が示すように大きく支出超過であり、貸借対照表の状況は健全とは言えない。

④ 大学の財政と大学設置法人の財政の関係を把握している。

併設の岡山短期大学も同時に支出超過であるので大学の財政と合わせて学校法人全体の財政は大変厳しい状況にある。

⑤ 大学の存続を可能とする財政を維持している。

大学の存続を可能とする財政を維持するためには、経営改善計画の達成目標を達成するしかない。

貸借対照表の状況は、次表の貸借対照表関係比率のように、推移している。

貸借対照表関係比率	医療法人以外大学法人 全国平均	短大法人 全国平均	評	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
固定資産構成比率	825%	80.9%	～	96.0%	97.7%	97.1%	97.2%	96.6%
有形固定資産構成比率				76.1%	79.1%	81.6%	85.1%	90.0%
特定資産構成比率				19.8%	18.5%	15.4%	12.1%	6.4%
流動資産構成比率	17.5%	19.1%	～	4.0%	2.3%	2.9%	2.7%	3.4%
固定負債構成比率	8.6%	9.4%	▼	3.5%	3.7%	3.6%	3.7%	3.5%
流動負債構成比率	6.5%	6.5%	▼	2.5%	1.5%	1.5%	1.3%	2.3%
内部留保資産比率				17.5%	15.5%	12.9%	9.7%	3.0%
運用資産余裕比率				196.9%	167.7%	133.7%	108.6%	57.1%
純資産構成比率				94.0%	94.8%	94.9%	95.0%	94.2%
繰越収支差額構成比率				△80.5%	△91.4%	△102.9%	△117.3%	△135.7
固定比率	97.2%	95.3%	▼	102.2%	103.1%	102.4%	102.3%	102.5%
固定長期適合率	88.3%	85.5%	▼	98.5%	99.1%	98.6%	98.5%	98.9%
流動比率	269.7%	292.3%	△	158.9%	157.6%	196.4%	213.3%	147.4%
総負債比率	15.1%	16.0%	▼	6.0%	5.2%	5.2%	5.0%	5.8%
負債比率	17.8%	19.0%	▼	6.4%	5.5%	5.4%	5.2%	6.2%
前受金保有率	326.6%	430.1%	△	385.4%	247.2%	348.3%	357.7%	520.0%
退職給与引当特定資産保有率				100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
基本金比率	95.8%	94.1%	△	100.0%	99.9%	99.9%	100.0%	100.0%
減価償却比率	35.5%	36.6%	～	63.0%	64.4%	65.7%	67.1%	68.1%
積立率				23.3%	18.9%	15.2%	11.3%	6.2%

医療法人以外大学法人全国平均及び短大法人全国平均は平成14年度版日本私立学校振興・共済事業団の平成13年度の値で、同様に評は「 ▼ 低い値が良い △ 高い値がよい ～ どちらとも言えない」を示している。

大学の財政と学校法人全体の財政の関係を把握している。令和6年3月11日付で文部科学省から集中経営指導法人とする旨の伝達を受けたため、大学の存続を可能とする財政を維持でき

ているとはいえない。

⑥ 退職給与引当金等を目的どおりに引き当てている。

退職給与引当金等の引当金は適切に引き当てている。

⑦ 資産運用規程を整備するなど、資産運用が適切である。

資産運用規程を整備し資産運用を適切に行っている。

⑧ 教育研究経費を適切に処置している。

教育研究経費は、事業活動収支計算書関係比率に示しているとおり、経常収入の 20%を超え、適切に処置されている。

事業活動収支計算書関係比率

事業活動収支計算書 関係比率	医療法人以外 大学法人 全国平均	短大法人 評	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	
人件費比率	51.7%	63.0%	▼	98.8%	84.2%	79.2%	93.2%	106.8%
人件費依存率	69.4%	99.2%	▼	142.5%	119.8%	122.1%	140.1%	183.2%
教育研究経費比率	25.6%	21.9%	△	74.1%	69.2%	67.2%	74.6%	78.7%
管理経費比率	7.5%	9.1%	▼	29.5%	26.7%	26.6%	33.1%	29.4%
借入金等利息比率	0.7%	1.0%	▼	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
事業活動収支差額比 率				△102.0%	△79.3%	△73.5%	△99.6%	△114.5%
基本金組入後収支比 率				204.8%	181.3%	176.7%	203.9%	253.8%
学生生徒等納付金比 率	74.5%	63.5%	～	69.3%	70.3%	64.8%	66.5%	58.3%
寄付金比率	2.8%	2.4%	△	5.2%	4.7%	2.4%	3.4%	3.0%
経常寄付金比率				4.8%	4.4%	2.4%	3.0%	2.6%
補助金比率	12.5%	23.8%	△	15.9%	20.0%	24.1%	25.2%	17.9%
経常補助金比率				15.9%	20.1%	24.2%	25.4%	17.9%
基本金組入率	16.0%	12.1%	△	1.6%	1.1%	2.0%	1.7%	15.3%
減価償却額比率	11.1%	9.7%	～	18.9%	19.3%	18.9%	19.6%	18.3%
経常収支差額比率				△102.4%	△80.2%	△73.0%	△100.8%	△114.5%
教育活動収支差額比				△105.3%	△82.2%	△74.8%	△100.8%	△114.5%

率					
---	--	--	--	--	--

医療法人以外大学法人全国平均及び短大法人全国平均は平成 14 年度版日本私立学校振興・共済事業団の平成 13 年度の値で、同様に評は「▼ 低い値が良い △ 高い値がよい ～ どちらとも言えない」を示している。

⑨ 教育研究用の施設設備及び学習資源(図書等)についての資金配分が適切である。

教育研究用の施設設備及び学習資源(図書等)も適切の執行している。

⑩ 会計監査人の監査意見への対応は適切である。

会計監査人の監査意見は特に指摘がないが、学生募集に係るアドバイスなどへの対応は適切である。

⑪ 寄付金の募集及び学校債等の発行は適正である。

寄付金の募集は適切に行っている。また学校債は発行していない。

⑫ 入学定員充足率、収容定員充足率が妥当な水準である。

入学定員充足率、収容定員充足率は先述した通り非常に厳しい。

⑬ 収容定員充足率に相応した財務体質を維持している。

収容定員充足率に相応した財務体質も悪化している。

(2) 財的資源を毎年度適切に管理している。

① 大学設置法人及び大学は、中期的な計画に基づいた毎年度の事業計画と予算を、関係部門の意向を集約し、適切な時期に決定している。

関係部門からの意向を取り入れることができる予算編成の体制については、経営改善計画を実施していることから、この改善計画に基づき、年度末に次年度の事業計画及び予算について評議員会に諮り理事会において決定しているので、関係部門の意向は集約していないのが現状であるが、予算計画以外の関係部門からの意向が期中に生じた場合は理事長の決裁により執行する。関係部門からの意向を取り入れることもできる予算編成の体制を確立させるためにも経営改善を早期に実現させなければならない。

② 決定した事業計画と予算を速やかに関係部門に指示している。

本学は小規模校であるため、理事会で決定された事業計画に基づいた予算は事務部経理課で作成しており、特に関係部門への指示は行っていない。

③ 年度予算を適正に執行している。

経営改善プロジェクトチームにより作成された経営改善計画の実施のためには当面は事業計画に基づく予算編成が重要と考えている。もちろん経営改善プロジェクトチームには事務及び教学部門のそれぞれの長が加わり計画を推進しているので本学の教育研究に係る予算編成の手続きは十分に図れている。

本学の経常的業務に係る予算執行については経理課が必要見積を収集し、理事長の決裁を経て発注、支払いについては理事長の最終決裁となる。ただし軽微な予算執行については事後報告もある。当該年度の各科目の予算をもとに適正に執行しているので特に課題はない。

④ 日常的な出納業務を円滑に実施し、経理責任者を経て大学設置法人の長に報告している。

日常的な出納業務を学校法人会計基準に基づき円滑に実施しており、支払い業務は理事長を経て行っているので課題は特にならない。

⑤ 資産及び資金(有価証券を含む)の管理と運用は、資産等の管理台帳、資金出納簿等に適切な会計処理に基づき記録し、安全かつ適正に管理している。

資産は固定資産台帳及び備品台帳にて管理し、資金については、月別残高明細表により預金残高を管理している。譲渡性預金等大口の定期預金証書は理事長が金庫で保管している。固定資産は固定資産台帳及び備品台帳への記帳及び整理番号を記入したラベルを貼付している。計算書類、財産目録等は、学校法人の経営状況及び財政状態を学校法人会計基準に基づき適正に表示しているので課題は特にならない。

⑥ 月次試算表を毎月作成し、経理責任者を経て大学設置法人の長に報告している。

月次試算表は極力当月分を翌月までには作成し理事長へ報告している。

[区分 基準III-D-2 財的資源の実態を把握し、財政上の安定を確保するよう計画を策定し、管理している。]

<現状>

(1) 大学の将来像が明確になっている。

本学は昭和 26 年 4 月、文化国家建設のためには、特に一般女性の学識教養の向上を図り、女性の地位を世界的標準に引き上げ、一般の学術文化に関する研究と家政特に被服の専門職業に関する教育を施すことを目的とし、また、大学教育を広く地方に普及させ、地域社会の要求である地域の成人教育の充実を使命として開学し、教育理念として教育三綱領「信念貫徹、自律創生、共存共栄」を掲げた。

この教育三綱領は本学の前身である大正 13 年開学の生石高等女学校から継承するもので
信念貫徹:深き瞑想思索と不断の体験とにより道徳的信念強く実践力豊かな人間たること即ち自

我の真諦に透徹せよ。

自律創生: 道徳的・理想的に向かって人間の本務を体得(自律)し以って価値としての自我の創造につとめ以って校風の発展に努力せよ。

共存共栄: 広く世界の趨勢に鑑み、挙国一体共存共栄の精神を以って国家社会に対する責任を自覚し進んで人類の平和に貢献せよ。

となるが、学生に対して分りやすく「人は信念を持って生きるものであり、信念のない人は舵のない船のようなものである。信念とは人生の道であり、道は道路と同じで、必ず人が踏み行かなければならず、道を行かなければ怪我をし、過ちをする。信念をもって如何なることがあろうとも道をはずさず生きるとの信念を徹底しなければならない。そして、この道は人により拓かれ、道徳的・理想的に向かって人の本務を体得するもので、価値としての自我の創造につとめるとともに校風の発展に努力し、更にはその道によって世界の人と交流し、世界の平和に貢献せよ。」と説いている。

建学の精神は、本学の創設者・設置者の教育理念・理想を源にする経営の自主性を示すものであり、本学の教育の目的・目標と学習成果を達成するための基礎となるものである。そのため本学はこれを明確にして学内外に示すとともに、学内において共有している。また、建学の精神は、本学の継続的な発展を遂げるために本学の個性・特色として継承するべきであるが、時代や社会のニーズと結び付いているか、定期的に点検しなければならない。

平成 22 年度の見直しでは、更に分かり易くするために表現を以下のようにした。

自律創生: 物事をしっかりと見極め、継続的な体験と努力により人間としての品格を備え、実践的な行動力のある人間として成長せよ。

信念貫徹: 人間として成長することを自らの人生の目標として定め、本学での継続的な学びと努力で目標の達成を実現せよ。

共存共栄: グローバルな視点で、日本人として共存共栄の精神をもち、社会人として果たすべき役割を自覚し、自ら進んで世界の平和に貢献せよ。

また、平成 24 年度の見直しでは、一層分かり易くするために表現を以下のようにした。

自律創生: 道徳心を備えた実践的な行動力を修得する。

信念貫徹: 目標を達成する継続的な学びと努力を実践する。

共存共栄: 社会人の基礎力を修得し進んで世界の平和に貢献する。

(2) 大学の強み・弱みなどの客観的な環境分析を行っている。

令和 4 年度入試広報戦略会議で岡山学院大学の SWOT 分析を実施した。また、令和 6 年度入試広報戦略会議において、資料を基に岡山学院大学を再評価し、を再実施した。

岡山学院大学の強み

卒後のキャリア応援金で他大学と差別化(1)

教員・職員(2)

専門性のみならず、地域貢献に尽力している教員がいる

個性豊かな教員・職員がいる
地域密着型の実践教育の実施
学生支援意識が高い教員・職員がいる
学生(3)

9つの資格を活かして、食・栄養に関わる仕事がしたい
おかげくエンロールメントサポート(4)
入学前サポート
在学中サポート
卒業後サポート
原因不明の退学者減少
ミスマッチによる退学者減少
文科省の数理・データサイエンス・AI 教育プログラム認定制度(5)
食・栄養のデータサイエンスプログラム(仮名)
リテラシーレベルの認可

岡山学院大学の弱み
施設・設備の整備と充実を図ることが困難(1)
FD 活動をしている教員が少ない(2)
組織化が十分機能していない
公務分掌の体制が整っていない
人材・リソースが不足
危機意識の共有化
研究機関として、企業・行政とのコラボ的調査・研究が少ない
外部資金の獲得等の強化が必要である
おかげくエンロールメントサポート(4)
教職員の認識不足
メンターを超えての情報共有ができていない
文科省の数理・データサイエンス・AI 教育プログラム認定制度(5)
学生(受験生)に対するミスマッチ

岡山学院大学の機会
地元志向の若者が一定数存在する(6)
様々な分野で管理栄養士のニーズが増大する(7)
リスクリングのニーズが増加(8)
食育・健康・医療・理系・スポーツ分野から管理栄養士に関心がある(9)
オリンピックやワールドカップなどで日本人選手の活躍

香川県の栄養士養成施設が少ない(10)
高等教育の無償化(11)
健康寿命の延伸(12)
Society5.0 社会・Z世代の活躍(13)
デジタル人材の不足(14)
地域創成 2.0(15)
アジア系の留学生の受け入れ(ベトナム・ネパールなど)(16)

岡山学院大学の脅威
香川県の学生の取り合いが始まる(10)
社会の平均所得の格差が広がり、家庭の教育費・学費負担である(11)
少子化(13)
18歳人口の減少
高齢者のデジタルディバイド(14)
東京一極集中により18歳人口の流出増加(15)
アジア系の留学生の受け入れによる競争激化(16)
立地(17)
駅から遠い(専門学校との比較)
競合大学が多い(18)

(クロス分析【強み×機会】)

令和5年度

強み	機会	戦略
(2)	(6)	地方で活躍する管理栄養士・栄養士・一般職特集の実施
(3)	(7)	オープンキャンパスで活用している管理栄養士の活躍図の更新 (学生のエピソードを含む)
(4)	(8)	栄養学×Society5.0の確立 公式YOUTUBEチャンネルで大学講座を発信 (学生が登場)
	(9)	スポーツ栄養の実践 (教職員・学生が実験台)
	(10)	坂出第一高等学校と包括協定を結び、おかげくファンづくりを意識した講座を実施
	(13)	健康寿命延伸教室の質的向上とイベント出店
	(14)	栄養学×Society5.0の確立 ホームページ企画で大学教育の楽しさを発信

(クロス分析【弱み×機会】

弱み	機会	戦略
(2) (3) (4)	(6) (7) (8) (9)	教員・職員・学生で情報共有を図る 各教員がスポーツ栄養についての研究を実施することで強みに代わる
	(13)	全年齢になるので、意欲向上に向けたイベントを実施することで強みに代わる
	(14)	学生が興味のある栄養学最新ニュースを随時発信
(5)	(6) (7) (8)	「おかげくファンづくり」の方法が確立できれば、V字回復することができる。
	(9) (13)	地域貢献を意識したイベントに学生と共に参加して、他大学等から良いイベントを参考する（情報共有を必ず意識する） 朝市などに出店できれば最も良い
	(14)	学生が興味のある栄養学最新ニュースを随時発信と管理栄養士になってやりたいことの意識づけに活用する。

令和 6 年度

強み(6)×機会(14)

戦略:数理・データサイエンス・AI 教育プログラムの応用基礎レベルの実施から更なる差別化を図る。

強み(6)×脅威(7)

戦略:岡山学院大学キャリア応援助成金制度を制定し、卒業後の未来を明瞭にする。

弱み(6)×機会(14)(15)

対策:令和 7 年度に名称変更を図り、ミスマッチを解消する。

強みを最大限活かすために、「おかげくファンづくり」が、学生確保するために一番重要であることがわかる。また、「栄養学×Society 5.0 の確立」するための行動計画、「地域貢献イベントの積極的企画・参加」など岡山学院大学が V 字回復を図るポイントが多数存在する。

令和 6 年度から「数理・データサイエンス・AI 教育プログラムの認定」という新たな強みがある。令和 7 年度より名称変更を図ることでミスマッチを解消し、「数理・データサイエンス・AI 教育プログラムの応用基礎レベルの実施」と「岡山学院大学キャリア応援助成金制度の制定」を行う。

経営改善計画で「おかげくファンづくり」「栄養学×Society 5.0 の確立」「地域貢献イベントの積極的企画・参加」「数理・データサイエンス・AI 教育プログラムの応用基礎レベルの実施」「岡山学院大学キャリア応援助成金制度の制定」を重点に実施する。また、毎年 SWOT 分析を実施する予定であるため、重点事項を随時点検・改良する。さらに、追加項目があれば実施管理表に反映する。

(3) 経営実態、財政状況に基づき、経営(改善)計画を策定している。

① 学生募集対策と学納金計画が明確である。

経営改善計画(令和 5 年度から令和 9 年度)では、下記のように計画している。

岡山学院大学の令和 7 年度募集において入学定員の確保及び令和 10 年度募集までに入学定員 50 名増員を目指す。学生を継続的に確保するために、総合型選抜及び学校推薦型選抜に力を入れつつ、一般選抜の強化を図る必要がある。また、スマート OKAGAKU アクションを実施することで学生が満足して卒業することが出来ると考える。

岡山学院大学人間生活学部食物栄養学科入試戦略の KPI

令和 6 年度募集:40 名(総合型 10 名 学校推薦型 20 名 一般 10 名)

令和 7 年度募集:40 名(総合型 10 名 学校推薦型 20 名 一般 10 名)

令和 8 年度募集:44 名(総合型 12 名 学校推薦型 22 名 一般 10 名)

令和 9 年度募集:44 名(総合型 12 名 学校推薦型 22 名 一般 10 名)

令和 10 年度募集:50 名(総合型 14 名 学校推薦型 24 名 一般 12 名)

② 人事計画が適切である。

経営改善計画(令和 5 年度から令和 9 年度)では、下記のように計画している。

5 年後を見据えた中長期的な経営方針として、大学・短大で共通していることは「異次元の人事費の改善」である。本学の基本給は、平成 20 年の 5 カ年計画の俸給表を使用しており、年度を追う毎に経験年数として必ず 1 俸給上がる仕組みをとっていた。そのため、メリハリが欠けており、若手が活躍できる人事考課につながっていないと考える。そこで、2、3 年かけて昇給規定の改善を図りたい。例えば、俸給表の上昇を経験年数の俸給上げ幅を 0.7 として、それをベースに学科業務及び学生募集における貢献度-0.2 から+0.5 の貢献度の増減を次年度の基本給にするなど検討する。

また、55 歳から 65 歳定年までの教員は昇給停止となっているが、本学における新任～中堅教員の仕事量と質とを評価した上で見直しが求められる。そこで、2、3 年かけて人事考課法を策定し実施したい。例えば、現在の俸給をベースに学科業務及び学生募集における貢献度から-0.5 から+0.2 の貢献度の増減を次年度の基本給の号俸にするなどを検討する。

一方、特別専任教員と若手～中堅の専任教員との間には温度差があり、学科業務や学生募集にも影響がでている。その一因は特別専任教員の基本給が低く抑えられていることであ

るが、特別専任教員一人ひとりの契約内容(勤務形態と業務内容など)が公表されていないことも一因である。定年で再雇用した特別専任教員の余生への意識は「人生 100 年時代」において変化しており、本学の学校運営に尽力している教員もいるので、貢献度を考慮した評価を実施しなければならない。そこで、2、3 年かけて特別専任教員の人事考課法の確立と働き方改革を実施したい。例えば、専任教員と同様の全日勤務をしている大学の特別専任教員の場合の基本給は 300,000 円としているが、学科業務及び学生募集の貢献度から±25,000 円の範囲内で基本給の増減を実施することなど検討する。その際は本学の最低賃金より低くならないよう気を付ける。

③ 施設設備の将来計画が明瞭である。

経営改善計画(令和 5 年度から令和 9 年度)では、下記のように計画している。

学生生活アンケートにおいて、「トイレが古い、汚い」という答えが多い事実がある。今後トイレ改修を図るようにするが、物価高などにより、全工事合わせて 5000 万以上の支出があると考える。状況を見据えて計画に盛り込んでいく予定である。

④ 外部資金の獲得、遊休資産の処分等の計画を持っている。

経営改善計画(令和 5 年度から令和 9 年度)では、下記のように計画している。

外部資金の獲得

- GPの獲得数を増やし、教育の質の向上を図る。
- 科学研究費補助金学内説明会の回数を増やすとともに、受託研究実施者による学内研究発表を実施し、教員の研究費獲得意識の向上を図る。

寄附の充実

- 同窓会寄附、後援会助成金、卒業寄附の充実を図る。
- 特に、同窓生に対しては、母校の発展及び後輩の育成に興味をもってもらえるようホームカミングデーの更なる充実を図る。

遊休資産処分等

- 遊休資産処分計画は、里庄校地及び幸寮校地を売却したので終了する。

(4) 大学全体及び学部・研究科等ごとに適切な定員管理とそれに見合う経費(人件費、施設設備費)のバランスがとれている。

本学では、入学者の減少に伴い、定年及び自己都合の退職教職員の無補充策による人員削減、入学者数の収容定員比率を支給率に乗じた賞与の定率カット、派遣職員の活用などの策を講じて人件費を抑制しているが、一概に経常収入の増加が見込める状況ではないので、更に、人員の合理化及び抑制する賃金体系化により、令和 2 年度までに、人件費依存率を

80%以下にすることを目指したが達成できなかった。

事業活動 収支計算 書 関係比率	29年 度 決算	30年 度 決算	元年度 決算	2年度 決算	3年度 決算	4年度 決算	5年度 決算	6年度 決算
人件費比率	75.9%	82.8%	87.3%	98.8%	84.2%	79.2%	93.2%	106.8%
人件費依存率	107.2%	120.1%	132.7%	142.5%	119.8%	122.1%	140.1%	183.2%

令和 6 年度決算において、人件費比率 106.8%、人件費依存率 183.2%と高く、人事政策は、効果的に削減できていないのが現状である。

(5) 学内に対する経営情報の公開と危機意識の共有ができている。

情報公開

本学の現況を現実のものとして正確に認識し、危機意識を教職員が共有できる体制を作るために本学は学内の教職員に対して財務等の情報を公開すると同時に、本学はその公共性と社会的責任から、社会や地域に対して積極的に情報を発信し、ステークホルダー(受験生、在学生、卒業生、保護者及び高等学校進路指導教員をはじめ法人の関係者)の理解と支援を得るために財務情報及び教育情報等の公開を WEB で積極的に行う。現在も本学はホームページでそれらを公開している。また、認証評価と評価結果も合わせて積極的に公表する。

危機意識の共有

本学は建学の精神・ミッション、学園の目指す将来像を提示して、それに沿った経営戦略を立てていく。今後は特に社会の様々なニーズに応じて、多様な人材育成と質の高い教育研究を提供することが必要であり、時代に即応した教育研究の活性化及び組織の改組転換など、柔軟で機敏な対応を可能とする経営戦略を立てる。そのためには、広報活動などを通じた積極的な情報発信により、本学の建学の精神・ミッション、学園の目指す将来像を社会に示し、それに対するステークホルダーの反応に真摯に耳を傾ける必要がある。平成 22 年 3 月 11 日付で学校法人原田学園組織倫理規則を制定しその中で情報公開と危機意識の共有を明確にした。

経営危機時代の人的資源の確保

現在のような経営が悪化する時期にあっては、経営者の姿勢や責任体制が特に重要なことは当然であるが、教職員においても危機意識を持って職務を全うしなければ、教育の質の評価を受けられないまま、学校法人としての存続そのものが危ぶまれることとなる。「教育は人なり」と言われるように、優秀な教職員を確保し、FD 及び SD 等による人材の育成も図りながら、安定的に経営することは本学にとってとりわけ重要な課題であり、優れた教職員は人的な資源として重要となる。特に社会や受験生からの学校の評価は、いかに魅力ある教育を提供できるかにかかる部分が多く、教員が教育研究内容の充実を図らなければ志願者の増加や企

業の協力は望めない。経営上の危機を乗り越えるために経営者と教職員の資質向上と協力体制を充実させる。

教学の充実と経営

経営基盤の強化と教学の充実は車の両輪であり、学生にとって魅力的な教育を提供するという教学の充実は、経営基盤の強化に直結する。経営者と教職員が一丸となって、教育内容を不斷に見直し、新しい時代のニーズに応えた人材を育成する学部・学科へと変容を図る。

<テーマ 基準III-D 財的資源の課題>

令和6年3月11日付で文部科学省から集中経営指導法人とする旨の伝達を受けたため、大学の存続を可能とする財政を維持できているとはいえない。

<テーマ 基準III-D 財的資源の特記事項>

特になし

<基準III 教育資源と財的資源の改善計画>

経営改善計画(令和5年度～令和9年度(5ヵ年))に従い経営改善を図る。

【基準IV 大学運営とガバナンス】

[テーマ 基準IV-A 大学設置法人の意思決定]

[区分 基準IV-A-1 法令等に基づき大学設置法人の管理運営体制が確立している。]

<現状>

(1) 大学設置法人の長は、大学設置法人の運営全般にリーダーシップを適切に発揮している。

本学の設置者は学校法人である原田学園の理事長である。

理事長は、昭和52年3月法政大学大学院修士課程を修了と同時に同52年4月から7年間の会社勤務を経て同59年4月に学校法人原田学園主事及び英語科設置認可に係る一般教育科目「コンピュータ概論、コンピュータ演習、コンピュータ演習Ⅱ」及び専門教育科目「英文タイプⅡ(ワープロ)」担当の教員組織審査を受けた岡山女子短期大学専任講師に就任した。

同61年4月からは学校法人原田学園評議員、副理事長に就任し、平成14年からは理事長に就任して現在に至っている。また、同62年4月から平成2年3月まで法人本部長を務め、同61年以降の教員歴は、同63年4月助教授、平成元年教授、同2年副学長、同10年学長また同14年4月に併設で新設した岡山学院大学の学長及び人間生活学部の学部長に就任して現在にいたっている。

理事長は、学長として入学式の式辞において、本学公式ウェブサイトや学校案内で表明している本学の建学の精神である教育三綱領「自律創生、信念貫徹、共存共栄」を述べ、学生及び保護者は入学と同時に改めて本学の建学の精神を意識下に置く。また、式後のオリエンテーションで配付される学生便覧には、内表紙に教育三綱領を明記し、学則施行細則第1条においても明確に示し、後ページの岡山学院大学校歌の歌詞にも織り込まれ学生は常日頃から教育三綱領に触れることになる。

この他学内に対して、事務部や主要教室にも教育三綱領を掲示し、日常的な啓発にも徹している。また、年頭および年度初めの全教職員が集合する会議など機会あるごとに理事長・学長からの講話等で歴史・経緯を含めて説明がある。全学行事の際には常に校歌の合唱を行っている。

以上の通り理事長は、建学の精神及び教育理念・目的を理解し、学園の発展に寄与できる者である。

(2) 大学設置法人の意思決定は法令等に基づき適切に行われている。

理事長は、理事の互選(寄附行為の規定)により岡山学院大学の学長が掌り、法人を代表し、その業務を総理している。また、寄附行為では、理事長は職務の執行を補佐させるため副理事長を指名することができることとしている。理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときに理事長の職務を代理し又は理事長の職務を行う理事(寄附行為の規定)を1人指名している。以上の通り理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理している。

(3) 理事は、法令等に基づき適切に構成されている。

本学の最高意思決定機関は理事会である。理事会は、岡山学院大学の学長、評議員の互選による 2 人(定数 2)及び理事会が選任した理事 3 人(定数 2~4)を合わせて 6 人(定数 5~7)で構成している。

平成 29 年 4 月 1 日から「組合等登記令」(昭和 39 年政令第 29 号)の一部が改正に伴い、寄附行為の資産総額の変更にかかる登記の期限を会計年度終了後 3 月以内に変更したが、現在も決算及び事業の実績報告は、毎年 5 月の定例理事会で監事の監査報告書と共に理事会で審議決定し、同じく 5 月の定例評議員会に理事長が報告し、諮問している。また、資産総額の変更登記においても、5 月末日までに行い、更に、本学 M 棟 1 階事務室において寄附行為に規定する財産目録等の備付及び閲覧を可能とし、情報公開規程に従って財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び監査報告書等の閲覧等を可能としている。尚、これらの書類は本学公式ウェブサイトで速やかに公開している。

理事会は、組織倫理規則及び経営改善計画の中に次の教育の使命を掲げ、学園の管理運営を図っている。

- ① 本学は、自主性とも言える建学の精神である教育三綱領「自律創生、信念貫徹、共存共栄」を有し、教職員、学生及び卒業生が一体となって建学の精神を継承し高揚させるとともに、絶えず創設の理想について共通の理解を図り、学園全体を統一した教育実践の場とする。
- ② 本学は、法令遵守に基づく学校運営の統治を強化し、経営の健全性・透明性を確保し、教育の公共的性格から、教育の永続性、堅実性を保証する。
- ③ 本学は、常に自己点検・評価に基づく教育内容の充実向上を図り、文部科学大臣の認証した評価機関の認証を受け、国際的に通用する教育の質の保証を図る。
- ④ 本学は、受入れた学生が質の高い学習成果を修得する教育を行い卒業させるとともに、卒業後社会から高い評価を獲得することを最も重要な社会的責務とする。

理事会の会議は、寄附行為の規定及び理事会で制定施行した理事会会議規則により開催運営している。理事長は、寄附行為の規定に基づいて理事会を開催し、理事会の議長を掌る。理事会は理事の職務の執行を監督し、隨時理事長が招集する。また、理事長は、理事総数の 3 分の 2 以上から会議に附議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあつた日から 10 日以内に理事会を招集しなければならないことになっているが、今までその事例はない。

理事会は、毎年 3 月 5 月 10 月の定例会及び臨時会とし、寄附行為に別段の定めがある場合をのぞき、理事総数の過半数の理事の出席がなければ会議を開き、議決することはできない。

理事会は、学校法人原田学園岡山学院大学教育研究活動推進委員会規程に定める通り、岡山学院大学の教育研究水準の向上を図り、目的及び社会的使命を達成するために理事会に教育

研究活動推進委員会及び教育研究活動充実会議を置いている。この教育研究活動推進委員会は、認証評価を受審するためのものではなく本学独自の自己点検・評価を行う委員会であり、建学の精神に基づく教育研究上の理念、目的、学校教育法に定める大学の目的、我が国の高等教育の目指すべき基本方向に照らし、本学教育研究活動の充実改善に資する点検・評価を行うものである。

認証評価の受審を申し込む際には、理事会の議決を経て申し込む。申し込みが受理されたら認証評価に係る大学評価基準に基づく自己点検・評価を学科教員及び事務職員に指示し、提出期限までに理事長の最終点検を経て提出する。

私立学校法に従い理事会は、評議員会及び監事によってガバナンスを確保した業務執行を図っている。また、小規模の法人であることから事務組織においても法人本部等の事務部署を設けず、議事録の作成等の事務処理は学内理事及び学内評議員によって処理している。その他、学則の変更や学園の諸規程の制定・改正などは理事会の議決をもって実施している。

理事会は、次に掲げる事項については理事の3分の2以上の議決がなければならないこととしている。

- ① 予算及び事業計画の編成及び重要な変更、借入金(当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く)、基本財産の処分、運用財産の中不動産及び積立金の処分並びに不動産の買受けに関する事項
- ② 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄に関する事項
- ③ 私立学校法第50条第1項第3号に掲げる事由による解散
- ④ 目的たる事業の成功的不能となった場合の解散
- ⑤ 残余財産の帰属者に関する事項
- ⑥ 合併
- ⑦ 寄附行為の変更

当初予算及び事業計画については、毎年3月の定例評議員会に理事長が諮問し了承を得た後、同じく3月の定例理事会で審議し決定している。また予算の補正についても同様に評議員会に諮った後理事会で議決している。

決算及び事業の実績報告は、毎年5月の定例理事会で監事の監査報告書と共に理事会で審議決定し、同じく5月の定例評議員会に報告し、諮問している。理事会は、岡山学院大学の学長、評議員の互選による2人(定数2)及び理事会が選任した理事3人(定数2~4)を合わせて6人(定数5~7)で構成している。

以上の通り理事長は、私立学校法に則って決算の理事会議決及び評議員会への報告を各年度に滞りなく行い同時に本学公式ウェブサイトにより財務情報を公開しているので特段の課題はない。理事会は、理事長のリーダーシップのもと、私立学校法、学校教育法、大学設置基準等の法改正に対して敏感に対応を図っている。特に理事長が大学・短期大学の学長であることから学則変更等においても教授会との連携を十分に図っている。

財務情報の公開、寄附行為、役員名簿、役員報酬規程は、本学M棟1階事務室において寄附行為に規定する財産目録等の備付及び情報公開規程に従って閲覧等を可能としている。尚、財務情報の公開(財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び監査報告書等)は本学公式ウェブサイトでも公開している。

理事は、「岡山学院大学人間生活学部食物栄養学科の教育方針」を理事会で制定施行したので、建学の精神、岡山学院大学及び人間生活学部食物栄養学科の教育目標、学習成果、卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針の共通認識を図っている。

また理事は、理事会において組織倫理規則及び経営改善計画の中に教育の使命を掲げ、学園の管理運営を図っている。

理事は、寄附行為第12条第5項の規定に従い、昭和25年4月1日から起算して4年ごとに任期満了し4月1日付けで改選している。従って、現在の理事は平成30年3月28日開催の旧定期理事会及び定例評議員会において選任された理事である。尚、寄附行為附第5条に定める通り、理事は、私立学校法第38条(役員の選任)の規定に基づき選任されている。

理事長は、理事のうち1人は理事の互選により選任する。(寄附行為第6条)

監事の定数は2人(寄附行為第5条)と規定しており、理事、職員(学長、教員その他の職員を含む)又は評議員以外の者であって理事会において選出した候補者のうちから評議員会の同意を得て理事長が選任する。

次の寄附行為第12条第4項第1号の役員の解任の規定は、学校教育法第9条(校長及び教員の欠格事由)の規定に抵触しないよう、理事就任時にこれについて該当しないことを誓約書にして文部科学省に届け出ているが、在任時の欠格事由にも寄附行為に準用して次の様に定めている。

役員が次の各号の一に該当するに至った時は、理事総数の3分の2以上出席した理事会において、理事総数3分の2以上の議決及び評議員会に諮問してこれを解任し新たなる役員を選出し、これに充当することができる。

- ① 法令の規定または寄附行為に著しく違反したとき
- ② 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき
- ③ 職務上の義務に著しく違反したとき
- ④ 役員たるにふさわしくない重大な非行があつたとき

<テーマ 基準IV-A 大学設置法人の意思決定の課題>

特になし

<テーマ 基準IV-A 大学設置法人の意思決定の特記事項>

理事長は米国のアcreditationシステムを手本にして岡山学院大学の教育の質保証に取り組んできた。

平成3年7月の設置基準の大綱化により大学及び短期大学に自己点検・評価が義務化された。自己点検・評価は、米国の大学の教育の質保証で重要な役割を担うアcreditationにおいて大学が行うセルフスタディーのことである。理事長は、これからの中の大学の管理運営には、教育の質保証が重要になってくると考え、平成4年から米国のアcreditationシステムとセルフスタディーを学び本学の教育の質保証を取り入れてきた。

米国の大学の教育の質保証は、大学がアcreditationという独自の私的仕組みにより自発的かつ継続的にセルフスタディーを実施し、自らの質的水準の維持を図っている。米国のアcreditationには、100年以上の歴史があり、大学が、高等教育機関としての使命や適格性を担保した教育の質保証を報告書にしたセルフスタディーレポートを大学の関係者が相互に評価することで、大学の教育内容の充実・向上を図る自主的な活動であり連邦政府の関与はなかった。しかし近年は、奨学金の支給に関する米国の高等教育法の規定にアcreditation委員会または専門分野の認定団体の認定を受けている高等教育機関の学生であることが条件となり、アcreditationは連邦政府の制度とも紹介されるようになっている。

我が国において平成16年から法制化された認証評価はこの米国のアcreditationシステムがモデルになっており、理事長は、平成6年設立の短期大学基準協会が認証評価機関として認証を受けるための準備委員会に平成14年から加わりアcreditationシステムを参考にして短期大学評価基準の策定や第三者評価の仕組の構築に携わった。短期大学基準協会は平成17年度から認証評価を開始し、当時は第三者評価そのものの文化のない折で、理事長は事前に実施した研究交流会においてアcreditationシステムを例に挙げてピアレビューについて詳しく説明した。

理事長は、平成26年度から(一財)大学・短期大学基準協会の短期大学認証評価委員会の委員長として評価校の認証評価および短期大学教育の質保証の向上充実に取り組んでおり、さらに、令和2年度から大学認証評価委員会の副委員長を務め大学教育の質保証の向上充実にも取り組んだ。さらに、令和5年度より(一財)大学・短期大学基準協会の理事長として就任し、その説明責任を果たすためにも岡山学院大学の教育の質保証に真摯に取り組んでいる。

[テーマ 基準IV-B 教学運営]

[区分 基準IV-B-1 学習成果を獲得させるために、教学マネジメントの確立に努めている。]

<現状>

(1) 学長は、大学の運営全般にリーダーシップを発揮している。

学習成果を獲得するために教授会等の大学の教学運営体制が確立している。

学校教育法の一部改正が平成27年4月1日から施行されることを受けて、本学の教授会規程において、改正の趣旨である『教授会は、学生の入学、卒業及び課程の修了、学位の授与その他教育研究に関する重要な事項で教授会の意見を聴くことが必要であると学長が定めるものについて

て、学長が決定を行うに当たり意見を述べることとしたこと。(第 93 条第 2 項)』及び『教授会は、学長等が司る教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができることとしたこと。(第 93 条第 3 項)』について本学の教授会規程及び学則を改正し、学長は法令に則って教学運営を司っている。

学長は、理事長が兼務している。学長の人格及び大学運営に関する内容は、如上の理事長のリーダーシップ及び同特記事項に述べた通りである。

学長は入学式の式辞において、本学の建学の精神である教育三綱領「自律創生、信念貫徹、共存共栄」を述べており、学生及び保護者は入学と同時に本学の建学の精神を意識下に置く。また、式後の入学生と保護者合同のオリエンテーションで配付される学生便覧には、内表紙に教育三綱領を明記し、学則施行細則第 1 条においても明確に示し、後ページの岡山学院大学校歌の歌詞にも織り込まれていることを学長が講話する。この他学内に対して、事務部局や主要教室にも教育三綱領とその解説を掲示し、日常的な啓発にも徹している。また、年頭および年度初めの全教職員が集合する会議など機会あるごとに学長からの講話等で歴史・経緯を含めて説明がある。

更に、「建学の精神と教育理念」、そして「教育の目的・目標」、「学生の学習成果」それぞれの相互の関係を明確にして表明し、「学生の学習成果」を獲得するための「卒業認定・学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」、「入学者受入れの方針」(三つの方針)を明解に示しているかを点検する学習成果を焦点にした向上・充実のための査定の仕組の流れについて全教職員に対して日常的に認識を促し実践を求めている。

以上の通り、学長は建学の精神に基づく教育研究を推進し、大学の向上・充実に向けて努力している。

理事会によって平成 27 年 4 月 1 日に制定施行された岡山学院大学岡山短期大学懲戒に関する規程及び懲戒の運用に関する基準を学生便覧に示し、岡山学院大学学則の第 45 条及び第 46 条に規定する次の事項

第 45 条 学生にして、学校の内外を問わず学校の秩序を乱し、学生としての本分に反した者には、その輕重により、訓告、停学、退学処分に付することがある。

(2)前項の手続は学長が別に定める。

岡山学院大学学則の第 46 条

第 46 条 前条の規定のほか、次の一に該当する者は学長が別に定める手続を経て退学に処する。

- 1.性行不良で改善の見込みがないと認められた者
- 2.学業劣等で成績の見込みがないと認められた者
- 3.正当の事由なく出席常でない者
- 4.学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

について手続きを定めている。

学長(任期 4 年)の選考は岡山学院大学学長選考規程により理事会において選任する。

学長は理事会において理事定員の 3 分の 2 以上の議決により任命される。学長に事故があるとき又は学長が欠けたときは、理事長が学長代行となり、1 ヶ月以内に理事会を招集し、新しい学長を

任命しなければならない。

岡山学院大学学長選考規程

学長となる者は、岡山学院大学建学の精神を継承し、学園創立者の教育理念を理解尊重し、学園及び大学の伝統と特色とを重んじ、私立学校教育の特性を理解できる教育者でなければならない。また、教育基本法と私立学校法の精神を体し、経営基盤の健全性と公共性を尊重できる者でなければならない。その他、次の各項に抵触する者であつてはならない。

- ① 法律で定める刑罰を受けた者
- ② 非合法的政治活動に従事した者
- ③ 経済的破綻者
- ④ 心身に著しく障害のある者
- ⑤ その他理事会において不適当と認めた者

以上の通り、学長は学長選考規程に基づき選任され、教学運営の職務遂行に努めている。

(2) 学長等は、教授会を学則等の規定に基づき開催し、適切に運営している。

大学の管理運営体制は、学長の下に食物栄養学科と事務部で体制を整えている。理事長が任命する学科長が学科の管理を行っている。主として学科の教学運営は学長が統括している。

学長は、本学の教育研究活動全般についての諸事項の決定は、法令に規定されるものは決定を行うに当たり意見を求め、それ以外のものは学長の専決事項として決定し、後の教授会でその旨を報告している。教授会は毎月第1木曜日を定例とし、年間行事予定表にも新年度開始時から組み込まれている。予定に変更がある場合は、速やかに全教授に対する掲示によりその旨連絡をする。また、緊急を要する場合は、電話にて全教授に対して開催を通知し、過半数の出席者が確保できる最も早い時間に開催し、審議により議決を図る。

岡山学院大学学則に規定する教授会

教授会は、本学の教授をもって組織し、准教授、その他の教員を加えることができる。教授会は次の事項を審議し、学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

- ① 学生の入学及び卒業に関すること
- ② 学位の授与に関すること
- ③ 教育課程の編成に関すること
- ④ 学生の懲戒に関すること
- ⑤ その他教育研究に関する重要な事項で教授会の意見を聴くことが必要であると学長が定めること

教授会は学長が司る教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

であるので、本学の教授会規程との整合性も図られている。

本学の教授会は、岡山学院大学教授会規程に則って学長及び専任の教授をもって構成し、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べる。

- ① 学生の入学に関すること
- ② 卒業認定に関すること
- ③ 学位の授与に関すること
- ④ 教育課程の編成に関すること
- ⑤ 学生の懲戒に関すること
- ⑥ 教育職員の資格審査についてのこと
- ⑦ 学則その他関係の規程の制定・改廃についてのこと
- ⑧ 諸施設の新設・改廃についてのこと
- ⑨ 学生の退学・休学・再入学・復学・転学・編入学・科目等履修生及び聴講生についてのこと
- ⑩ 大学の行事に関すること
- ⑪ その他教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聞くことが必要なものとして学長が定めたこと

また、教授会は、学長が司る教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができることになっているが、現在のところ事例はない。

大学短大の合同教授会は、岡山学院大学岡山短期大学合同教授会規程に即して学長及び大学及び短大の専任の教授をもって構成し、学生の生活指導に関することや学園全体の教育及び行事に関する事を審議議決する。

教授会の議事録は総務課が作成し総務課において整備してある。

教授会は、理事会で制定された岡山学院大学人間生活学部食物栄養学科の教育方針及び学習成果を獲得させるために、三つの方針のもとに「学習成果を基にした教育の方法、実践」を行い、成績評価など学習の結果について量的・質的データをもとにして学習成果の獲得状況について分析を行うアセスメント・ポリシーを共有している。また、学生の学習成果、三つの方針の点検、教育の方法・実践、および学生のニーズの点検などにおいて PDCA サイクルを用いて本学の教育の質保証の向上・充実を図ることを FD 委員会で進めている。

学長の下に次の委員会を設置し、大学の管理運営に努めている。

大学短大 FD 委員会(岡山学院大学岡山短期大学 FD(ファカルティ・ディベロップメント)委員会規程)

教員の大学教育に対する教育研究の使命及び教育意識の改革を含めて、大学の教育、研究、

社会サービスの機能の充実を図るための教員の資質開発を目的として、岡山学院大学及び岡山短期大学の全ての教員組織でもって岡山学院大学 FD 委員会及び岡山短期大学 FD 委員会(以下「FD 委員会」という。)を組織し、教育課程や特に授業に関する資質開発を最重要とし、大学の教育課程にある授業の構成要素への理解を深め、教育課程を改善することを目的とし、それらと関わる教員自らの資質開発を目指している。また、大学の教育理念及び目標の認識、各学科の教育目標とカリキュラム構成の原理、担当授業科目の授業設計、教授法、成績評価の原理等を毎年 12 月にワークショップ形式で、関係教員相互の意見交換及び討論を通じて、岡山学院大学及び岡山短期大学の教育の在り方を具体にしている。

学生相談室運営委員会(岡山学院大学岡山短期大学学生相談室規程)

本学の学生生活を営む上で、学生の修学及び学生生活の相談に適切に対応するため、岡山学院大学及び岡山短期大学学生相談室を置き、委員会は、相談室が診療及び治療を行うものではなく、学生生活を営む学生に対する学生サービスの一環として、学生の個人的諸問題について相談に応じ、援助を行うことを前提とする相談室の運営について審議する。

大学奨学生選考委員会(岡山学院大学奨学生選考委員会規程)

日本学生支援機構及び各種公的奨学生候補者を選考するため、奨学生選考委員会を置き、奨学生候補者を面接及び選考、奨学生の指導等を行っている。

図書館委員会(岡山学院大学岡山短期大学図書館委員会規程)

岡山学院大学及び岡山短期大学の教育方針に即した効果的な図書館運営を行うため本学に図書館委員会を置き、図書館の運営及び図書の購入の方針、その他図書館の閲覧規則及び運営規則等に関する事項について審議する。

<テーマ 基準IV-B 教学運営の課題>

特になし

<テーマ 基準IV-B 教学運営の特記事項>

特になし

[テーマ 基準IV-C ガバナンス]

[区分 基準IV-C-1 監事は法令等に基づき適切に業務を行っている。]

<現状>

(1) 監事は、大学設置法人の業務及び財産の状況並びに理事の業務執行の状況について適宜

監査している。

監事は寄附行為の規定に基づいて適切に業務を行っている。

監事は、評議員会の同意を得て理事会において選出した学外の者 2 人(定数 2)がその任に当たっている。平成 17 年 4 月から私立学校法の改正を受けて、文部科学省が開催した監事研修会に毎年出席しガバナンスの強化を図っている。

学校法人の業務及び財産の状況について理事会及び評議員会に出席して理事の業務執行状況及び議題によっては予算の執行状況を監査する。

(2) 監事は、大学設置法人の業務及び財産の状況並びに理事の業務執行の状況について、関係会議で意見を述べている。

議事録

理事会及び評議員会に出席しての監事の意見は、主として経営改善計画についてである。文部科学省に経営改善計画の実施報告を提出する際に、監事の所見を提出するので、理事会において所見を述べている。

(3) 監事は、大学設置法人の業務及び財産の状況並びに理事の業務執行状況の監査を行い、法令等に基づき毎会計年度、監査報告書を作成し提出している。

監事は学校法人監査基準の基に次の職務を遂行している。

- ① この法人の業務を監査すること
- ② この法人の財産の状況を監査すること
- ③ この法人の理事の業務執行の状況を監査すること
- ④ この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後二月以内に理事会及び評議員会に提出すること
- ⑤ 第①号から第③号までの規定による監査の結果、この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを文部科学大臣に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること
- ⑥ 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して理事会及び評議員会の招集を請求すること
- ⑦ この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会に出席して意見を述べること

また、第⑥号の請求があった日から五日以内に、その請求があった日から二週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会又は評議員会を招集することができることになっているがこのような事例

はない。

更に、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をする恐れがある場合において、当該行為によってこの法人に著しい損害が生じるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができることになっているが同様に事例はない。

学校教育法施行規則の規定に基づき、教育情報を公表し、私立学校法の規定に基づき、財務情報を公開している。それらは本学公式ウェブサイトの「情報の公開等」で掲載している。また、財務情報は経理課の所在するM棟1階の事務室に備え置き、本学に在学する者その他の利害関係人から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供することとしている。

[区分 基準IV-C-2 評議員会等は法令等に基づき開催され、諮問機関等として適切に運営している。]

<現状>

(1) 評議員会等の諮問機関等は、法令等に基づき適切に運営している。

評議員会は寄附行為の規定に基づいて開催し、理事長を含め役員の諮問機関として適切に運営している。

評議員会は、理事長の諮問機関として15人の評議員(定数15~20)で構成している。15人の評議員は、本学の教職員4人(定数3~5)、25才以上の卒業生2人(定数2)、理事から選任された理事2人(定数2)、学長1人(定数1)、在学生の保護者3人(定数3~5)及び学校法人に関係ある学識経験者3人(定数2~5)となっている。評議員会の会議は、寄附行為の規定及び理事会で制定施行した評議員会会議規則により開催運営している。

評議員会の会議

評議員会の議長は会議のつど評議員の互選で定める。評議員会の会議は定例及び臨時会とし、定例会は毎年3月及び5月に招集する。臨時会は理事長が必要と認めたとき又は評議員総数の3分の1以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合に、その請求のあった日から20日以内に招集しなければならないことになっているが、現在までその事例はない。

理事長は、理事会で審議する前に、次に掲げる諮問事項についてあらかじめ評議員会の意見を聞かなければならぬことになっており、評議員会の会議で了承を得た後、理事会を開催している。

- ① 予算、借入金(当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。)基本財産の処分、及び運用財産中の不動産及び積立金の処分並びに不動産の買受けに関する事項。
- ② 事業計画及び事業に関する中期的な計画に関する事項。

- ③ 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄に関する事項。
- ④ 合併。
- ⑤ 寄附行為の変更に関する事項。
- ⑥ 理事の三分の二以上の同意による事由及び目的たる事業の成功不能の事由による解散。
- ⑦ 残余財産の処分に関する事項。
- ⑧ 役員に対する報酬等(報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。)の支給の基準
- ⑨ その他学校法人の業務に関する重要事項。

また、理事会において議決された決算及び実績の報告は、理事長が監事の意見を付して評議員会に報告し意見を求めることがなっている。

[区分 基準IV-C-3 会計監査人は法令等に基づき適切に業務を行っている。]

<現状>

- (1) 会計監査報告書を作成し、監事及び理事会に提出している。

会計監査人は学校法人の業務及び財産の状況について理事会及び評議員会に出席して理事の業務執行状況及び議題によっては予算の執行状況を監査している。

[テーマ 基準IV-D 情報公表]

[区分 基準IV-D-1 大学は、高い公共性と社会的責任を有しており、積極的に情報を公表・公開して説明責任を果たしている。]

<現状>

- (1) 法令に基づき、教育情報及び財務情報等を公表・公開している。

学校教育法施行規則の規定に基づき、教育情報を公表し、私立学校法の規定に基づき、財務情報を公開している。それらは本学公式ウェブサイトの「情報の公開等」で掲載している。

- (2) 自主的な行動規範であるガバナンス・コードを定め、公表している。

財務情報は経理課の所在するM棟1階の事務室に備え置き、本学に在学する者その他の利害関係人から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供することとしている。

<基準IV-C ガバナンスおよび基準IV-D 情報公表の課題>

特になし。

<基準IV-C ガバナンスおよび基準IV-D 情報公表の課題の特記事項>

特になし。